

# 2013

オリックス生命の現状  
〈平成24年度決算報告〉



# ほかにはないアンサーを。

オリックスグループの一員として、

当社は生命保険事業を通してステークホルダーの皆さまに

「ほかにはないアンサー」をご提供してまいります。

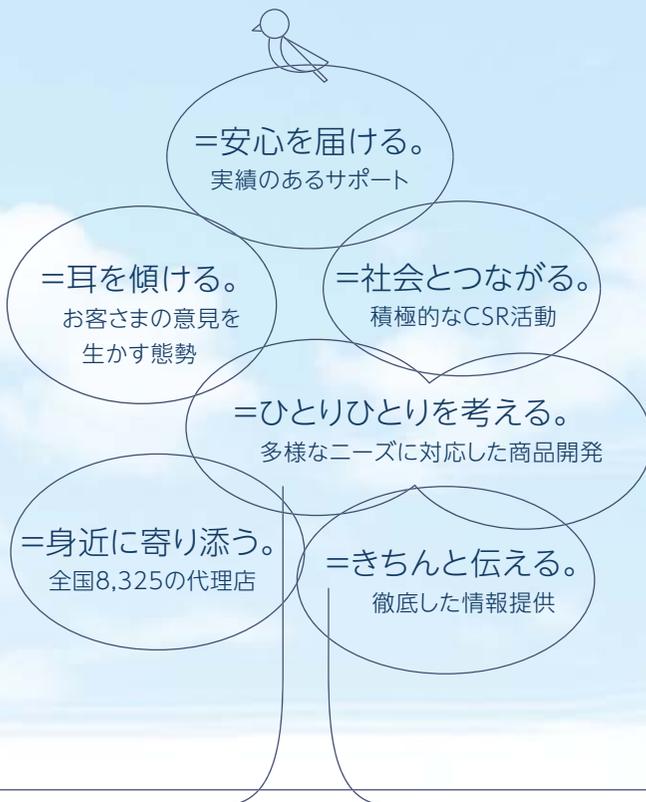


お客さまにとって必要なもの

お客さまにとって便利なもの

お客さまにころからご納得いただき

ご満足いただくために。



## 会社概要

名	称	オリックス生命保険株式会社
本	社	所在地 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ
設	立	1991年4月12日
代表取締役会長兼社長		水盛 五実
資	本	金 400億円
株	主	オリックス株式会社(100%)

- 2 ごあいさつ
- 3 オリックスグループの企業理念
- 4 オリックスグループのご紹介
- 6 トピックス
- 8 社会貢献活動

## 2012年度決算のご報告

- 11 2012年度の事業概況
- 13 契約の状況(個人保険)
- 14 収益の状況
- 15 資産・負債の状況
- 16 健全性について
- 18 企業価値の指標 エンベディッド・バリュー(EV)

## お客さまにご満足いただくために

- 19 オリックス生命CS宣言
- 19 お客さまの声にお応えする態勢
- 22 保険金・給付金等の支払態勢について
- 26 お客さまへの情報提供
- 28 販売形態
- 31 教育・研修の概略
- 32 新規開発商品の状況
- 34 保険商品一覧

## コーポレートガバナンスの強化について

- 37 法令等遵守の態勢
- 39 リスク管理の態勢
- 41 情報システムに関する状況
- 42 反社会的勢力に対する基本方針
- 42 利益相反管理態勢について
- 43 勧誘方針
- 44 金融ADR制度への対応
- 44 個人情報保護について
- 45 個人情報の取扱いについて

## 会社概要

- 47 会社沿革
- 48 主要な業務の内容
- 48 経営の組織
- 49 取締役および監査役
- 49 執行役員
- 49 従業員の在籍・採用状況
- 49 平均給与(内勤職員)
- 49 平均給与(営業職員)
- 50 店舗網一覧
- 50 資本金の推移
- 50 株式の状況
- 50 主要株主の状況

## 諸データ

## ごあいさつ

皆さまには、日頃よりオリックス生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社では、2012年度の決算の概況、および当社の主な活動をご報告申し上げます。ディスクロージャー誌「オリックス生命の現状2013<平成24年度決算報告>」を作成いたしました。ご高覧の上、より一層のご理解をいただければ幸いに存じます。

当社は、1991年にオリックスグループの生命保険会社として営業を開始して以来、22年が経過しました。この間、生命保険業界を取り巻く環境には厳しいものがありましたが、社会から信頼される会社を目指し、健全な経営と安定した成長の実現に取り組んでまいりました。

日本経済は、2012年12月の政権交代を機に、株安・円高のトレンドが反転しており、日本銀行による大幅な金融緩和政策、政府による機動的な財政政策と成長戦略により、経済成長率が押し上げられるなど、期待が高まっています。このような中、当社は、引き続きお客様のニーズに的確に応え、シンプルでわかりやすい保険商品を提供することで、お客さまからの信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

2012年度は、6月に「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」を発売しました。12月には、「死亡保障付医療保険キュア・エス」に先進医療特約の付加を可能にし、さらに同商品を

「死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル」という商品名で通信販売を開始しました。また、2013年2月には「収入保障保険キープ」を改定するなど、商品ラインアップの拡充を図りました。

おかげさまで、10月には保有契約高は5兆円を超え、2013年2月には医療保険キュアシリーズの保有契約件数が100万件を突破しました。あらためて、皆さまの当社に対するご支援、ご愛顧に対し、厚く御礼申し上げます。

今後も経営の健全性の確保に努め、お客さまから信頼され、ご満足いただける生命保険会社を目指してまいりますので、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役会長兼社長  
水盛 五実

## ■ オリックスグループの企業理念



企業理念

オリックスは、  
たえず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、  
新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献してまいります。



経営方針

- 1 オリックスは、お客さまの多様な要請に対し、  
たえず質の高いサービスを提供し、強い信頼関係の確立を目指します。
- 2 オリックスは、連結経営により、すべての経営資源を結集し、  
経営基盤の強化と持続的な成長を目指します。
- 3 オリックスは、人材の育成と役職員の自己研鑽による資質の向上を通じ、  
働く喜びと誇りを共感できる風土の醸成を目指します。
- 4 オリックスは、この経営方針の実践を通じて、  
中長期的な株主価値の増大を目指します。



行動指針

### Creativity

先見性と柔軟性を持って、  
たえず創造力あふれる行動をとろう。

### Integration

お互いの英知と情報を結合させ、人間的な  
ふれあいを通じて、グループ力を高めよう。

これまでの精神を土台として目指す企業像を明確化

## オリックスが目指す企業像

# EC21 *Excellent Company*

オリックスでは、「21世紀における Excellent Company」を目指すために、  
企業行動憲章ともいうべき「EC21」を定めています。

「EC21」では、「企業理念・経営方針・行動指針」を踏まえて、「オリックスが目指す企業像」を明確化し、  
これを実践するための「企業行動規範」、「役職員行動規範」および「役職員行動実践」を定めています。

### 誇り

市場に高く評価される  
新しい価値の創造によって  
経済的なインパクトを生み出し、  
**「誇り」ある活動を行う企業**

### 信頼

株主・お客さま・従業員などを含め  
社会の多様な期待に応える  
高い能力と謙虚な姿勢を持ち、  
**関係する人々から「信頼」される企業**

### 尊敬

社会的な規範を守り、公正かつ  
透明な活動を行う優れた社風を  
持ち、社会との調和を保って、  
**広く世の中から「尊敬」される企業**

# オリックスグループのご紹介

オリックスグループは、1964年に創業して以来、リース事業からスタートして隣接分野に次々と進出し、さまざまな専門性を獲得することにより、事業を進化させてまいりました。

経済環境は常に変化し、お客さまのニーズも複雑化・多様化しています。オリックスグループは、このような変化に対応しながら新しいサービスや事業を創り出し、それらから蓄積したノウハウを金融からサービス、そしてオペレーションの分野へと拡大し、新しいビジネスを追求しています。

現在では、法人金融サービス、メンテナンスリース、不動産、事業投資、リテール、海外の6つの事業セグメントで展開しています。海外においては、1971年の香港進出を皮切りに世界27カ国・地域に拠点を設け、グローバル企業として成長し続けています。

オリックスグループは、各事業分野においてさらに専門性を高めるとともに、グループ各社が連携することで生まれるシナジー効果を最大限に発揮し、これからも先進的・国際的な金融サービス事業を通じて新しい価値を創造し、社会に貢献できる企業グループを目指してまいります。

## オリックスグループ概要

(2013年3月31日現在)

会社名	オリックス株式会社 (英文名 ORIX Corporation)	従業員数	19,043名
設立	1964年4月	発行済株式総数	124,871,476株
本社所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル	上場証券取引所	東京・大阪 市場第一部 (証券コード:8591) ニューヨーク(証券コード:IX)
代表者	取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO 宮内 義彦 取締役 兼 代表執行役社長・グループCOO 井上 亮 取締役 兼 代表執行役副社長・グループCFO 浦田 晴之	事業内容	多角的金融サービス業
決算期	3月	グループ会社	連結会社642社 関連会社88社
株主資本	1,643,596百万円	拠点数	国内1,192拠点 海外343拠点(27カ国・地域)
		U R L	<a href="http://www.orix.co.jp/">http://www.orix.co.jp/</a>

オリックスグループは、さまざまな金融商品やサービスをご提供しています。

## 1 金融商品・サービス

### ① 預金

オリックス銀行は、インフラコストを抑えシンプルな商品に特化することで実現した、高水準な金利の円定期預金をご提供しています。個人のお客さまには、インターネット取引専用の「eダイレクト預金」や通販型定期預金「ダイレクト預金」を、法人のお客さまには「法人eダイレクト預金」をご用意しています。

口座開設などの手続きは、インターネットや電話、郵送にて行うことができます。

### ② 不動産投資ローン

オリックス銀行は、不動産投資用の住宅ローンに特化し、お客さまのニーズに合わせたオーダーメイド型の住宅ローンをご提供しています。東京・大阪・福岡の3カ所に住宅ローンプラザを開設し、「アパートローン」や「投資用セカンドハウスローン」などの商品を取り揃えています。

### ③ カードローン

#### 【オリックス銀行カードローン】

オリックス銀行は、幅広い金利帯・限度枠を設定した「オリックス銀行カードローン」をご提供しています。お借入れやご返済は、振り込みに加えて提携ATMのご利用が

可能です。

また、振り込み融資や残高照会などが行えるお客さま専用のウェブサイト「メンバーズナビ」をご用意しています。



#### 【オリックスVIPローンカード】

オリックス・クレジットは、リーズナブルな金利とゆとりのある利用枠が特徴の「オリックスVIPローンカード」をはじめ、インターネット取引に特化した「カードレスVIP」や個人事業主向けの「ORIX CLUB CARD」など、多彩でユニークな商品をご提供しています。

お借入れやご返済は、都市銀行全行をはじめ、ゆうちょ銀行や地方銀行、信用金庫など日本全国のCD・ATMがご利用可能です。ローン事業に加えて、各金融機関(都市銀行、地方銀行など)における個人向けローンや個人事業主向けローンに対する信用保証事業も積極的に展開しています。



## 2 その他、生活を豊かにするサービス

### ① マンション・戸建

オリックス不動産は、住まいづくりの専門家として常に新しい居住空間の提案・設計にチャレンジしています。規格化されたコンセプトやデザインではなく1件1件手作り感覚で練り上げる商品企画を大切に、地域や立地に応じたオンリーワンの住まいをご提供します。



総戸数874戸  
「大阪びびきの街  
ザ・サンクタスタワー」

### ② ホテル・旅館

オリックス不動産は、多様なニーズに対応した施設運営を行っています。

#### ●ビジネスホテル

「ブルーウェーブイン」(北海道/東京都/大阪府/広島県/福岡県/鹿児島県)・「ホテルJALシティ羽田 東京」(東京都)

#### ●シティホテル

「クロスホテル」(北海道/大阪府)  
「ハイアットリージェンシー京都」(京都府)

#### ●サービスアパートメント

「ハンドレッドステイ東京新宿」(東京都)

#### ●リゾートホテル

「ホテルリゾルクス車山」(長野県)・「ブルーリッジホテル」(兵庫県)  
「三田ホテル」(兵庫県)・「ホテル ユニバーサル ポート」(大阪府)

#### ●温泉旅館

「杉乃井ホテル」(大分県)・「御宿東鳳」(福島県)・「大月ホテル 和風館」(静岡県)  
「ホテル ミクラス」(静岡県)・「蓼科グランドホテル滝の湯」(長野県)



ホテル ミクラス

### ③ 水族館

オリックス不動産は、神奈川県とのPFI事業として「新江ノ島水族館」を運営しています。

そのノウハウを生かし、2012年3月には京都市の梅小路公園内に「京都水族館」を、5月には東京スカイツリータウン®内に「すみだ水族館」をオープンし、人気を集めています。



京都水族館

### ④ ゴルフ場

オリックス・ゴルフ・マネジメントは、全国にゴルフ場40カ所、練習場2カ所、インドア・スクール1カ所を展開しています(2013年7月1日現在)。「先進」「安定」「満足」という企業理念のもと、「1日を、大切に」するゴルフ場へ。をサービスブランドに掲げ、さらなるサービス向上に努め、ゴルファーの皆さまから、より一層愛されるゴルフ場を目指しています。



武蔵OGMゴルフクラブ  
(埼玉県)



富士OGMエクセレントクラブ  
伊勢大鷲コース(三重県)

### ⑤ 高齢者住宅

オリックス・リビングは、生活・介護・医療サービスを連携させた有料老人ホーム「グッドタイム リビング」と、アクティブシニアを対象とした高齢者向け賃貸住宅「プラテシア」を首都圏と関西圏に22カ所運営しています(2013年7月1日現在)。「新しい介護の常識」を創造し、「安心と賑わいのある暮らし」をご提供しています。



安心と賑わいの  
「オリックス・リビング」の介護

### ⑥ カーリース/レンタカー/カーシェアリング

オリックス自動車は、お客さまのライフステージの変化や、利用目的・利用時間に応じた最適なカーライフを実現する各種サービスをご提供しています。

#### ●カーリース

個人向けカーリース「いまのりセブン」は、7年契約のため月々のお支払い額は安く、好きな新車をお選びいただけます。

#### ●レンタカー

オリックスレンタカーは、全国に約900拠点あり、メーカーを問わない多彩なラインアップから、目的に合わせて最適な1台をお選びいただけます。

#### ●カーシェアリング

オリックスカーシェアは、ガソリン代・駐車場代・保険・整備代などの維持費が全て不要で、首都圏・中部・近畿エリアを中心に約1000カ所で展開しています。最短30分から15分単位で、24時間いつでもご利用いただけます。



オリックスカーシェアのカーシェアリングステーション

### ⑦ オリックス・バッファローズ

オリックス・バッファローズは、プロ野球を「エンターテイメント」として捉え、野球が持つ「感動」と「興奮」、そして「夢」をお届けしています。また、社会的責任の一環として、地元・地域の発展、スポーツ文化の啓蒙などに積極的に取り組んでいます。

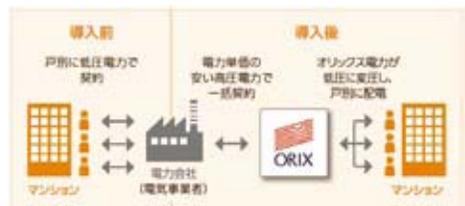


© ORIX Buffaloes

### ⑧ 電力一括購入サービス

オリックス電力は、割安な高圧電力を電力会社から一括受電し、マンションに居住するお客さまに低圧に変圧し配電することで、電気利用料金を削減するサービスをご提供しています。また、太陽光発電システムと組み合わせて新築マンションに導入し、再生可能エネルギーの利用と電気利用料金の削減を同時に実現することも可能です。

電力一括  
購入サービス図



# トピックス

## 1 医療保険キュアシリーズ\*、保有契約100万件突破

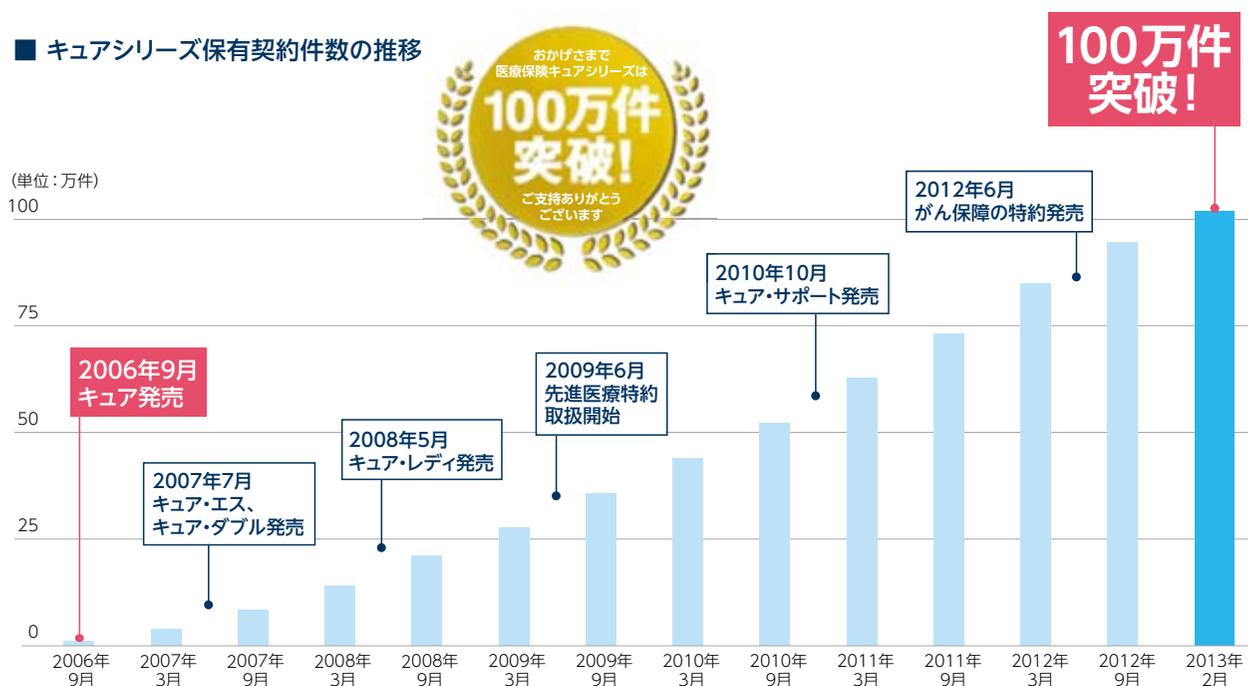
主力商品の「医療保険キュア」をはじめとする“キュアシリーズ”は、2006年の発売以来、長きにわたりお客さまにご支持をいただいています。

また、「がん保険ビリーブ」「収入保障保険キープ」「定期保険ファインセーブ」「インターネット申込専用定期保険ブリッジ」などの商品も大変ご好評をいただき、2012年4月に個人向け保険の保有契約件数が150万件を突破しました。また、2013年2月には“キュアシリーズ”の保有契約件数が100万件を突破しました。

契約件数の伸びとともに契約高も増加し、2012年10月には個人保険の保有契約高が5兆円を突破しました。

\*キュア、キュア・レディ、キュア・サポート、キュア・エス、リリーフ・ダブルのことです。

### ■ キュアシリーズ保有契約件数の推移



## 2 新商品の販売と取扱い拡大

32ページへ →

### ① お客さまのニーズに合った商品の開発

2012年6月にがん保障を手厚くする「がん診断治療給付金特約」と「がん通院特約」を発売しました。2013年2月には、「収入保障保険キープ」を改定し、身体障害の状態になられたときのほかに、特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により約款所定の状態に該当された場合にも、以降の保険料払込を免除する「特定疾病保険料払込免除特則」付き商品を発売しました。

また、2013年4月にはお手頃な保険料でがんになったときの経済的負担を一定期間しっかりサポートする「がん保険フォース」を発売しました。

### ② 商品・サービスの取扱い拡大

代理店チャネルで販売している「医療保険キュア・エス」の通信販売専用ペットネームを一般公募し、「死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル」として2012年12月から通信販売での取扱いを開始しました。また、2013年4月からは「収入保障保険キープ」の通信販売による取扱いも開始しています。

### 3 ホームページの拡充

#### ①「代理店募集サイト」の開設

当社のビジネスパートナーとして生命保険募集代理店業務を行っていただく方々を広く募集するために、オリックス生命代理店の事業メリット、代理店登録までの流れ、すでに代理店としてご活躍いただいている方々のインタビューなどを掲載した専用サイトを2012年6月に開設しました。

URL <http://www.orixlife-ag.com>

#### ②「保険金・給付金請求ページ」のリニューアル

お客さまが保険金や給付金の請求をする際の手続きをスムーズに行えるよう、2012年7月にホームページに新たな機能と情報を追加しわかりやすくしました。

URL <http://www.orix.co.jp/ins/csc/hokenkin/index.htm>

24ページへ →

#### ③「保険比較サイト」「保険見直しサイト」の開設

オリックス生命が2011年7月に実施した「保険商品の選択に関する調査」において、84.9%の方から「保険商品の比較表があったら利用したい」との回答をいただいたため、お客さまの声にお応えし、保険商品をご検討される際の参考情報として2012年6月に「保険比較サイト」を開設しました。また、2012年12月には、お客さまがニーズの変化に応じて生命保険契約を見直す際のお役立ち情報や保険料試算ができる「保険見直しサイト」も開設し、ホームページでのサービス拡充に努めています。



30ページへ →

### 4 ソーシャルメディア公式アカウントの開設

お客さまとの双方向の会話を促進し、お客さまの生の声を商品やサービスの開発・改善へ生かすため、2012年9月に4つのソーシャルメディア (Facebook®, Google+, twitter, YouTube) 公式アカウントを開設しました。



### 5 防災関連情報サイト“ハザードラボ”への協賛

お客さまがリスクに備える参考情報としてお役立ていただきたいと考え、2012年10月から防災関連情報サイト“ハザードラボ”へ協賛しています。

“ハザードラボ”は、「知る、考える、備える」をキャッチフレーズに、電磁氣的観測により1～2週間前の地震発生を予測する「地震予測情報」の無料公開や各種防災関連の情報を掲載しています。メールアドレスを登録すると、情報更新時や緊急時に予測情報メールが配信されます。

URL <http://www.hazardlab.jp>



\*本サイトで公開する「地震予測情報」は、あくまでも「参考情報」であり、的中率などを保証するものではありません。地震リスクへの備えや防災意識の向上を目的として防災に関する情報を提供しています。

# 社会貢献活動

当社は、社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

また、オリックスグループは、2006年4月に「オリックス社会貢献基金」を設立し、今後さらに持続的に活動していくため、2010年4月に「一般財団法人オリックス財団」を設立しました。2010年12月1日に公益認定をうけ、現在は公益財団法人として活動しています。当社もオリックスグループの一員として社会貢献活動や社員ボランティア活動を支援しています。

2012年度のオリックス財団での主な活動は以下のとおりです。

## オリックス・バファローズの野球観戦に、子どもたちをご招待

毎年、オリックス・バファローズの野球観戦に、児童養護施設などの子どもたちをご招待しています。

2012年度は長崎県や関西・四国エリアの児童養護施設の職員・子どもたちと、東日本大震災以降、関西エリアに避難中のご家族など、約860名を京セラドーム大阪にご招待しました。オリックスグループの社員と現役の大学生もボランティアとして協力し、プロ野球観戦とともにチアリーダーのダンスレッスンや、選手・マスコットとの記念撮影、そして試合終了後にグラウンドでフィールドランニングを体験するなど、併催イベントも実施しました。



## オリックス不動産が運営する水族館に、子どもたちをご招待

新江ノ島水族館（神奈川県藤沢市）、すみだ水族館（東京都墨田区）、京都水族館（京都府京都市）に、児童養護施設、母子生活支援施設、障がい者・障がい児施設利用者と、東日本大震災以降避難されているご家族、約1,100名をご招待しました。京都水族館とすみだ水族館は、それぞれ2012年3月と5月に開業したことから、初めて来場される方が多く、子どもたちのみならず、付き添いのご家族も一緒に楽しんでいただきました。

また、新江ノ島水族館は初の試みとして全館1日貸切にし、障がい者・障がい児施設利用者とそのご家族、同施設の職員をご招待しました。普段は遠慮して足が遠のきがちな水族館を、通常よりもゆったりとした、思い思いのスケジュールで、相模湾大水槽やイルカのショーなどを堪能いただきました。



## 沖縄サンゴ礁再生プロジェクトで、「児童体験プログラム」を実施

オリックス不動産が2008年から取り組んでいるサンゴ礁再生プロジェクトの中で、「児童体験プログラム」を実施しています。2013年3月、沖縄県内の児童養護施設・母子生活支援施設・里親会の子どもたちと、職員46名をご招待し、海へ移植するサンゴの苗作りを体験いただきました。

このプログラムは、海に生息するさまざまな生物に触れ合うことで、沖縄の海について学ぶとともに、自然環境に関する理解を深めることをコンセプトとしています。



## 東日本大震災復興支援の一環として、福祉車両を寄贈

東日本大震災の復興支援の一環として、岩手県と福島県の高齢者施設と障がい者支援施設に、合計5台の福祉車両を寄贈しました。

施設の規模や利用形態に応じて、ミニバンや大型のバンをご用意し、施設利用者の送迎や巡回訪問の際などにご利用いただいています。



## オリックスグループが運営する宿泊施設に、被災家族をご招待

オリックスグループが運営する保養所や、東山温泉「御宿 東鳳」(福島県会津若松市)に、東日本大震災で被災したご家族をご招待しました。

東京フィル交響楽団によるミニコンサートや、バイオリンなどの楽器に直接触れることができる楽器体験会を開催しました。



## 新日本フィルハーモニー交響楽団と復興支援コンサートを実施

2013年3月、東日本大震災復興支援を目的に、新日本フィルハーモニー交響楽団とともに、1,300名規模のチャリティコンサートを日比谷公会堂で開催しました。

「音楽の魅力を通して被災地の復興を」をテーマに、岩手県、宮城県、福島県後援のもと、被災者家族を中心にオリックスグループ本社のある東京都港区民をはじめ、東京都民を幅広くご招待しました。

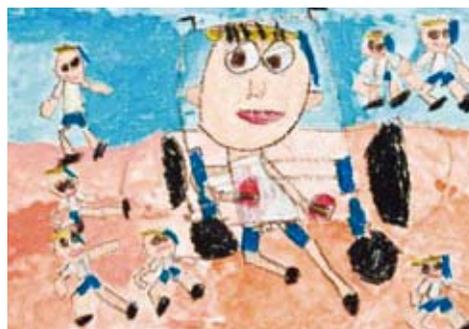


© K.MIURA

## 「肢体不自由児・者の美術展」で「オリックス賞」を授与

毎年、12月の障害者週間に「肢体不自由児・者の美術展」が開催されます。この美術展は、障がいを持った方が美術作品の創作に親しみ、自己表現の機会を広げ社会に参加していくこと、また一般の人々が障がいを持った方に対する理解を深めることを目的としています。

これらの主旨に賛同し、オリックス財団は2007年から毎年、優れた2作品に「オリックス賞」を授与しています。



## 書き損じハガキの収集でタイの子どもたちを支援

国際協力の一環として、一般財団法人国際センターの協力を得て、2007年度、2008年度にタイの東北地方2カ所の学校（バンハウセーラオ校、バンナカ工校）に「オリックス教育センター（図書室、パソコンルーム）」を建設、寄贈しました。

2010年度からは、毎年この2校の児童を中心に小・中学校に通えない子どもたちのために、「ダルニーORIX奨学金」\*制度を実施しています。奨学金は、タイの現地法人での募金と、オリックスグループの社員より収集した書き損じハガキ約1,800枚などの換金額と、その同額をオリックス財団から拠出することで賄っています。

2012年度は、28名のタイの子どもたちへ支援を行い、うち中学3年生12名が無事卒業しました。



\*協力機関である一般財団法人国際センターが従来より運営していた「ダルニー奨学金」にオリックス財団が参画し「ダルニーORIX奨学金」となりました。ダルニーの名は最初に奨学金制度を利用したお子さんの名前に由来します。

## オリックスグループの社会貢献活動、社会福祉協議会から表彰

2012年11月、これまでのオリックスグループの福祉支援活動が評価され、下記2つの社会福祉協議会より表彰されました。

### 1. 宮城県社会福祉協議会

震災福祉支援として、宮城県内で行ったさまざまな福祉支援事業への功績が認められました。

### 2. 大阪府社会福祉協議会

児童養護施設・障がい児施設の児童などを2006年から毎年400名、2012年は約800名をプロ野球観戦に招待している活動が認められました。





## 2012年度の事業概況

### 経済環境

2012年度の日本経済は、欧州財政危機の長期化と新興国も含めた世界経済の減速によって、景気は弱含みで推移しました。2012年12月の政権交代を機に、株安・円高のトレンドに歯止めがかかり反転しており、日本銀行による大幅な金融緩和政策、政府による機動的な財政出動により、今後は経済成長率が押し上げられる期待が高まっています。

### 営業概況

このような経済環境の中、当期の営業概況は以下のとおりでした。

商品の開発面では、2012年6月に「がん診断治療給付金特約」および「がん通院特約」を、2013年2月には「特定疾病保険料払込免除特則付収入保障保険キープ」を発売しました。

代理店部門では、代理店の開拓・支援に努めた結果、新規代理店を2,287店設置し、2012年度末の登録代理店は8,325店となりました。

ダイレクト部門では、2012年9月に4つのソーシャルメディアの公式アカウントの開設や2012年10月にスマートフォン専用のネット通信販売サイトを開設し、2012年12月にインターネット申込みにおける口座振替取扱を開始しました。

### 決算業績の概況

収支状況は、収入面では保険料等収入は、1,314億円（前年度比111.3%）、運用収益は、128億円（同93.2%）となりました。支出面では、保険金等支払金が653億円（同86.3%）、事業費は383億円（同106.2%）となりました。

当期の経常損失、税引前当期純損失および当期純損失は、それぞれ126億円、128億円、92億円となりました。また、経営の健全性を示す指標であるソルベンシー・マージン比率は802.8%となりました。

年度末総資産は、前年度末から607億円増加し5,837億円となりました。主な資産の構成比は、有価証券66.7%、不動産15.7%、貸付金5.1%です。総資産利回りは1.66%となりました。

### 契約の概況

個人保険の新契約は、法人向けがん保険の販売停止により、件数は39万件（前年度比95.0%）と若干減少しましたが、定期保険、収入保障保険等の第一分野商品の販売が好調だったことから、保険金額は1兆1,124億円（同114.8%）と増加しました。

個人保険の保有契約は、件数で178万件（前年度末比119.7%）、保険金額で5兆3,702億円（同114.4%）となりました。団体保険の保有契約は、団体数で75団体（同90.4%）、保険金額で4,513億円（同117.4%）となりました。

### 資産運用の概況

資産運用面では、流動性を確保しつつ安定した運用収益確保を目指した運用を心掛けており、公社債、貸付金、金利非感応資産である現物不動産をポートフォリオの核として運用を行っています。

## 主要な業務の状況を示す指標

### ■ 2008年度～2012年度における主要な業務の状況を示す指標 (会社法基準)

(単位:百万円)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
経常収益	162,323	145,019	124,746	133,509	145,917
経常利益	△ 21,074	△ 2,645	△ 4,985	△ 12,944	△ 12,643
基礎利益	△ 8,352	△ 1,440	△ 7,258	△ 14,172	△ 13,518
当期純利益	△ 26,508	△ 3,133	△ 613	△ 7,577	△ 9,292
資本金及び発行済株式の総数	27,500 800,000株	27,500 800,000株	27,500 800,000株	32,500 1,000,000株	40,000 1,300,000株
総資産	507,250	486,930	491,294	522,969	583,759
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	481,085	456,533	456,149	483,239	530,638
貸付金残高	139,749	91,232	60,026	38,028	29,562
有価証券残高	238,466	282,497	312,351	380,636	389,543
ソルベンシー・マージン比率	1,247.4%	1,596.0%	1,404.1% (464.4%)	519.8%	802.8%
従業員数	640名	674名	746名	746名	758名
保有契約高	4,477,166	4,314,246	4,540,221	5,084,032	5,824,564
個人保険	4,071,804	3,932,111	4,167,578	4,695,741	5,370,207
個人年金保険	4,179	3,684	3,782	3,742	2,982
団体保険	401,181	378,451	368,859	384,549	451,373
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注)1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。そのため、2008～2010年度、2011～2012年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

なお、2010年度末の( )は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2011年3月期に開示した数値です。

### ■ 米国会計基準(SEC基準)による主要な経営指標

オリックスグループは、米国の証券取引委員会による決算方式(SEC基準)を採用しており、当社においても、会社法基準のほかにSEC基準での決算を公表しています。

(単位:百万円)

項目	2010年度	前年比	2011年度	前年比	2012年度	前年比
営業収益	123,838	103.0%	135,808	109.7%	145,089	106.8%
保険料収入	107,696	103.7%	117,397	109.0%	130,892	111.5%
資産運用収益	14,161	94.1%	16,559	116.9%	13,476	81.4%
その他収益	1,982	154.4%	1,852	93.5%	720	38.9%
営業費用	107,378	96.1%	115,803	107.8%	119,291	103.0%
責任準備金繰入額等	61,849	96.7%	62,824	101.6%	63,816	101.6%
資産運用費用	2,154	31.8%	4,640	215.4%	3,373	72.7%
その他費用	43,375	105.8%	48,340	111.4%	52,102	107.8%
税引前当期純利益	16,460	193.7%	20,004	121.5%	25,797	129.0%
法人税等	8,345	263.3%	1,399	16.8%	9,459	676.4%
当期純利益	8,115	152.3%	18,606	229.3%	16,338	87.8%
総資産	536,964	101.2%	580,082	108.0%	657,360	113.3%
保険契約債務	398,596	97.2%	405,017	101.6%	426,007	105.2%
株主資本 (払込資本金)	97,486 (27,500)	109.7%	127,071 (32,500)	130.3%	165,726 (40,000)	130.4%

\*2012年4月1日より、会計基準書アップデート第2010-26号(保険契約の取得または更新に伴う費用の会計処理-会計基準編纂書944(金融サービス-保険))を過年度の財務諸表に遡って適用しており、過年度について組替再表示しています。

# 契約の状況(個人保険)

## 契約高について

2012年度は、第一分野商品である「収入保障保険キープ」「ファインセーブ」「インターネット申込専用定期保険ブリッジ」や、医療保険キュアシリーズの中で死亡保障のついた商品の販売が堅調であったことから、新契約高は前年度比14.8%増の1兆1,124億円となり、保有契約高は前年度末比14.4%増の5兆3,702億円となりました。



## 年換算保険料について

2012年度の新契約年換算保険料は、「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」の販売による増加や、第一分野商品の販売増加があったものの、法人向けがん保険の販売停止による減少などにより、前年度比11.0%減の229億円となりました。保有契約年換算保険料は、医療保険キュアシリーズや第一分野商品などの増加により、前年度末比9.5%増の1,224億円となりました。



## 契約件数について

2012年度の新契約件数は、第一分野商品などの販売が増加したものの、法人向けがん保険の販売停止による減少などにより、前年度比5.0%減の39万件となりました。保有契約件数は、医療保険キュアシリーズや「がん保険ビリーブ」などの第三分野商品のほか、「ファインセーブ」「収入保障保険キープ」など第一分野商品も増加した結果、前年度末比19.7%増の178万件となりました。



# 収益の状況

(単位:百万円)

項目	2010年度	2011年度	2012年度	前年比
経常収益	124,746	133,509	145,917	109.3%
<b>1</b> 保険料等収入	107,892	118,128	131,445	111.3%
資産運用収益	14,628	13,810	12,866	93.2%
その他収益	2,225	1,570	1,605	102.3%
経常費用	129,731	146,454	158,561	108.3%
<b>2</b> 保険金等支払金	90,180	75,735	65,366	86.3%
<b>3</b> 責任準備金等繰入額	3,444	27,720	47,399	171.0%
資産運用費用	3,061	3,455	3,830	110.9%
事業費	30,138	36,120	38,358	106.2%
その他費用	2,906	3,422	3,606	105.4%
経常利益	△ 4,985	△ 12,944	△ 12,643	-
特別利益	961	3,703	567	15.3%
特別損失	454	107	103	96.3%
契約者配当準備金繰入額	583	518	702	135.5%
税引前当期純利益	△ 5,061	△ 9,867	△ 12,883	-
法人税等合計	△ 4,448	△ 2,290	△ 3,590	-
<b>4</b> 当期純利益	△ 613	△ 7,577	△ 9,292	-

## 1 保険料等収入

1,314 億円

医療保険キュアシリーズなどの保有契約増加により、2012年度の保険料等収入は、前年度比11.3%増の1,314億円となりました。

## 2 保険金等支払金

653 億円

2012年度の保険金等支払金は、保有契約増加により給付金の支払いが増加しましたが、解約払戻金や保険金の支払いが減少したことなどにより、前年度比13.7%減の653億円となりました。

## 3 責任準備金等繰入額

473 億円

2012年度は、保有契約増加により保険料等収入が増加しましたが、責任準備金等繰入額も増加し、前年度比71.0%増の473億円となりました。

## 4 当期純利益

△92 億円

2012年度は、不動産ポートフォリオの入れ替えに伴う売却益(特別利益)が5億円と少なかった(前年度は37億円計上)ことなどもあり、△92億円となりました。

新契約獲得費や標準責任準備金積増負担で赤字の傾向が続いています。

# 資産・負債の状況

(単位:百万円)

項目	2010年度末	2011年度末	2012年度末	前年比
<b>1</b> 資産の部 合計 (総資産)	491,294	522,969	<b>583,759</b>	<b>111.6%</b>
<b>2</b> 運用資産	475,697	498,252	<b>557,619</b>	<b>111.9%</b>
その他	15,596	24,717	<b>26,140</b>	<b>105.8%</b>
負債の部 合計	482,045	511,815	<b>559,762</b>	<b>109.4%</b>
<b>3</b> 責任準備金	456,149	483,239	<b>530,638</b>	<b>109.8%</b>
その他	25,896	28,576	<b>29,123</b>	<b>101.9%</b>
純資産の部 合計	9,248	11,154	<b>23,997</b>	<b>215.1%</b>
<b>4</b> 資本金	27,500	32,500	<b>40,000</b>	
<b>4</b> 資本剰余金	13,704	18,704	<b>26,204</b>	
利益剰余金	△ 31,515	△ 39,092	△ <b>48,385</b>	
<b>5</b> その他有価証券評価差額金	△ 441	△ 957	<b>6,178</b>	

## 1 総資産 5,837 億円

保有契約増加に伴い保険料等収入が増加したことや150億円の増資を実施したことなどにより、2012年度末の総資産は前年度末より11.6%増加し、5,837億円となりました。

## 2 運用資産 5,576 億円

2012年度は、ポートフォリオの核となる不動産および公社債の残高を増やし、貸付金の残高を減らしました。

### ■ 運用資産の構成

項目	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
有価証券	312,351	65.7%	380,636	76.4%	<b>389,543</b>	<b>69.9%</b>
不動産	41,971	8.8%	37,475	7.5%	<b>91,525</b>	<b>16.4%</b>
貸付金	60,026	12.6%	38,028	7.6%	<b>29,562</b>	<b>5.3%</b>
買入金銭債権	30,171	6.3%	25,805	5.2%	<b>28,211</b>	<b>5.1%</b>
現金及び預貯金	31,176	6.6%	16,306	3.3%	<b>18,775</b>	<b>3.4%</b>
運用資産	475,697	100.0%	498,252	100.0%	<b>557,619</b>	<b>100.0%</b>



有価証券 3,895 億円 : 有価証券は、前年度末より89億円増加し3,895億円となりました。  
 不動産 915 億円 : 不動産は、前年度末より540億円増加し915億円となりました。  
 貸付金 295 億円 : 貸付金は、前年度末より84億円減少し295億円となりました。

## 3 責任準備金 5,306 億円

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、積立方式は標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金で積み立てています。その他の契約については、平準純保険料式にて積み立てています。2012年度末は、保有契約が増加したことから、前年度末から9.8%増加し、5,306億円となりました。

## 4 資本金 400 億円

2012年9月に150億円の増資を行ったことから、資本金は400億円に、資本剰余金は262億円となっています。

## 5 その他有価証券評価差額金 61 億円

2012年度は、前年度に引続き世界的に運用環境が回復したこと、金利水準が低下したことにより、2012年度末のその他有価証券評価差額金は61億円となりました。

# 健全性について

## ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率

**802.8%**

増資の実施によりソルベンシー・マージン総額が増加しました。リスクの合計額も増加しましたが、ソルベンシー・マージン総額の増加が大きく寄与したことにより、前年度より283.0ポイント増加し、802.8%となりました。

(単位：百万円)

項目	2011年度末	2012年度末	増減率
ソルベンシー・マージン総額 (A)	34,898	59,278	69.9%
資本金等	12,112	17,819	47.1%
価格変動準備金	1,660	1,740	4.8%
危険準備金	4,803	5,645	17.5%
一般貸倒引当金	362	431	19.0%
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	△ 1,285	8,032	—
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△ 374	403	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	51,890	62,565	20.6%
負債性資本調達手段等	—	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 34,271	△ 37,360	—
持込資本金等	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	—	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	13,427	14,767	10.0%
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	2,932	3,386	15.5%
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	1,877	2,264	20.6%
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	1,619	1,566	△3.3%
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	10,375	11,467	10.5%
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	—	—	—
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	504	560	11.2%
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	519.8%	802.8%	283.0 ポイント増加

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び、第190条、及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

### ソルベンシー・マージン比率とは？

大災害や株式相場の大暴落など通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するひとつの指標です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。この比率が200%を下回る場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

### 諸リスクの意味

リスクの合計額は、保険リスクや予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど、それぞれの通常の予測を超える諸リスクを数値化して算出します。

#### 保険リスク相当額 (R<sub>1</sub>)

大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額

#### 予定利率リスク相当額 (R<sub>2</sub>)

運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額

#### 資産運用リスク相当額 (R<sub>3</sub>)

株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額

#### 経営管理リスク相当額 (R<sub>4</sub>)

業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

#### 最低保証リスク相当額 (R<sub>7</sub>)

変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額

#### 第三分野保険の保険リスク相当額 (R<sub>8</sub>)

医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野における保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより、給付金支払いが急増するリスク相当額

## 格付け

### 格付投資情報センター(R&I)

保険金支払能力

Aの定義: 保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。

# A

### スタンダード&プアーズ(S&P)

保険財務力

Aの定義: 保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付け(AAA・AA)に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

# A-

当社は、保険金支払能力や保険財務力について、お客さまに客観的な判断をしていただくために、格付機関に依頼し、「格付け」を取得しています。

※左記は2013年7月1日現在のものです。

※格付けの後に付加されている「+」「-」の記号は、同じ格付け等級内での相対的な位置を示しています。

(注) 格付けは、格付機関の評価であり、保険金の支払いなどについて保証するものではありません。また、格付けは将来の経済環境等の変化により、変更になることがあります。

詳しくは、格付機関のホームページをご覧ください。

## 基礎利益

### 2012年度の基礎利益

# △135億円

基礎利益は、新契約獲得経費の発生および標準責任準備金の積増負担などにより、△135億円となりました。

#### 基礎利益とは?

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・ 保険料収入や保険金・年金・給付金や解約払戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ(戻入れ)、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ・ 資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入(貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます)と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益などを表しています。

## 実質純資産

### 2012年度末の実質純資産

# 1,061億円

実質純資産は、前年度末より345億円増加し、1,061億円となりました。

#### 実質純資産とは?

実質純資産額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質資産負債差額ともいいます。

## 逆ざや

### 2012年度の逆ざや

# 20億円

平均予定利率の低下以上に、基礎利益上の運用収支などの利回りが低下しました。結果として20億円の逆ざやとなりました。

#### 逆ざやとは?

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます)を、運用収益などで確保する必要があります。この予定利息分を運用収益でまかなえない状態を、「逆ざや」といいます。

ただし、生命保険会社は、事業費の節約で生じる収益や、保険料の計算上予定した死亡者数より実際の死亡者数が下回ることによって生じる収益などがあり、「逆ざや」を埋め合わせることができます。「逆ざや」状態であったとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

(参考) 逆ざや額の算出式  $\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{*1} - \text{平均予定利率}^{*2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{*3}$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出します。  
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

# 企業価値の指標 エンベディッド・バリュー (EV)

エンベディッド・バリュー (EV)  
**2,305億円**

2012年度末のEVは、前年度末より443億円増加し、2,305億円となりました。その内訳は、保有契約の価値が2,004億円、修正純資産が301億円です。

## EV推移

(単位：億円)

項目	2010年度末	2011年度末	2012年度末
EV	1,388	1,862	2,305
保有契約の価値	1,254	1,703	2,004
修正純資産	134	160	301
EVのうち年度中新契約の価値	154	214	209



- [保有契約の価値] = [保有契約の将来の税引後利益の現在価値] - [資本コストの現在価値]  
[資本コスト]は、前提とするソルベンシー・マージン比率を維持していくために必要な資本に係るコスト(リスク割引率と運用利回りの差から生じる利息差)です。
- [修正純資産] = [純資産の部合計 (除く評価差額金)] + [価格変動準備金] + [危険準備金] + [一般貸倒引当金] + [その他有価証券含み損益] + [土地含み損益] - [前5項に係る税効果相当額]
- [EVのうち年度中新契約の価値]は、EV総額のうち、年度中の新契約のみの価値を表します。
- 上記[保有契約の価値]における[将来の税引後利益]と[修正純資産]の計算に用いる貸借対照表および諸準備金は、日本の法定会計に基づくものです。

## エンベディッド・バリュー (EV) とは?

エンベディッド・バリュー (Embedded Value: 以下、「EV」と略) とは、生命保険会社の企業価値・業績を表す指標のひとつで「保有契約の価値」(保有契約からもたらされる将来利益の現在価値)と「修正純資産」(企業の純資産価値)を合計したものです。一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、ヨーロッパやカナダでは、損益計算書等法定の会計情報を補完するものとして、生命保険会社の企業価値を評価する指標のひとつであるEVが使用されています。当社では公正性を確保するため、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EVの計算方法、前提条件の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。

## EVの変動要因

2011年度末のEVから2012年度末のEVの変動要因は以下のとおりです。

### EV変動要因

(単位：億円)

項目	金額	
2011年度末EV	1,862	
① 資本の増減 (※1)	+150	(※1) 資本の増減 2012年9月に150億円増資 : +150億円
② 保有契約価値の割引のリリース	+109	(※2) 前提条件の変更 (△124億円) の内訳 (1) 保険事故発生率および解約・失効率に関する前提の変更の影響額 : +10億円 (2) 事業費のユニット・コスト変更の影響額 : +60億円 (3) 資産運用利回りに関する前提の変更の影響額 : △184億円 (4) 消費税率の変更 (*) : △22億円 (5) その他 : +10億円 (*) 「消費税率の変更」は税制改正によるものです。
③ 前提条件の変更 (※2)	△124	
④ 前提条件と実績の差 (※3)	+98	(※3) 前提条件と実績の差 (+98億円) (1) 保有契約の価値への影響 : +73億円 (2) 修正純資産への影響額 : +25億円
⑤ 2012年度新契約価値	+209	
2012年度末EV (上記項目の合計)	2,305	

### ⚠ 注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。したがって、EVは企業価値を評価する唯一の指標としてではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。

# お客さまにご満足いただくために

お客さまひとりひとりの声に耳を傾け、サービスの向上と改善をはかるため、さまざまな活動に取り組んでいます。



## オリックス生命CS\*宣言

私たちは、「お客さまがオリックス生命を選んで良かったとご納得・ご満足されること」が一番大切であると考えます。そのために、私たちは、お客さまの保護および利便性の向上を目指して、お客さまに信頼していただける保険会社であり続けられるように、以下の実践に全力を尽くします。

- お客さま本位の適切かつ適正な勧誘活動の推進
- お客さまにとって利用しやすい各種サービス体制の構築
- お客さまへの迅速かつ適切な対応
- お客さまのニーズの把握と適切な商品開発
- お客さまの声の業務改善への反映

オリックス生命保険株式会社  
代表取締役会長兼社長  
水盛 五実

\*Customer Satisfaction (顧客満足)の略

## お客さまの声にお応えする態勢

### お客さまの声にお応えする態勢

#### ■ 社内態勢図



当社では、「お客さまに、よりご満足いただける保険会社」を目指して、CS(Customer Satisfaction)活動を強化しています。お客さまから寄せられたご意見・ご要望などは、商品・サービスの開発・改善を図るうえで、貴重な経営資源であると考え、左記の態勢でお客さまの声にお応えしています。

#### 1 CS推進委員会

執行役員会の直轄組織として、社内のCS活動を推進する「CS推進委員会」を設置しています。

「CS推進委員会」の主な役割は以下のとおりです。

- ① お客さま満足度に関する調査・分析
- ② お客さまの声を反映した施策の検討・推進
- ③ お客さま満足度向上の視点から実行した業務改善事項の開示

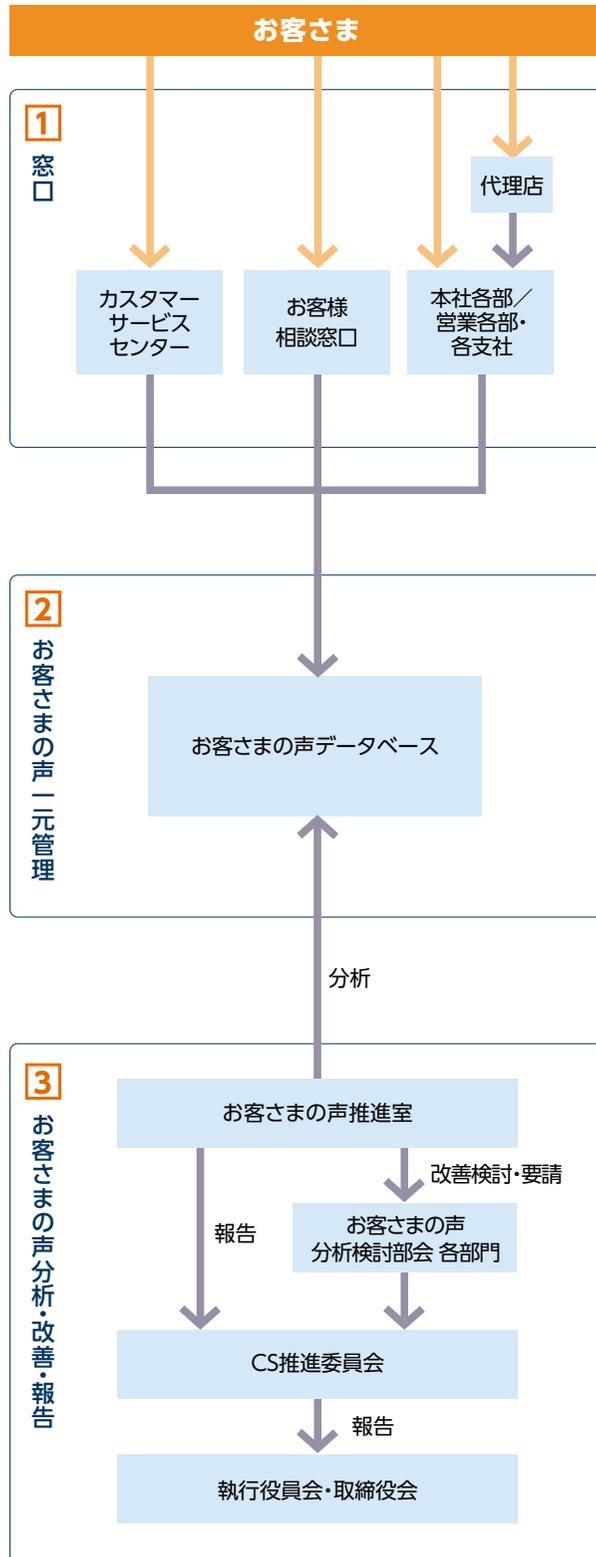
#### 2 お客さまの声分析検討部会の設置

社内関連部署がお客さまの声の対応を協議するため「お客さまの声分析検討部会」を設置し、CS推進委員会の下部機構として活動しています。

## お客様の声を把握する仕組み

お客様の声を把握するための仕組みは、以下のとおりです。

### ■ お客様の声を把握する仕組み



#### 1 窓口

##### ① カスタマーサービスセンター

当社とご契約いただいているお客様向けの窓口で、保険契約に関するお問合せや各種変更・保険金請求などを受け付けています。

##### ② お客様相談窓口

一般消費者の皆さま向けの窓口で、保険一般に関するお問合せや苦情などを受け付けています。

##### ③ 本社各部／営業各部・各支社

お客様相談窓口やカスタマーサービスセンター以外の本社各部門や全国の各支社でご意見やご要望等をお受けしています。

##### ④ 代理店

当社の商品を取り扱う全国8,000店超の代理店でご意見やご要望などをお受けしています。

#### 2 お客様の声一元管理

お客様から承った苦情・要望などを専用の「お客様の声データベース」に登録し、内容はもとより対応状況を逐次管理しています。また、社内連携のツールとしても活用し、苦情・要望への対応のスピードアップと業務改善に対する社内の意識向上に寄与しています。

#### 3 お客様の声分析・改善・報告

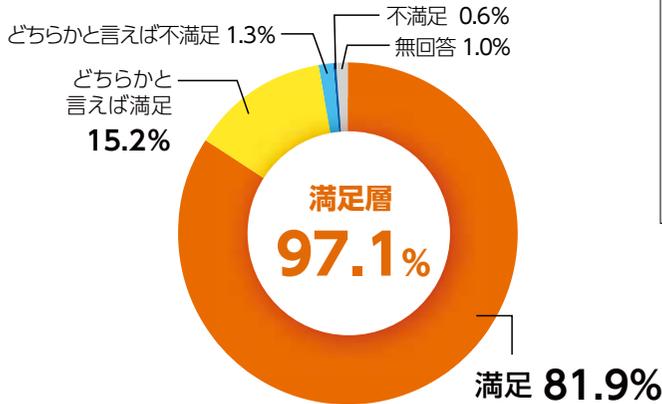
お客様の声への対応状況の把握、継続的な分析検討は「お客様の声分析検討部会」で実施し、活動状況を定期的にCS推進委員会へ報告しています。

## お客さま満足度調査の実施

業務運営上の課題を把握し、業務品質の向上を図るため、アンケートを実施しています。お寄せいただいたお客さまの声を真摯に受け止め、今後も商品・サービスの開発・改善に生かしてまいります。

### ■ 総合満足度

Q. 今回のご請求を総合的にみてご満足いただけましたか



#### 実施の概要

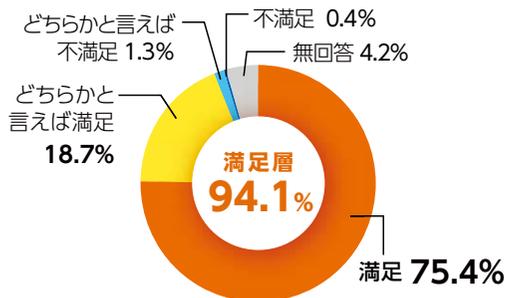
- 名 称：2012年度「お客さまの声」アンケート
- 調査期間：2012年10月1日～2012年12月29日
- 調査内容：給付金のご請求における総合的な満足度、対応、請求手続の案内文やホームページ、請求書類の記入方法、お支払いまでの早さに関する満足度やご意見・ご要望などを幅広く収集
- 調査方法：アンケートはがきの郵送
- ご回答数：1,468件

- 満足
- どちらかと言えば満足
- どちらかと言えば不満足
- 不満足
- 無回答

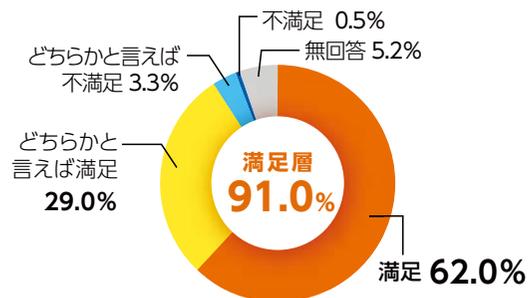
\*満足層：「満足」と「どちらかと言えば満足」の合計

### ■ プロセス満足度

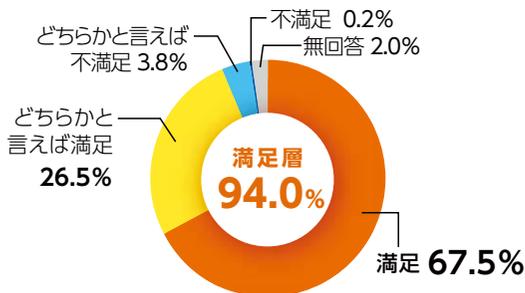
Q. ご請求にあたっての対応はいかがでしたか



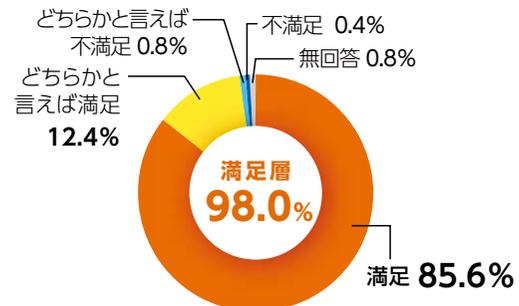
Q. 請求手続きの案内文またはホームページをご覧になって必要な書類がおわかりになりましたか



Q. 迷うことなく請求書類にご記入いただけましたか



Q. 給付金請求からお支払いまでの早さはいかがでしたか



## お客さまから寄せられた苦情の件数

2012年度に当社にお寄せいただいた苦情件数と内訳

項 目	件数(件)	占率(%)	苦情例
新契約関係	2,413	39.5	「保険証券」に記載されている商品名とパンフレットに記載の商品名表示が違う
収納関係	651	10.6	契約が失効する前に書面だけではなく電話連絡がほしかった
保全関係	957	15.7	「名義変更・訂正請求書」が届いたが、指定代理請求人の変更手続きの記入案内がない
保険金・給付金関係	688	11.3	「請求書類」一式が送られてきたが、必要な書類がわかりづらい
その他	1,401	22.9	毎年送られてくる「ご契約内容のお知らせ」に、もう少し詳しく保障内容など記載してほしい
合計	6,110	100.0	

## お客様の声をもとに取り組んだ改善事例

### ■ 新契約関係

#### お客さまからの苦情やご要望

「保険証券」に記載されている商品名とパンフレットに記載されている商品名の表示が違う

#### 対応・改善事例

2013年2月15日発送分(成立、再発行の個別保険証券)から、パンフレットと同じ商品名を保険証券に記載しています。  
また、紙質を厚くしフルカラー印刷で読みやすいフォントも採用し、ご契約後の各種手続きについてインターネットや電話での問合せ先などもわかりやすく表示するなどの全面的な改訂を行いました。



### ■ 保全関係

#### お客さまからの苦情やご要望

「名義変更・訂正請求書」が届いたが、指定代理請求人の変更手続きの記入案内がない

#### 対応・改善事例

指定代理請求人変更手続きにかかる記入案内を新しく追加しました。

### ■ 保険金・給付金関係

#### お客さまからの苦情やご要望

「請求書類」一式が送られてきたが、必要な書類がわかりづらい

#### 対応・改善事例

「保険金・給付金等ご請求の手引き」を改訂し、新しく作成した「ご提出書類のご案内」とともにお送りするようにしました。  
また、ホームページ上の「保険金と給付金のご請求」ページを全面的にリニューアルしました。  
「保険金・給付金お問合せ窓口」専用のフリーダイヤルを新設しました。



### ■ その他

#### お客さまからの苦情やご要望

毎年送られてくる「ご契約内容のお知らせ」に、もう少し詳しく保障内容など記載してほしい

#### 対応・改善事例

2013年3月発送分(契約日が1月のご契約)から、ご契約者の基本情報と保障内容を詳しく記載するとともに、フルカラー印刷にするなど、見やすくわかりやすい表示にするよう全面的な改訂を行いました。



#### お客さまからの苦情やご要望

「お客様相談窓口」は有料ではなくフリーダイヤルにすべき

#### 対応・改善事例

「お客様相談窓口」と「個人情報問合せ窓口」を一本化し、フリーダイヤルにしました。

## 保険金・給付金等の支払態勢について

### 支払管理態勢

保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業において最も基本的かつ重要な機能です。当社は、公平性と健全性を確保しつつ、迅速かつ適切な支払業務の遂行に努めています。

これまででは次の取組みを中心に、支払管理態勢の整備を進めてきました。

- 保険金・給付金等を漏れなく確実に支払うための検証態勢の整備
- お支払い可否判断の適切性を確保するための審査態勢の整備
- 社員教育態勢の充実
- 迅速かつ正確にお支払いするための事務効率化

2013年度においても、さらに支払管理態勢を強化してまいります。

## 適切な保険金・給付金等のお支払いを確保するための組織体制

### 1 支払事務の本社集約

当社では、お客さまからご請求をいただいた保険金・給付金等のお支払いに関する事務を、本社の保険金部支払査定チームに集約しています。

支払査定チームは、高度な支払査定判断にも適切に対応できるよう、担当社員の教育研修をはじめとして、常に業務の品質向上に努めています。

### 2 支払管理部門の独立性の強化と組織の拡充

保険金等のお支払いの適切性を確保するため、2008年8月に支払内容の精査を主業務とする支払管理チームを設置しました。2012年3月には、支払管理チームを支払審査室として保険金部から独立させることで、支払いの適切性検証の強化を図っています。

### 3 「保険金等支払審議部会」の設置

2007年6月から「保険金等支払審査部会」を設置し、お支払いができない事案の審査や、お支払いした事案のサンプリングによる事後検証を実施していましたが、2012年3月からは「保険金等支払審議部会」と改称して組織を再編し、当社の案内もれ等により保険金等の支払いが過少となる事案の検証や、お客さまの請求もれ防止対策も審議しています。

### 4 再査定制度/再審査制度の導入

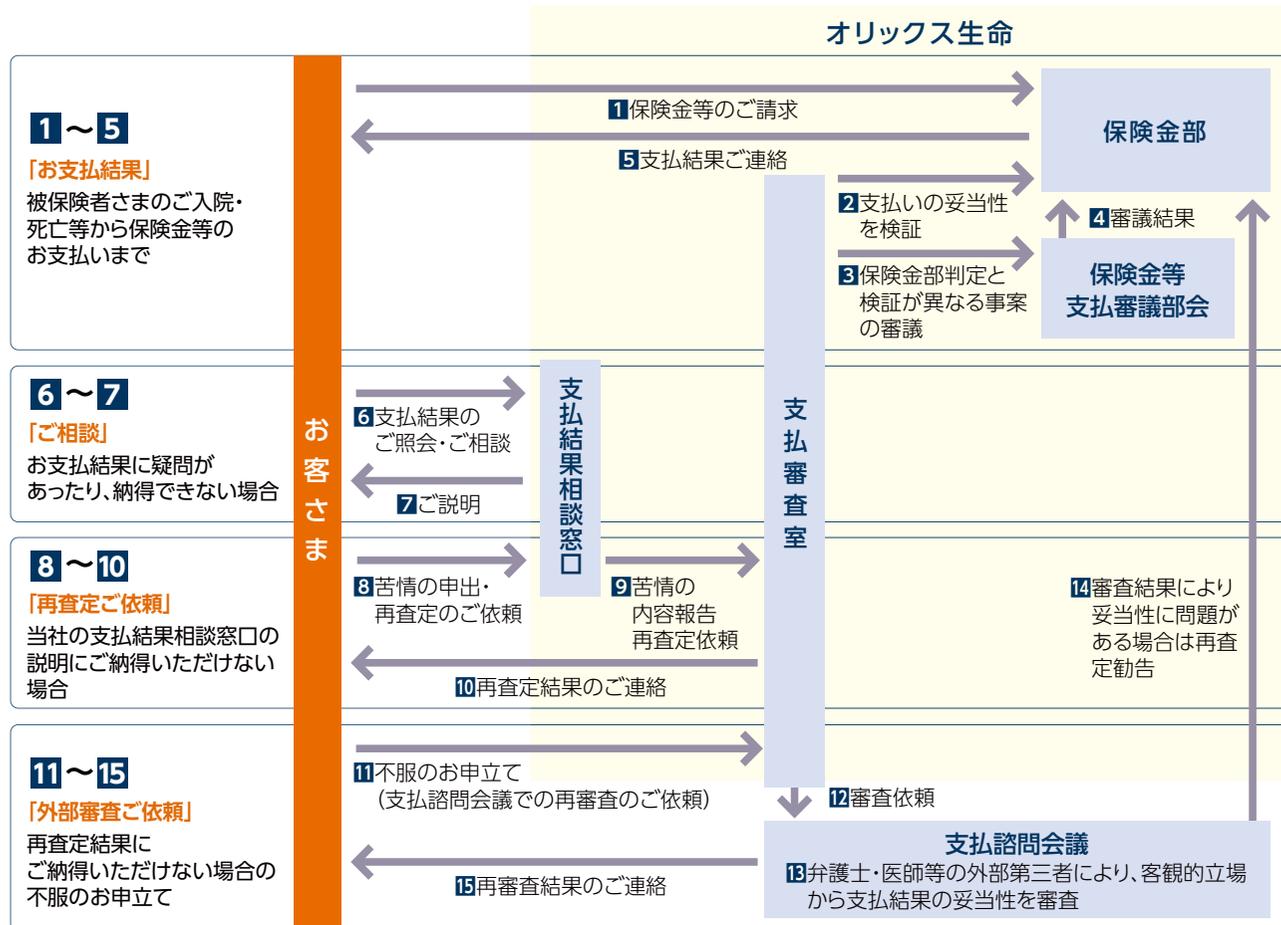
2012年4月より、お客さまが保険金等のお支払結果について、「支払結果相談窓口」の説明にご納得いただけない場合は、当社に支払いの査定を再請求できる再査定制度を導入しました。保険金部とは別組織の支払審査室が再度、支払いの査定を行います。

さらに、支払審査室による再査定結果にお客さまがご納得いただけない場合は、弁護士や医師等の当社外の第三者で構成された「支払諮問会議」に再審査請求をすることができます。「支払諮問会議」は、お客さまから提出された審査請求書および関係書類に基づいて審査を行い、審査結果により当社に対して再査定勧告をすることができます。

### 5 支払状況の報告態勢

保険金・給付金等の支払状況は、定期的に取り締り役会および執行役員会に報告しています。経営陣も支払状況を的確に把握することで、適切なお支払態勢の維持向上に努めています。

## ■ 適切なお支払いを確保するための組織体制



## ご請求時、お客さまにご満足いただくための取組み

### 1 ご請求手続きにかかるお客さまのご負担軽減に向けて

ご請求にかかるお客さまのご負担を軽減するため、次の施策を実施しています。

- 少額の給付金でも負担感なくご請求いただけるよう、所定の条件を満たす場合は、入院証明書のご提出を省略するなどの簡易取扱いを行っています。
- お支払いの対象となるかわからない場合でも迷わずご請求いただけるよう、保険金・給付金等のお支払いができない場合には、お客さまにご負担いただいた診断書代金相当額をお支払いしています。(所定の条件を満たす場合に限り。また、お支払金額には上限があります。)
- ご請求に関するご連絡やお問合せには、フリーダイヤルで対応しています。お電話でのお問合せが困難なお客さまには、フリーダイヤル回線のFAXをご用意しています。

また、2012年4月より、お客さまが保険金等のお支払結果に疑問をもたれた場合の専用のお問合せ先として、「支払結果相談窓口」をカスタマーサービスセンターに設置しました。お支払いの結果について丁寧かつわかりやすいご説明に努めています。

### 2 迅速なお支払いに向けて

保険金・給付金等のご請求書類は、当社の保険金部宛ての返信用封筒にて直送いただくことで、お手続き時間の短縮を図っています。

今後もお客さまのニーズにお応えし、スピーディーなお支払いが維持できるよう、お支払いにかかる事務手続きを改善してまいります。

## 保険金・給付金等をもれなくご請求いただくための取組み

### 1 保障内容のご案内

ご加入時にお渡しするパンフレットやご契約のしおりでは、図解を用いるなど、保障内容をわかりやすくする工夫を行っています。また、年1回、契約者さまにお届けする「ご契約内容のお知らせ」で、加入いただいているご契約の保障内容を具体的にご案内しています。

### 2 ご請求いただいた際のご案内

ご請求手続からお支払いまでの流れをわかりやすく解説した「ご請求の手引き」を、保険金・給付金等のご請求書類とともに契約者さまにお届けしています。

また、ご請求いただいた内容以外にもお支払いできる可能性がある場合は、お支払いの明細(お手続完了のお知らせ)と同時に、ご請求もれがないか確認をお願いするご案内をお届けしています。



### 3 指定代理請求特約

被保険者である給付金受取人が、万一、意識不明の状態となった場合などでも、あらかじめ指定した代理人によりご請求いただくことができる「指定代理請求特約」を、すべてのご契約に付加することができます。

### 4 ホームページの拡充

お客さまにご請求手続きをスムーズに行っていただけるよう、2012年7月に当社ホームページ内の「保険金・給付金請求」ページを全面的にリニューアルし、以下の機能の追加や情報の掲載を行っています。

- 必要書類ガイド機能  
簡単な質問にご回答いただくと、請求に必要な書類をご確認いただけます。
- 保険金・給付金請求に必要な書類のダウンロード機能  
請求書類を時間を問わずタイムリーに入手いただけます。
- 保険金・給付金をお支払いできない事例の掲載  
保険金・給付金をお支払いできない代表例や、お支払いの対象とならない手術についてご確認いただけます。
- ご請求に関するよくあるご質問  
保険金・給付金のご請求手続きに関して、お客さまからよくいただくご質問とその回答を公開しています。



## お支払いの状況

医療保険などの契約件数の伸展に伴い、給付金のお支払件数も増加基調にあります。

当社は、お支払件数が増加しても、適切かつ迅速なお支払いを維持できるよう、支払管理態勢を一層強化していきます。

### ■ お支払いした件数・金額(2012年度)

(単位:件・百万円)

項目	保険金	給付金	合計
お支払件数	1,071	97,990	99,061
お支払金額	8,467	11,312	19,779

### ■ お支払いに該当しないと判断した件数(2012年度)

お支払いに該当しない理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消・詐欺無効	1	7	8
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	11	704	715
重大事由解除	0	0	0
免責事由該当	16	17	33
支払事由非該当	26	1,380	1,406
その他	1	225	226
合計	55	2,333	2,388

※上記件数は個人保険のお支払件数、お支払非該当件数を示します。

満期保険金・生存給付金・無事故給付金は含みません。

※上記件数については生命保険協会にて策定した計上基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を算出しています。したがって、当社における従来の計上基準により算出した他の資料等のお支払件数等とは異なります。

### — 表の見方、用語のご説明 —

#### 詐欺取消・詐欺無効

保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消・無効となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

#### 重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

#### 不法取得目的無効

保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

#### 免責事由該当

保険約款に定められた保険金・給付金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

#### 告知義務違反解除

保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

#### 支払事由非該当

責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金・給付金の支払事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

# お客さまへの情報提供

## 経営に関する情報提供

### 「オリックス生命の現状」(当冊子)

保険業法第111条に基づき、年1回、経営内容や財務状況、商品やサービスの状況をとりとまとめたディスクロージャー誌「オリックス生命の現状」を発行しています。当社ホームページでもご覧いただけます。



## ご契約締結前の情報提供

保険を検討中のお客さまへの情報提供ツールとして、「パンフレット」や「ご提案書」などをご用意しています。お客さまに正しく商品をご理解いただき、安心してご契約いただけるよう、各保険商品の仕組みや特長、保障内容についてわかりやすく記載しています。

また、通信販売商品はホームページでもご確認いただけます。

お客さまにとってさらに見やすく、ご理解いただきやすくなるよう随時改良を重ねています。



## デメリット情報

お客さまにとって不利益となる事項(告知義務違反となる事項や免責事由等)については「契約概要」「注意喚起情報」などに明示しています。これらの事項をお申込みいただく前に必ず説明を行うことで、お客さまに内容を正しくご理解いただき、不利益が生じることがないように努めています。

## ご契約締結後の情報提供

ご契約中のお客さまには、ご加入の1年後より、毎年ご契約月の翌々月に、「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。

お知らせには、各種制度に関するご案内や、会社案内などを同封しています。また、毎年10月から1月に生命保険料控除証明書をお送りしています。

そのほかにも、

- 保険料のお払込みのご案内
- ご契約の満了や自動更新などによりご契約内容が変わる場合のご案内

- ご契約が失効した場合の復活または解約に関するご案内
- 契約者貸付や保険料自動振替貸付中の契約に関する利息繰入のご案内

など、契約状況に応じたお知らせをしています。

また、保険金・給付金のご請求に際しましては、ホームページで必要書類をご確認いただけるほか、請求書とともに詳細な手続き方法をまとめた「保険金・給付金等ご請求の手引き」をお送りし、受取人さまがもれなく円滑に保険金・給付金をお受け取りできるように努めています。

### ■ 保険種類のご案内

「保険種類のご案内」は、当社が取り扱う全ての保険商品と特約を記載しています。お客さまが、さまざまな種類の商品の中からニーズにあった保険商品をお選びいただけるよう、各商品・特約の特長や仕組みについて記載しています。

「保険種類のご案内」は、募集代理店、または最寄りの支社に備えています。



### ■ 契約概要

「契約概要」は、保険商品をご契約いただくにあたって、お客さまにご理解いただきたい商品の内容をまとめた書面です。商品の仕組み、特長、保障内容、保険期間、付加できる特約といった「商品の概要」や、「商品に関する注意事項」などについてわかりやすくご説明し、お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるように努めています。

「契約概要」は、ご契約いただく前に、お客さまにお渡ししています。



### ■ 注意喚起情報

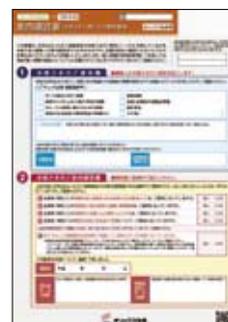
「注意喚起情報」は、保険商品をご契約いただくにあたって、特にご注意いただきたい事柄をまとめた書面です。クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金等が支払われない場合の事例、保険金・給付金等をご請求いただく場合の注意点など、保険契約全般に関する重要な事項をわかりやすく記載しています。

「注意喚起情報」は、「契約概要」とともにご契約いただく前にお客さまにお渡ししています。



### ■ 意向確認書

「意向確認書」は、お申込みいただく商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致しているかどうかを確認させていただくための書面です。申込書をご記入いただく前に、保障内容、保険金額・給付金額、保険期間・払込期間、解約払戻金の有無などについてご確認いただくことで、ご希望に添った商品をご提供できるよう努めています。



### ■ ご契約のしおり/約款

「ご契約のしおり/約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載した冊子です。保険金・給付金等のお支払いや、各種手続き、商品の内容などを詳しくご説明した「ご契約のしおり」と、ご契約時から契約消滅時までの詳細な取り決めを記載した「約款」を一緒にした冊子です。

「ご契約のしおり/約款」は、ご契約いただく前にお客さまにお渡ししています。



# 販売形態

## 代理店による販売

当社では主に3種類の販売経路を通して、商品をお客さまにお届けしています。一つは銀行や信用金庫などの金融機関による販売、もう一つは通信販売(オリックス生命ダイレクト)、そして当社の販売件数の約8割を占めるのが、保険代理店による販売です。2013年3月末現在、当社と募集代理店業務委託契約を締結する代理店は8,325店(金融機関代理店含む)、販売網は北海道から沖縄まで、全都道府県に及びます。

当社と委託契約を締結している保険代理店には、生命保険だけでなく損害保険も扱い、法人から個人まで保険に関して幅広くお客さまに提案を行う「保険専門代理店」や、お客さまが気軽に立ち寄れるように駅前や大型ショッピングセンター内などに店舗を設け、主に個人のお客さまに対して提案を行う「来店型代理店」、税務などの専門知識を用いて経営者にコンサルティングを行い、生命保険の有効活用を提案する「税理士系代理店」など、さまざまなタイプの代理店があります。

多様化するお客さまのニーズに合う代理店をご選択いただくため、また、より多くのお客さまに当社商品をご提供し、ご契約後もきめ細やかなサポートを行うため、今後も代理店網を拡充してまいります。

### ■ 代理店数の推移

(単位:店)



## 代理店サポート体制

- 1 25の支社と14のオフィスを設け、全国に広がる約8,300の代理店に対して営業担当者・スタッフが日々の業務をサポートしています。また、新商品や法令対応などの営業に役立つ情報をお伝えする「代理店会」を、各拠点で開催しています。
- 2 代理店専用のフリーダイヤルを設け、専門のチームが代理店からの問合せや必要な帳票の手配などの要望に対してスピーディーにお応えします。土・日曜日にも対応しています。
- 3 年に4回、代理店への情報誌「AGENCY NEWS」を発行しています。コンプライアンスの問題や営業に役立つコラム、新しい規定などの情報を掲載しています。



- 4 インターネットを利用した「ORIX LIFE Navi」により、新契約の進捗情報、既契約情報、お客さまからのお申出内容などを代理店と連携し、お客さま対応をバックアップします。新契約の進捗状況が更新された場合や、お客さまから解約、給付金請求などのお申し出を直接いただいた場合は、その情報をメールで配信、お客さまからお預かりしたお申込書類などに不備があった場合もその内容や必要書類をお知らせして、ご契約成立までの迅速化を図ります。
- また、当社からの連絡事項や、新契約関係の新着情報・着金速報をお知らせするほか、各種規定・マニュアル集や、汎用書式、商品研修資料などを掲載しています。





## 通信販売(オリックス生命ダイレクト)による販売

当社は1997年9月から通信販売による生命保険の取扱いを開始しました。

通信販売は、お客さまと直接お会いしないため、新聞やインターネットなどに掲載した広告、ホームページやコールセンター、そしてお届けする資料やパンフレットがお客さまとの接点になります。オリックス生命ダイレクトは、お客さまがニーズに合った保険商品を選ぶことができるように、生命保険通信販売の理想的な姿を追求し、さまざまな取組みを進めています。

例えば、保険をご検討中の方の84.9%の方が、「加入検討の際に商品比較表を利用したい」というご意見だったのにお応えして、2012年6月には、「強みも弱みも全てお見せします」をキャッチフレーズに、ネット系の他の生命保険会社との商品比較サイトを立ち上げ、定期保険と医療保険の比較表を掲載しています。

**保険比較サイト**：<http://www.orixlife.jp/hikaku/>

さらに、お客さまの利便性の向上をインターネットで提供し、2011年5月よりインターネットによる保険申込みを開始しています。お客さまは空いた時間にインターネットで簡単に保険の申込みができ、即日の保障開始が可能となりました。また、契約成立後はお客さま個人専用ページから、契約内容確認や住所変更手続きができるなど、お客さまの利便性の向上を図りました。

同時に、2011年5月より「インターネット申込専用定期保険Bridge [ブリッジ]」の発売を開始しています。「ブリッジ」は、申込みをインターネットに限定したことにより、仕組みの一部を簡素化し諸経費を抑えてより競争力のある保険料を実現した商品です。さらに、2012年12月より死亡保障と医療保障がダブルで一生継続「死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル」の販売を開始し、商品ラインアップの拡充を図っています。

また、ホームページの利便性向上の新しい試みとして、動画での商品説明も行っており、2013年6月には「商品動画ギャラリー」ページを開設しました。「通信販売は自分で読んで理解するのが大変」といったお客さまのご要望にお応えするもので、より多くの方々に商品の長をわかりやすくお伝えすることを目的としています。「ブリッジ」をはじめ、5つの商品をナビゲーターがお客さまの立場で解説しています。今後も順次、動画による説明のバリエーションを増やしていく方針です。

**商品動画ギャラリー**：<http://www.orixlife.jp/gallery/>

保険を検討されるお客さまは、生命保険に多様な疑問を持っておられますが、通信販売では疑問に答えることに限界もあります。そのため、2012年度は独立系のファイナンシャルプランナーとも提携させていただいた無料相談キャンペーンの実施や、当社ホームページ上にファイナンシャルプランナーの記事を掲載するなど情報提供の向上策を実施しました。また、生命保険文化センターのデータをもとにした一般的な生命保険の加入傾向や当社ご契約者の商品別・年代・世代別の加入傾向、がんや先進医療に関する情報など、お客さまにとって役に立つ情報のご提供とその充実を図っています。

お届けするパンフレットは、検討する商品の内容を詳しく伝えるために、情報の充実やレイアウトの工夫をするなど見やすさ・わかりやすさの向上に努めています。

このような取組みにより、2012年はHDI-Japan\*より「サポートポータル格付け」(Webサイト)部門で、最高評価の『三つ星』を3年連続で取得しました。

オリックス生命ダイレクトは、今後もお客さまの声に耳を傾け、お客さまのニーズに合致したシンプルな商品と充実したサービスの提供に努めていきます。

### ■ オリックス生命ダイレクト公式サイト



ダイレクト公式サイト トップページ



お申込みページ

#### \*HDI(ヘルプデスク協会)について

HDI(ヘルプデスク協会)はITサポートサービスにおける世界最大のメンバーシップ団体。HDIは世界で5万人の会員を有し、米経済誌フォーチュン・世界企業500社の90%が加盟しています。

# 教育・研修の概略

## 代理店研修

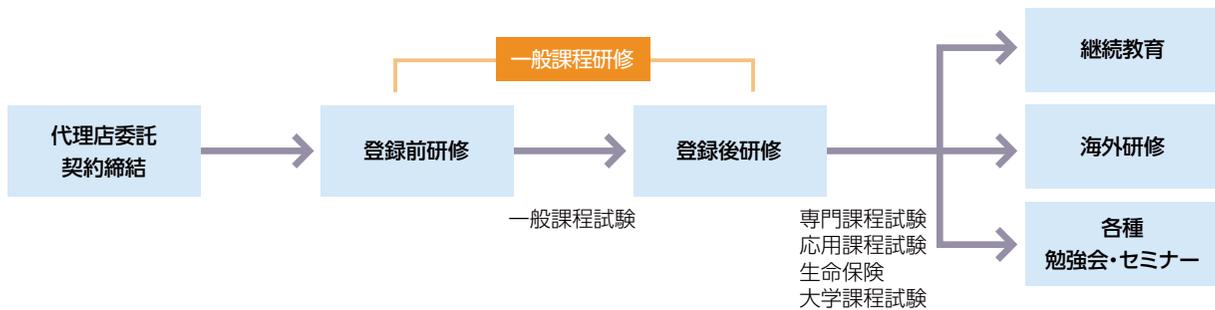
生命保険販売においては、お客さまの要望を的確にとらえ、個々人のライフスタイルを考慮したうえで最適な保険商品を提案することが重要です。そのために、代理店の募集人が保険のプロフェッショナルとして、知識やノウハウを十分に身に付けることが必要となります。

当社は、代理店を支援・育成するためのさまざまな研修制度を設け、常に質の高い保険募集態勢、コンプライアンス態勢の確保を目指しています。生命保険の販売経験が浅い募集人には、一般的な生命保険の知識や商品概要・販売手法に関する勉強会を実施して保険のプロフェッショナルとなることを支援し、販売経験が豊富な募集人には当社商品の販売手法や成功

事例を紹介するセミナーなどを実施し、さらに多くのノウハウを提供しています。また、各地域の特性に合わせた情報・販売スキルの提供を目的とした勉強会やセミナー、販売実績において特に優秀な成績を残した代理店を招いての海外研修なども実施しています。

また、「顧客保護・法令遵守」を目的として募集人ごとに「コンプライアンス、説明責任、保険金の支払いなどのアフターサービス」を中心とした教育を毎年継続・反復的に実施しています。

今後も代理店との緊密なパートナーシップを培うとともに、充実した質の高い教育・研修を行い、代理店の支援・育成に努めていきます。

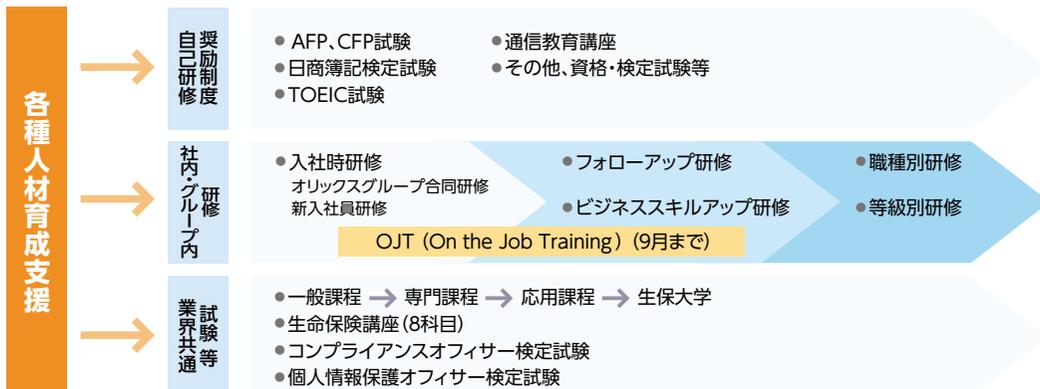


## 社員研修

自主性・専門性のある人材の育成・強化を目指した教育制度を導入しています。入社前・入社時研修では生命保険の知識だけでなく、オリックスグループ合同で幅広く金融に関する知識や社会人としての基礎知識を学びます。配属後はOJT (On the Job Training) 研修により業務を実践・理解し、フォローアップ研修で業務知識をさらに深めていくという体系的な教育体制を確立しています。入社2年目以降は業務上必要とされる知識や能力を身に付けることを

目的として職種・等級別研修を行っています。

また、契約者さまをはじめ社会からの信頼を確保すべく、コンプライアンスオフィサー検定試験、個人情報保護オフィサー検定試験を受験し、社内の意識向上に努めています。さらに生命保険の枠を超え、金融のみならず幅広い知識や専門性の向上を目指し、資格取得など社員の自主性を尊重した教育制度を充実させています。



お客さまにご満足いただくために

# 新規開発商品の状況

## 商品開発の考え方

お客様のニーズに応じた最適な保険をご提供できるよう、新商品の研究および開発に努めています。特に、個人向けの保障性商品(死亡保険、医療保険など)については、「シンプルでわかりやすいこと」「合理的な保障

を低価格でご提供すること」をコンセプトに商品開発を行っています。今後もお客様のご要望に応え、常に新たな視点で商品開発に取り組み、「ほかにはないアンサー」を提供していきたいと考えています。

## 商品開発の状況

医療保障に対する高いニーズに応え、2006年に7つの生活習慣病に対する入院保障を手厚にした「医療保険CURE[キュア]」を発売し、その後も死亡保障をセットした「医療保険CURE-S[キュア・エス]」、女性専用の「医療保険CURE Lady[キュア・レディ]」を発売し、お客様のニーズに応えるべく「キュアシリーズ」として医療保険のバリエーションを増やしてまいりました。

2010年3月にがんと診断されたとき、また入院を開始したときにまとまったお金をお受け取りいただけるように、一時金を手厚にした「がん保険Believe[ビリーブ]」を発売、同年7月より家計を支える世帯主に万が一のことがあった場合に備えて合理的に保障を準備できる「収入保障保険Keep[キープ]」を発売。さらに、同年10月よりこれまで健康上の理由で医療保険に加入できなかったお客様にも、広く医療保障をご提供することを目的に、「医療保険CURE Support[キュア・サポート]」を発売しました。

2011年5月、当社初となるネット専用の「インターネット申込専用定期保険Bridge[ブリッジ]」を発売し、また、同年10月、持病や入院・手術の経験がある方をささえる「終身保険RISE Support[ライズ・サポート]」を発売、死亡保障の分野においても新商品をご提供しています。

2012年6月にがんに対する保障として、がんと診断されたときに一時金を受け取れる「がん診断治療給付金特約」とがんの治療を目的とした通院を保障する「がん通院特約」を発売しました。「医療保険キュア」と「医療保険キュア・レディ」にこれらの特約を付加することができ、「がん保険ビリーブ」には「がん通院特約」を付加することができます。また、同年12月に従来代理店チャネルで取り扱っていた「医療保険キュア・エス」のインターネット申し込みを含む通信販売での取り扱いを開始、当商品の通信販売専用ペットネーム(保険商品の愛称)を「死亡保障付医療保険Relief W[リリーフ・ダブル]」とし、あわせて「キュア・エス」「リリーフ・ダブル」ともに「先進医療特約」の付加を可能としました。

2013年2月に「収入保障保険キープ」の「特定疾病保険料払込免除特約」付き商品の販売を開始するとともに、保険期間のバリエーションを拡大しました。また、同年4月に解約払戻金をなくすことで保険料を抑えつつ、一定期間の保障をご提供することにより、がんを治療される方を重点的にサポートする「がん保険Force[フォース]」を発売しました。

### ■ 医療保険CURE[キュア]の仕組み・ご契約例

30歳男性:終身払 入院給付金日額 10,000円 保険料(60日型)5,000円(120日型)5,340円(口座振替月払)

契約年齢範囲 **6歳~75歳**  
(保険料払込期間により異なります。)

保 障	<b>疾病入院給付金</b>	病気で入院されたとき、日帰り入院から保障(60日型)1入院:60日*、通算1,000日まで(120日型)1入院:120日*、通算1,000日まで	日額 <b>10,000円</b>
	<b>災害入院給付金</b>	ケガで入院されたとき、日帰り入院から保障(60日型)1入院:60日、通算1,000日まで(120日型)1入院:120日、通算1,000日まで	日額 <b>10,000円</b>
	<b>手術給付金</b>	約款所定の手術を受けられたとき、手術の種類にかかわらず一律、主契約の入院給付金日額の20倍を保障	1回につき <b>20万円</b>

**一生  
涯  
保  
障**

\*約款所定の七大生活習慣病で入院された場合、1入院の支払限度日数が右記のとおり拡大します。(60日型)1入院120日 (120日型)1入院180日

特 約	<b>先進医療給付金</b>	通算 <b>1,000万円</b> 限度	先進医療にかかる技術料と同額	
	<b>90日待期間</b>	<b>がん診断治療給付金</b>	初回:初めてがんと診断されたとき 2回目以降:がんの治療を目的として入院を開始されたとき(支払回数無制限、2年に1回を限度)	1回につき <b>100万円</b>
		<b>がん通院給付金</b>	がんの治療を目的として約款所定の通院をされたとき	日額 <b>10,000円</b>

▲ 責任開始日 ▲ がん責任開始日(\*)

\*がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目より開始します。

## ● 「Force」の開発

2013年4月2日、「がん保険Force[フォース]」の販売を開始しました。

この保険は、解約払戻金をなくすことで保険料を抑えつつ、一定期間の保障をご提供することにより、がんを治療される方を重点的にサポートするがん治療保険です。



### ■ Force保障内容例

100万円コース (基本給付金額10,000円の場合)

<b>がん診断治療給付金</b>	初回: 初めてがんと診断されたとき 2回目以降: がんの治療を目的として入院を開始されたとき <small>*何度でも保障(ただし、2年に1回を限度)</small>	1回につき <b>100</b> 万円 (基本給付金額×100倍)
<b>がん通院給付金</b>	がんで約款所定の通院をされたとき	1日につき <b>10,000</b> 円
<b>がん死亡保険金*</b>	がんを直接の原因として死亡されたとき	一括して <b>100</b> 万円 (基本給付金額×100倍)



がん先進医療特約の付加によりプラス



<b>がん先進医療給付金</b>	がんを直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料と同額
	<b>通算 1,000</b> 万円 限度	

\*がんリビング・ニーズ特約(がん治療保険用)により、受取方法を選べます。

(この保険に入院保障・手術保障はありません)

\*がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目より開始します。

## ● 「Keep (特定疾病保険料払込免除特則付)」の開発

2013年2月2日より、「収入保障保険Keep[キープ]」の「特定疾病保険料払込免除特則」付き商品の販売を開始するとともに、保険期間のバリエーションを拡大しました。

この保険は、身体障害の状態になられたときのほかに、特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により約款所定の状態に該当された場合にも、以降の保険料払込は免除されます。一家の大黒柱が特定疾病のご病気の際は、治療費がかかるとともに収入も減少し保険料の払込も困難になるため、特定疾病保険料払込免除特則により、保険料払込の心配なく安心して治療に専念していただけます。

また、ライフプランに合わせた保険期間の設定ができるよう、年満了の保険期間を10年から35年まで1年きざみで選べるように改定しました。これにより、ご家族の年齢や就学・就業状況に合わせた保険期間を選ぶことで、リーズナブルで無駄のない保障を確保できるようになります。



# 保険商品一覽 (2013年7月現在)

## ■ 個人・法人向け商品

保険種類	商品名	特長	販売方法		
			対面	通信販売 郵送 ネット	
疾病・医療保険	<b>医療保険CURE[キュア]</b> 無配当 医療保険(2007) 七大生活習慣病 入院給付特則適用・ 手術特約(2007) 	<b>お手頃な保険料で得られる一生涯の医療保障をご希望の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 七大生活習慣病で入院された場合は1入院の支払限度日数が拡大します。 3. 「先進医療特約」や「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○	○	(60日型のみ)
	<b>医療保険CURE-S [キュア・エス]</b> 死亡保障付医療保険 <b>Relief W[リリーフ・ダブル]*</b> 無配当 七大生活習慣病 入院保険・入院医療特約付 	<b>一生涯の医療保障に加え、万一の際の保障もご希望の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 七大生活習慣病で入院された場合は1入院の支払限度日数が2倍に拡大します。 3. 死亡された場合は入院給付金日額の500倍の死亡保険金をお支払いします。 *通信販売では「死亡保障付医療保険Relief W[リリーフ・ダブル]」として販売しています。	○	○	
	<b>医療保険CURE Lady [キュア・レディ]</b> 無配当 医療保険(2007)・ 女性入院特約(2007)・ 手術特約(2007) 	<b>女性特有の病気とすべてのがんに手厚い一生涯の医療保障をご希望の女性の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 女性特有の病気やすべてのがんで入院された場合は、入院給付金を上乘せしてお支払いします。 3. 「先進医療特約」や「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○	○	(60日型のみ)
	<b>医療保険CURE Support [キュア・サポート]</b> 無配当 引受基準緩和型医療保険 	<b>持病がある方や過去に入院をされた方が加入しやすい一生涯の医療保障をご希望の方へ</b> 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 「引受基準緩和型先進医療特約」「引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)」を付加することで、さらに保障内容が充実します。 3. ご加入前にかかっていた病気が悪化して入院された場合や、手術・先進医療を受けられた場合も給付金をお支払いします。	○	○	(60日型のみ)
	<b>特定疾病保障保険</b> 無配当 特定疾病保障保険	<b>がん、急性心筋梗塞、脳卒中への保障をご希望の方へ</b> がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当されたときや、死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態に該当された場合に保険金をお支払いします。	○	—	
定期保険	<b>FineSave [ファインセーブ]</b> 無配当 解約払戻金抑制型 定期保険 	<b>お手頃な保険料で得られる一定期間の死亡保障をご希望の方へ</b> 1. 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現しました。 2. 保険期間は10年満了から35年満了まで、60歳満了から90歳満了まで、5年刻みで選べます。 3. 保険金額は最低200万円から、10万円単位で設定可能。ニーズに合わせた設計が可能です。	○	○	—
	<b>Bridge[ブリッジ]</b> 無配当 無解約払戻金型 定期保険 (インターネット申込専用) 	<b>お手頃な保険料で得られる一定期間の死亡保障をご希望の方へ</b> 1. 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現しました。 2. 保険期間は10年満了から30年満了まで、60歳満了から80歳満了まで、5年刻みで選べます。 3. 保険金額は最低500万円から、100万円単位で設定可能。ニーズに合わせた設計が可能です。	—	—	○

保険種類	商品名	特長	販売方法		
			対面	通信販売	
				郵送	ネット
定期保険	ロングターム7 無配当 低解約払戻定期保険	<b>少ない保険料で、長期にわたる死亡保障をご希望の方へ</b> 低解約払戻期間を設定し、解約払戻金を抑制することで、従来の当社の定期保険に比べて保険料を低減。一定の保険料で98歳までの長期保障が得られます。	○	—	
	定期保険 無配当 定期保険	<b>一定期間中の大きな死亡保障をご希望の方へ</b> ライフプランに合わせて豊富なパターンから保険期間の選択が可能。入院や災害死亡などをカバーする各種特約との組合せで、ニーズに合った保障を設計できます。	○	—	
	短期定期保険 無配当 年齢群団定期保険	<b>必要な期間だけ合理的に得られる保障をご希望の方へ</b> 同一年齢グループ内であれば性別にかかわらず保険料は同一。1年更新のシンプルな保障です。入院や災害死亡などをカバーする各種特約との組合せで、ニーズに合った保障を設計できます。	○	—	
	家族をささえる保険Keep [キープ] 無配当 解約払戻金抑制型 収入保障保険(2010) 	<b>ご家族の生活資金として、 毎月年金を受け取れる死亡保障をご希望の方へ</b> 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことでお手頃な保険料を実現。万一の際は、年金を保険期間満了まで毎月お支払いします。 特定疾病保険料払込免除特則を適用された場合、がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当されたら、以後、保険料はいただきません。	○	—	○
がん保険	がん保険Believe [ビリーブ] 無配当 新がん保険(2010) 	<b>お手頃な保険料で得られる一生涯のがん保障をご希望の方へ</b> 1. がんと診断されてから、入院・手術・退院時までをトータルに保障します。 2. 初めてがんと診断され、入院されたときは特に手厚く保障します。 3. 「がん先進医療特約」「がん通院特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○	○	
	がん保険Force[フォース] 無配当 無解約払戻金型 がん治療保険 	<b>お手頃な保険料で得られる一定期間のがん保障をご希望の方へ</b> 1. 初めてがんと診断されたときに、まとまった給付金をお支払いします。 2. がん治療で通院された場合やがんで亡くなられた場合も保障します。 3. 「がん先進医療特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○	—	
	新がん保険 無配当 新がん保険(2002) V型	<b>充実した一生涯のがん保障をご希望の方へ</b> がんによる入院開始時から退院後までを一生涯にわたリトータルに保障。がん入院給付金は支払日数無制限、がん治療給付金も2年に1回を限度として複数回お支払いします。	○	—	
終身保険	終身保険 無配当 終身保険	<b>一生涯の死亡保障や高度障害の保障をご希望の方へ</b> 保険料の払込期間はライフプランに合わせて選択が可能。相続税の納税対策、経営者・役員の死亡退職金・弔慰金の支払原資としてもご利用いただけます。	○	—	
	終身保険RISE Support [ライズ・サポート] 無配当 引受基準緩和型 終身保険(低解約払戻金型) 	<b>持病がある方や過去に入院をされた方が加入しやすい 一生涯の死亡保障をご希望の方へ</b> 1. 死亡保障が一生涯にわたって続きます。 2. 余命6か月と判断されたとき、生存中でも保険金をお支払いします。 3. 保険金額は、最低100万円から10万円単位で選べます。	○	○	
養老保険	養老保険 無配当 養老保険	<b>生活設計資金の準備と、万一の保障をご希望の方へ</b> 死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。生存して満期を迎えられた場合は満期保険金をお支払いします。	○	—	

## ■ 団体・企業向け商品

商品名	特長
総合福祉団体定期保険	企業、団体の弔慰金準備や労災保障の確保など、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。
団体定期保険	団体所属員ご本人、および遺族の生活保障を確保するためにご活用いただけます。
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者のための生命保険です。

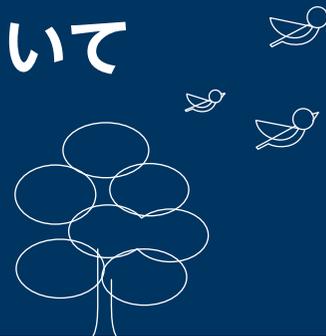
## ■ 主な特約

商品名	特長
定期保険特約	死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
養老保険特約	死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。生存して満期を迎えられた場合は満期保険金をお支払いします。
災害割増特約	不慮の事故で死亡されたとき、または不慮の事故で高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
傷害特約	不慮の事故で死亡されたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故で身体障害の状態に該当されたとき、状態の給付割合に応じて給付金をお支払いします。
引受基準緩和型 終身保険特約 (低解約払戻金型)	死亡されたときに保険金をお支払いします。 ただし、契約日からその日を含めて1年以内(支払削減期間)に支払事由に該当された場合には、保険金を50%に削減してお支払いします。
災害入院特約(B87)	不慮の事故で入院されたとき、給付金をお支払いします。
新疾病入院特約	病気で入院されたとき、給付金をお支払いします。 病気や不慮の事故で手術を受けられたとき、手術の種類に応じて給付金をお支払いします。
入院保障特約(90)	病気や不慮の事故で入院されたときに給付金をお支払いします。 また、継続して20日以上入院され、生存退院されたときも給付金をお支払いします。
三大疾病治療一時金特約	がんと診断確定され入院を開始されたとき、急性心筋梗塞または脳卒中で入院を開始されたときに一時金をお支払いします。
先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。
引受基準緩和型 先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。 ただし、契約日からその日を含めて1年以内(支払削減期間)に支払事由に該当された場合には、給付金を50%に削減してお支払いします。
がん診断治療給付金特約	初めてがんと診断確定されたとき、またはがんと診断確定され、がんの治療を目的として入院を開始されたときに、給付金をお支払いします。
がん通院特約	がんで約款所定の通院をされたときに給付金をお支払いします。
がん先進医療特約	がんの治療のために、先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、指定保険金額をお支払いします。
がんリビング・ニーズ特約	がんで被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、指定保険金額をお支払いします。
年金支払特約	死亡保険金等をお支払いする場合、年金基金としてお預かりし、年金の形でお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族が被保険者に代わって、請求することができます。

※この「保険商品一覧」は商品の概要を記載しています。詳細については必ず約款・パンフレット等でご確認ください。

# コーポレートガバナンスの強化について

「社会に貢献できる企業」「皆さまからより信頼される企業」を目指して。  
さらなる経営の公平性・透明性の実現に取り組んでいます。



## 法令等遵守の態勢

### オリックスグループの法令遵守態勢

#### ■ コンプライアンス基本方針

オリックスグループは、グループ企業理念を実現するためには、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであり、その実践・徹底がオリックスグループの経営の基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるコンプライアンスを実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

「EC21」\*では、「企業理念・経営方針・行動指針」を踏まえて、「オリックスグループが目指す企業像」を明確化し、これを実践するための「企業行動規範」、「役職員行動規範」および「役職員行動実践」を定めています。

\*P3ご参照

#### 1. 企業行動規範

「オリックスグループが目指す企業像」に示されている精神を受けて、オリックスグループがこれからも長期的に誤りのないように、企業としての行動の規範を具体的にまとめたのが、企業行動規範です。

#### 2. 役職員行動規範

役職員一人ひとりが、「オリックスグループが目指す企業像」に向かって日々行動するための判断基準として示したのが、役職員行動規範です。

#### 3. 役職員行動実践

役職員一人ひとりが日々守るべき基本的な行動基準を、より具体的に定めたのが役職員行動実践です。

#### グループ役職員行動実践

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 商品やサービスの適切な説明と誠実な勧誘      | 12. 人権尊重と良好な職場環境       |
| 2. お客さまの声（クレームなど）に対する適切な対応  | 13. 安全かつ快適な職場環境の確保     |
| 3. お客さまニーズの把握と適切な商品開発       | 14. 会社財産の保護            |
| 4. 適切な文書の作成と保管              | 15. 知的財産権の適切な取扱い       |
| 5. 適切な情報管理と守秘義務の徹底          | 16. 社内ルールの遵守と適切なルール管理  |
| 6. 適切・公平な情報開示によるブランド価値の向上   | 17. 業務の相互牽制と適切な業務管理    |
| 7. インサイダー取引の禁止              | 18. 適切な与信・回収行為         |
| 8. 法令遵守の徹底                  | 19. 適切かつ透明な意思決定の確保     |
| 9. グループ会社間協力・取引における適切な関係の確保 | 20. 適切なリスク管理           |
| 10. 取引先等との節度ある接待・贈答         | 21. 社会貢献・社会との調和・環境への配慮 |
| 11. 反社会的勢力との関係の拒絶           |                        |

# オリックス生命の法令遵守態勢

## 1 コンプライアンス基本方針

当社は、生命保険会社としての社会的責任、公共性を常に認識し、自律的で健全な業務運営に努め、お客さまをはじめ社会の皆さまからの信頼を確立するため、コンプライアンス基本方針を以下のように定めています。

### コンプライアンス基本方針(概要)

1. 当社は次の各号の行動を実践することを「コンプライアンス」と定義します。
  - (1) 法令等(法規範)を遵守した行動
  - (2) 社内の規定を遵守した行動
  - (3) 社会一般の倫理、常識および規範に則した行動
  - (4) 「オリックスグループ企業理念」および、オリックスグループが目指す企業像、企業行動規範、役員行動規範にかなった行動
2. 取締役・監査役・執行役員は、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであり、その実践・徹底が当社の経営基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるコンプライアンスを実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。
3. 役員等は、本方針に基づきコンプライアンスに関する基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規則」を遵守し、コンプライアンスを理解のうえ、誠実にコンプライアンスの実践に努めます。
4. 執行役員会は、コンプライアンス上の課題を組織として把握・共有し、適切な措置・方策を講じるための態勢を整備します。

## 2 コンプライアンス態勢の整備

当社は「コンプライアンス基本方針」や「コンプライアンス基本規則」に基づきコンプライアンスに係る取締役会等の役割を定め、社長が任命するコンプライアンス・オフィサーを委員長としたコンプライアンス委員会を設けている他、全社的なコンプライアンスを推進・統括する組織としてコンプライアンス統括部を設けています。また、各部門長(部長・支社長等)をその部門のコンプライアンス責任者としコンプライアンスの実践、浸透を図っています。

さらに、事業年度ごとに「コンプライアンス年間基本計画」を策定し、年間基本方針・組織体制・重点施策等を定め活動を行っています。その活動結果は取締役会へ報告され、経営陣による評価・監督が実施されています。

## 3 具体的な取組みについて

### ①コンプライアンス・マニュアル等の作成

全役員が遵守すべき法令等を解説し、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成のうえ役員に公開しています。また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「適正な保険募集活動のためのコンプライアンス・マニュアル」を作成し、配布しています。

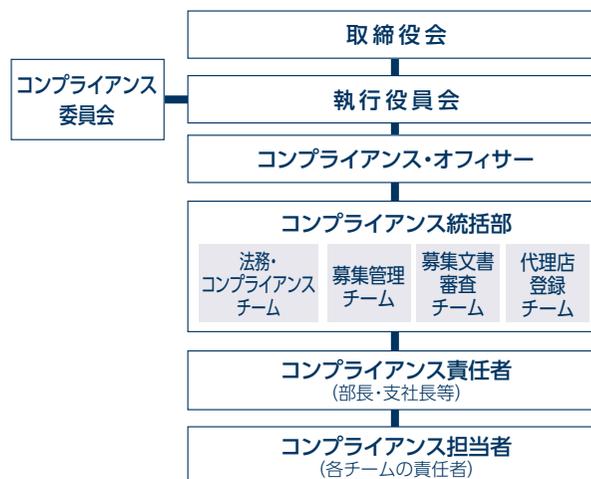
### ②コンプライアンス・ヘルプラインの設置

日常業務等において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から疑問もしくは問題と思われる行為が見受けられた場合には、報告・相談窓口として「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し、当社に勤務している者は誰でも直接報告・相談できる態勢を構築しています。なお、報告・相談については匿名によるものも受け付けています。

### ③部署別コンプライアンス実践活動

各部署では「コンプライアンス年間基本計画」に基づき、事業年度ごとに前年度の振り返りやリスク分析等を十分検証したうえで実践活動計画を策定し、PDCAサイクルの更なる強化を図り、コンプライアンス推進活動の実効性を高めています。

## ■ コンプライアンス態勢図



## 内部統制

当社は、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することにより企業価値の向上を目指しています。よって、米国企業改革法(サーベンス・オクスレー法)に基づき、財務報告に関する内部統制評価を実施しています。

また、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制基本方針」「内部統制管理規則」にて具体的な内部統制態勢を定めています。

## 監査態勢

当社では、リスク管理態勢が十分に機能しているかどうかについて、監査部が独立した立場で客観的な評価を与えるとともに、改善提言などを通じて当社の企業目的や経営目標の達成を支援します。監査部は、営業拠点や本社管理部門などすべての部門を対象にした定例監査のほか、保険金支払い

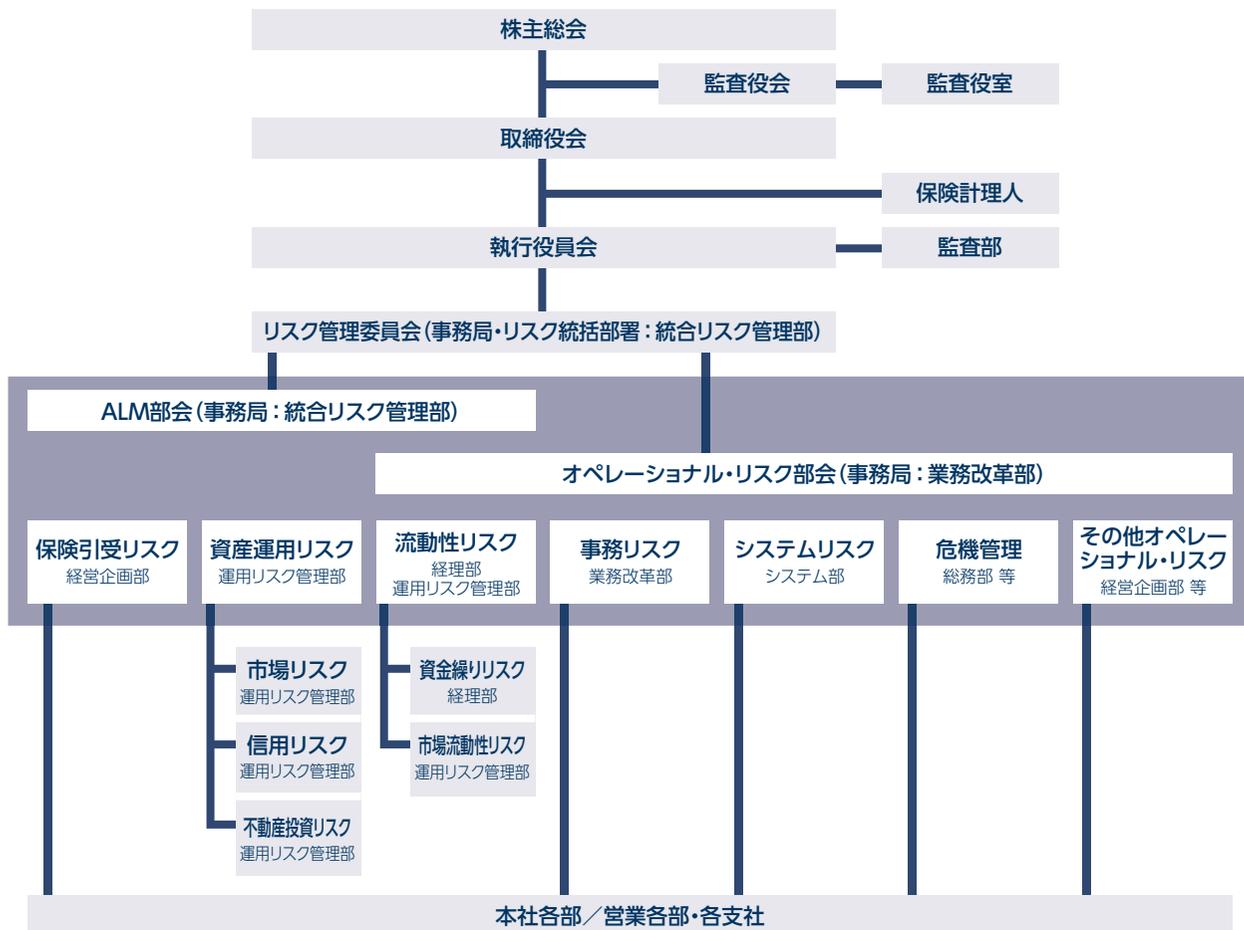
や苦情処理態勢、システム管理態勢など経営活動に伴い発生するさまざまなリスクのコントロール状況を検証し、経営陣に報告しています。また、会計監査人(監査法人)による外部監査により財務報告の正確性やIT全般統制を検証し、リスク管理態勢の適切性や有効性を担保するよう努めています。

# リスク管理の態勢

## オリックス生命のリスク管理態勢

当社は、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「リスク管理基本方針」を制定してさまざまなリスクをコントロールすべく管理態勢の強化に取り組んでいます。また、全社的なリスク管理を推進する組織として「リスク管理委員会」を、リスク統括部署として「統合リスク管理部」を設置しています。さらに、「リスク管理委員会」の下部組織として「ALM部会」、「オペレーショナル・リスク部会」を設置しています。

### ■ リスク管理組織体系図



コーポレートガバナンスの強化について

### 1 リスク管理委員会の役割

業務運営上の各リスクは、原則としてそれぞれの所管部署が管理する態勢としていますが、各リスク管理部門におけるリスク管理の状況を総合的に把握し、問題点があれば対策を協議したうえで経営陣に適宜報告する組織として「リスク管理委員会」を設置しています。「リスク管理委員会」では主に以下の業務を担当しています。

- ① リスク管理基本方針に関する事項
- ② 各リスク管理の管理方針・規則・要領に関する事項
- ③ 各リスク管理の状況に関する事項
- ④ 統合的リスク管理に関する事項
- ⑤ リスク管理啓蒙活動に関する事項

### 2 ALM部会の役割

当社は、負債特性を十分に認識し、資産と負債の総合的な管理(ALM<sup>※</sup>)を行っていくことを活動目的とする「ALM部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しており、主に以下の業務を担当しています。

<sup>※</sup>ALM: Asset Liability Management 資産と負債を総合的に管理し、収益の最大化、リスクの最小化、流動性の保持を図ることです。

- ① 将来キャッシュフローやデレージョンおよびその金利感応度の定期的モニタリング
- ② 金利リスクやその他市場リスクの定期的モニタリング
- ③ 統合リスク管理や市場動向をふまえた資産運用リスク量などの上限設定
- ④ 負債特性および会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分の検討
- ⑤ 資金繰り管理部門が行っている資産・負債両面からの流動性の評価が、保険金等に対する支払い準備の視点からも十分に機能していることの確認

### 3 オペレーショナル・リスク部会の役割

オペレーショナル・リスクに関する各リスク所轄部門と密接に連携し、全社的なリスクを認識・評価した上で、各リスク管理部門の活動等を支援し、管理態勢を強化することを目的とする「オペレーショナル・リスク部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しており、主に以下の業務を担当しています。

- ① 重大なリスクの把握と優先すべきリスクの提言
- ② 発生した事務ミス、システム障害などの定期的な確認と対策の評価
- ③ 流動性リスクの管理方法の評価と定期モニタリング結果の確認
- ④ 内部・外部の監査結果の定期的な確認と対策の検討

## 主なリスクへの対応

当社は下記リスクのリスク量合計を経済価値純資産(\*)と比較することで管理しています。

(\*)時価評価された資産から時価評価された負債を差し引いた額。

### 1 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいいます。当社は、定期的に将来収支予測に基づく保険商品の収益性を分析しており、必要に応じて契約引受の査定基準や保険料の改定を行っています。

#### 再保険について

保険会社は、事業の安定運営のために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に移転して、リスクの平準化と分散化を図っています。当社は、健全性の高い再保険会社を選定し、商品の特性に応じた再保険の活用を行っています。

### 2 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産の価値が変動し、主に以下のリスクにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

1. **市場リスク** 金利、株価、為替等の変動により損失を被るリスクをいいます。
2. **信用リスク** 主に貸付先や債券の投資先の経営悪化等から損失を被るリスクをいいます。
3. **不動産投資リスク** 賃貸料等の変動により不動産の収益が減少するリスクと不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスクをいいます。当社は、定期的にリスク量 (VaR<sup>\*</sup>) を測定し、モニタリングしています。

\* VaR: Value at Risk 一定期間に一定の確率で生じ得る予想最大損失額。

### 3 オペレーショナル・リスク等

オペレーショナル・リスクとは、主に以下のリスクにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

1. **流動性リスク** 予期せぬ資金流出により予定外の資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」をいいます。当社は、流動性の高い資産を、常時一定の割合を確保できるように、モニタリングを行っています。
2. **事務リスク** 役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社は、全社レベルでの事務ミス発生の状況把握と原因分析を行い、事務改善に反映することにより、事務ミスの発生防止・事務リスクの軽減に努めています。
3. **システムリスク** コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社は、システムリスクの上昇が懸念されるシステムのリニューアルを随時進めています。また、システム運用を安全性・信頼性の高いシステム会社に委託することで、リスク発現防止に努めています。さらに、お客さまの情報の漏えいやシステムへの不正アクセス等を防止するために必要な対策を実施しています。

## ストレステストの実施

ストレステストとは、経済情勢や保険事故の発生率などが統計的に想定されるリスク水準を超えて急激に変動した場合に、どの程度の損失が発生するかを把握する手法です。

当社は、金利感応度の定期的モニタリングのほか、金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証しています。ストレステストの結果は、「リスク管理委員会」などへ報告し、必要に応じて、モニタリングの強化や経営上、財務上の対応を検討、実施しています。

## 第三分野保険のストレステスト

- 保険業法第二百一十一条第一項第一号<sup>(※1)</sup>の確認(第三分野保険<sup>(※2)</sup>に係るものに限る。)の合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることについて、次のように確認しています。

死亡保険等に比べて長期的な不確実性を有する、第三分野保険の保険事故発生率に対して、責任準備金の十分な積立水準の確保を確認するため、平成10年大蔵省告示第231号に基づきストレステスト<sup>(※3)</sup>を実施しました。

- (※1)「保険業法第二百一十一条第一項第一号」の内容：保険計理人は、毎決算期において保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。
- (※2) 第三分野保険：医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野の保険種類。
- (※3) ストレステスト：商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するテスト。

その結果、ストレステストによる危険準備金<sup>(※4)</sup>の積み立てではなく、また、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テスト<sup>(※5)</sup>の対象となる保険契約の区分はありませんでした。

なお、ストレステストで使用した保険事故発生率は、将来10年間の保険金等の増加を十分にカバーする水準であり、過去の保険事故発生率の実績等に基づいて適切に設定されていることを確認しています。上記の合理性および妥当性については保険計理人が確認し、その結果を取締役に報告しています。

- (※4) 危険準備金：保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備える準備金。貸借対照表上は負債である「責任準備金」に含まれる。
- (※5) 負債十分性テスト：ストレステストの結果により、予め設定した予定事故発生率が通常の予測の範囲内のリスクに対応できないおそれがある場合、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じていないかを確認するテスト。

## 危機管理方針

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に対する管理の重要性が高まっています。

当社は、経営に影響を与えかねない危機発生に備えた危機管理態勢の構築を進めています。具体的には、地震災害対応事業継続計画書や各種危機対応マニュアルの策定等により、緊急事態が発生した際にも保険金支払業務等重要業務を継続できる態勢の整備に努めています。

## 情報システムに関する状況

### 1 営業支援システムの拡充

インターネット技術を活用した営業支援システムを、当社内および代理店に展開し、お客さまに迅速なご提案ができる体制を整えています。また、お客さまや代理店からのご意見やニーズをシステムに反映するため、日々改善の取組みを実施しています。

### 2 お客さまサービス向上の取組み

お客さまにインターネットによる申込を円滑に行っていただくため、安全で「わかりやすい」Webシステムを構築しました。また、お客さまからお申込みいただいた契約をより早く、正確に処理するため、新契約自動査定イメージワークフローシステムを導入しています。引き続きお客さまサービスの向上に努めてまいります。

### 3 アウトソーシングによる効率化

システムコストの効率化と最新技術の共有のため、システム運用業務、システム開発業務について、積極的にアウトソーシングを行っています。これにより、最新技術の取得、コストの削減、システムセキュリティの強化に努めています。

### 4 事業継続計画の検討

事業継続計画は、大規模災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業の継続あるいは早期の復旧を可能とするために、あらかじめその方法や手段を決めておくものです。これにより、緊急事態に遭遇しコンピューター設備にダメージを受けた場合でも、サービスの継続を実現します。引き続き業務継続面に関わるシステム対策を実施していく予定です。

### 5 情報セキュリティの強化

#### ● パソコンのセキュリティ対策について

個人情報記録されたノートパソコンを社外に持ち出す場合は、持ち出す情報の事前申請と帰社後の情報削除を徹底しています。万が一に備えたウィルス対策や認証、暗号化を行い、厳重に管理しています。

#### ● 情報漏えい対策について

個人情報の万一の漏えい対策として、パソコンからの外部記憶装置への記録を制限しています。また、電子メールへファイルを添付して社外へ送信する場合、強制的にパスワード保護、暗号化を行うシステムの導入に加え、万一の個人情報の大量漏洩等のリスク軽減策とし、電子ファイル交換のシステムを利用する等の管理を強化しています。

#### ● 情報へのアクセス管理について

個人情報にアクセスできる役職員を業務上必要最小限の範囲に限定するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施するなど、アクセスの厳正管理を実施しています。

# 反社会的勢力に対する基本方針

当社では、生命保険会社に対する公共の信頼を維持し、生命保険会社の業務の適切性および健全性を確保し、社会に貢献していくため、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定めています。

- |   |  |
|---|--|
| 1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体をあげて対応する。          | 4. 反社会的勢力からの不当要求には、一切応じず、毅然として法的対応を行う。 |
| 2. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察など外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応できるよう努める。 | 5. 反社会的勢力との資金提供や裏取引は絶対に行わない。           |
| 3. 反社会的勢力との取引を含めた関係を一切遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。               | 6. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員等の安全を確保する。       |

## 利益相反管理態勢について

### 利益相反管理態勢について

当社は、お客さま保護の観点から、お客さまと当社および当社のグループ会社との間の取引で、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反管理に関して以下のとおり管理方針を定め、適切に管理しています。

### 利益相反管理方針(概要)

#### 1 「利益相反」のおそれがある取引

「利益相反」とは、当社または当社のグループ会社とお客さまとの間において利益が相反する状況をいいます。当社では保険関連業務において、以下の①または②に該当するものを利益相反のおそれがある取引として管理の対象とします。

- ① お客さまの不利益のもと、当社または当社のグループ会社が不当に利益を得ている可能性があること
- ② 当社または当社のグループ会社が、お客さまの情報を不適切に利用して、不当に利益を得ている可能性があること

当社では、お客さまとの取引が利益相反のおそれがある取引に該当するか否かについて、コンプライアンス統括部管掌役員が利益相反管理統括責任者となり、営業部門・資金運用部門から独立した利益相反管理統括部門(コンプライアンス統括部)からの情報および個別・具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

#### 2 利益相反として特定する取引とその類型

当社は、利益相反のおそれがある取引を、以下の第1～第4類型の観点から検討を行い、個別・具体的な事情に応じて特定します。

これに、「グループ会社との取引」を加えて、管理の対象となる取引(以下、「対象取引」という)を以下のとおり5つに類型化します。

- 第1類型**：お客さまの利益保護を図る義務に違反または違反するおそれのある取引
- 第2類型**：行為規制等の違反または違反するおそれのある取引
- 第3類型**：情報の不適切な利用による取引
- 第4類型**：お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を助長するもの
- 第5類型**：グループ会社との取引(アームズ・レングス・ルールの適用)

**3 利益相反管理態勢**

利益相反取引の管理を適正に遂行するため、利益相反管理統括部門を定め、利益相反に関する当社およびグループ会社の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

また、当社は定期的に管理態勢を検証し、必要に応じて見直しを行います。

**4 対象取引の管理方法**

対象取引の管理方法として、各類型において、それぞれの特性や程度等に応じ、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択することにより、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、周知・徹底します。

- (1) 対象取引の中止
- (2) 対象取引の条件または方法の変更
- (3) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (4) お客さまへの利益相反状況の開示
- (5) その他の対応(業法や各規則に則ってすでに整備されている内部管理態勢を厳格に運用することを含みます)

## 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまに配慮すべき事項を以下のとおりまとめ、常にお客さまのご理解・ご納得をいただけるよう努めています。

### オリックス生命保険株式会社 勧誘方針

**I. 基本方針**

1. お客さまの意思や経営上のご要望等を尊重し、お客さま本位の適切かつ適正な勧誘を行います。
2. 法令・ルールを遵守し、社会良識に従った公正・公平な勧誘を行います。
3. よりきめ細かく質の高いサービスを提供してお客さまから信頼されるよう、生命保険に関する専門知識の拡充に努めます。

**II. 適切な勧誘**

1. 具体的な勧誘活動に際しては、方法・場所・時間帯等について、お客さまの立場に立ち、ご迷惑をおかけしないよう心掛けます。
2. 勧誘に際し、お客さまに対して威迫したり困惑させるような行動はいたしません。また、不安感や不快感を与えるような勧誘もいたしません。
3. 生命保険の加入に際しては、お客さまに告知義務があること、そしてこの義務に違反したときには生命保険契約が解除されることを説明し、正しい告知が漏れなく得られるように努めます。

**III. 最適な商品の提供に向けたコンサルティング**

1. お客さまの生命保険に関する知識、生命保険ご加入の経験、財産の状況、収入・収益状況等にも十分配慮し、お客さまのご意向に沿った商品の勧誘を行います。
2. 未成年者を被保険者とする生命保険契約については、会社が定める適正な保険金額に基づき、適切に募集するよう努めます。
3. 外貨建ての保険、変額保険、投資信託等のように、市場リスクを伴う商品をお勧めする場合には、お客さまの投資経験等にも配慮するとともに、商品の特性・リスク内容等についてご理解いただけるよう、十分な説明を行います。

**IV. 募集資料の取扱い**

募集資料の取扱いについては、法令および会社の規定に従った適正なものを使用します。

**V. 誤解の防止**

お客さまに誤解を与えないよう、生命保険とその他の商品を明確に区別して取り扱います。

**VI. 重要事項についての説明**

商品の仕組みや特徴等、お客さまの判断に影響を与えるような重要事項の説明に際しては、販売・勧誘形態に応じた方法により、内容を正しくご理解いただけるよう努めます。

**VII. お客さまに関する情報の保護**

業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社の定めるプライバシーポリシーに従って、厳重な管理を行い、プライバシー保護および公正な取引の確保に細心の注意を払います。

**VIII. コンプライアンスの重視**

お客さまに対して適切な勧誘・販売活動等をしていくため、会社全体でコンプライアンス(法令等の遵守)に取り組み、各種研修等を通じてコンプライアンス態勢の維持・向上に努めます。

**IX. 相談窓口**

お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の生命保険商品の販売等に反映して参りますので、保険の諸手続きは勿論のこと、ご意見・ご質問、その他苦情等がありましたら、当社担当者あるいはお客様相談窓口までご連絡ください。

お客様相談窓口

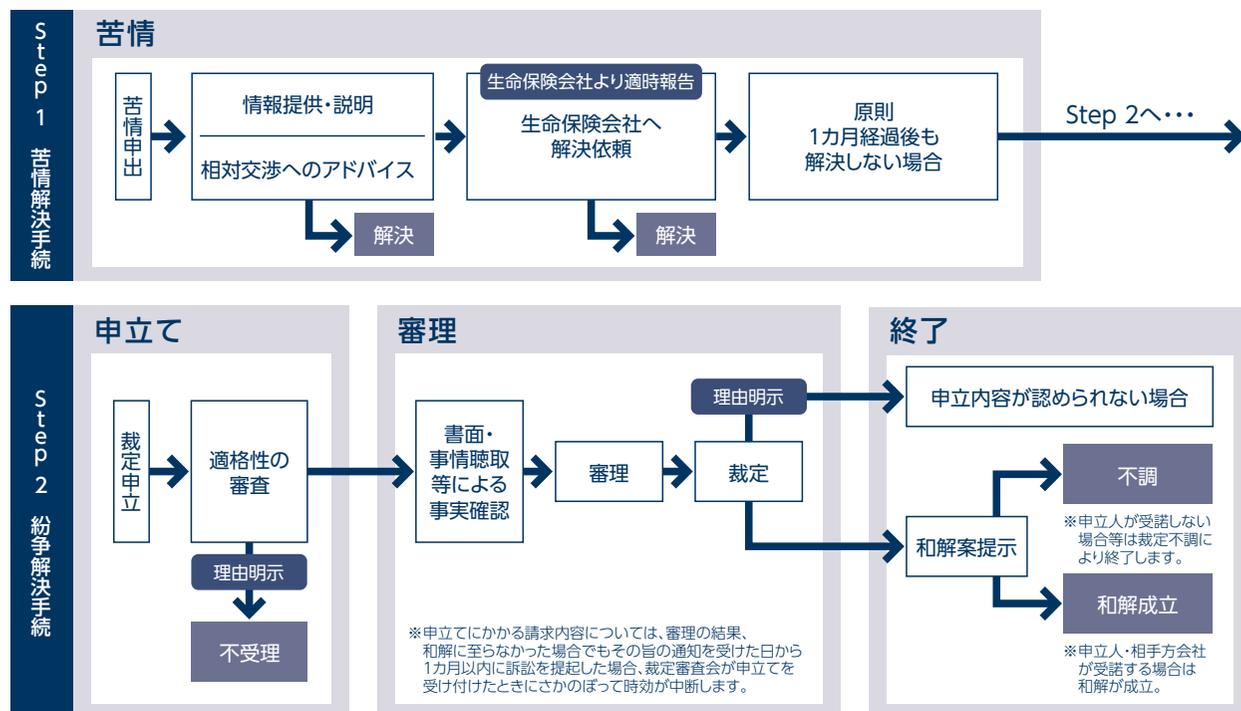
**0120-227-780**受付時間: 9:00~17:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

# 金融ADR制度への対応

当社は、金融ADR制度開始にともない、生命保険業務に係る指定ADR機関（指定紛争解決機関）である社団法人生命保険協会との間で「手続実施基本契約」を締結しています。

この手続は、お客さまが社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」、および全国各地に設置された「連絡所」に、電話・文書（電子メール・FAX不可）・来訪等で、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情の申し出を行うことから始まります。

「生命保険相談所」が苦情の申し出を受けたときから原則として1カ月を経過しても解決しない場合は、生命保険相談所内の「裁定審査会」に申立てすることができます。



## 個人情報保護について

### 取組態勢

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、およびそれに関連する諸法令やガイドライン等を遵守すべく、社内諸規程・組織の整備、従業員向けの社内啓蒙等を実施し、個人情報の適正な取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

個人情報を含む書類等の廃棄方法は、シュレッダーによる裁断または溶解処理による廃棄を徹底しています。

代理店に対しては、「代理店業務検査」において個人情報保護の取組方法を確認しており、また適宜、個人情報を取り扱うにあたり、安全管理措置を講じる必要があることを指導しています。また、当社ホームページ等に「プライバシーポリシー」を公表し、個人情報保護に関する当社の考え方、取組姿勢等を宣言しています。

### 情報セキュリティ部会の役割

情報管理の基本的事項を「情報管理基本規則」「情報セキュリティ諸規則」および「情報システム諸規則」等に定め、情報管理の継続的な態勢整備を行っています。

個人情報保護対策をはじめとする情報セキュリティについての具体的な社内活動の推進組織として、「コンプライアンス委員会」の下部組織に「情報セキュリティ部会」を設置しています。「情報セキュリティ部会」は主に以下の業務を活動方針として定期的に開催しています。

なお「情報セキュリティ部会」の活動状況は「コンプライアンス委員会」で報告・審議され執行役員会等に報告されています。

- ①情報セキュリティに関する規程整備のための討議
- ②社内の啓蒙
- ③定期的モニタリング
- ④情報セキュリティに有効な施策の実施

## 定期的なモニタリング等

個人情報の紛失、漏えい、不正なアクセス等に対する安全対策として、「コンプライアンス委員会」の下部組織である「情報セキュリティ部会」を通じて、全社的・定期的なモニタリングを実施する等、個人情報保護に全社をあげて取り組んでいます。

## 外部委託先の管理

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、委託先での安全な委託業務遂行・確保のため、情報セキュリティに関する適切な規則の制定の有無や従業者研修の定期的な実施の有無等、客観的な選定基準を設けて委託先としての適格性を審査しています。さらに、秘密保持義務事項を定めた委託契約等の締結を必須としています。また、定期的な立入検査報告体制の整備や委託契約終了時の書類の廃棄・返却等、管理の強化に努めています。

## 問合せ窓口の設置

保険にご加入いただいているお客さまの個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せに関する専門窓口として「個人情報問合せ窓口」を設置しており、「プライバシーポリシー」に明記しホームページ等でご案内しています。

# 個人情報の取扱いについて

当社では、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めていきます。

## オリックス生命のプライバシーポリシー

### 1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいたうえで行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

### 2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

### 3. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

### 4. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さままたは公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他の正当な理由がある場合

### 5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行ったうえで、適切に対応させていただきます。

**問合せ窓口** 個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っています。

オリックス生命保険株式会社  
個人情報問合せ窓口

☎ 0120-227-780 受付時間: 9:00~17:00  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

## 1 法令により個人情報の利用目的が限定されている場合について

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

また、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族または性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用しません。

## 2 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。

再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

また、当社が取得した個人情報は、保険契約者さまのほか、共同取扱契約の場合のほかの引受保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供しています。なお、今後、お客さまの個人情報に変更等が生じた際にも、引き続き同様のお取扱いをさせていただきます。

## 3 団体保険における個人情報の取扱いについて

当社団体保険にご加入いただいておりますお客さまの個人情報につきましては、保険契約者(団体)さまより当社にご提供いただいております。

当社が取得しました個人情報は、ご加入の各保険種類に応じて次の目的の範囲内で利用させていただきます。

### 1. 総合福祉団体定期保険および団体信用生命保険

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- その他保険に関連・付随する業務

### 2. 団体定期保険

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 当社・グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※団体定期保険のうち、福利厚生制度に基づき会社等が保険料を負担しご加入されている場合の利用目的は前記1.となります。

## 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

### ■ お問い合わせ先

(社)生命保険協会 生命保険相談所

電話番号 **03-3286-2648** 受付時間/9:00~17:00  
(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

住所 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

# 会社概要

私たちはオリックスグループの一員として、お客さまにご満足いただける「ほかにはないアンサー」を追求してまいります。

## 会社沿革

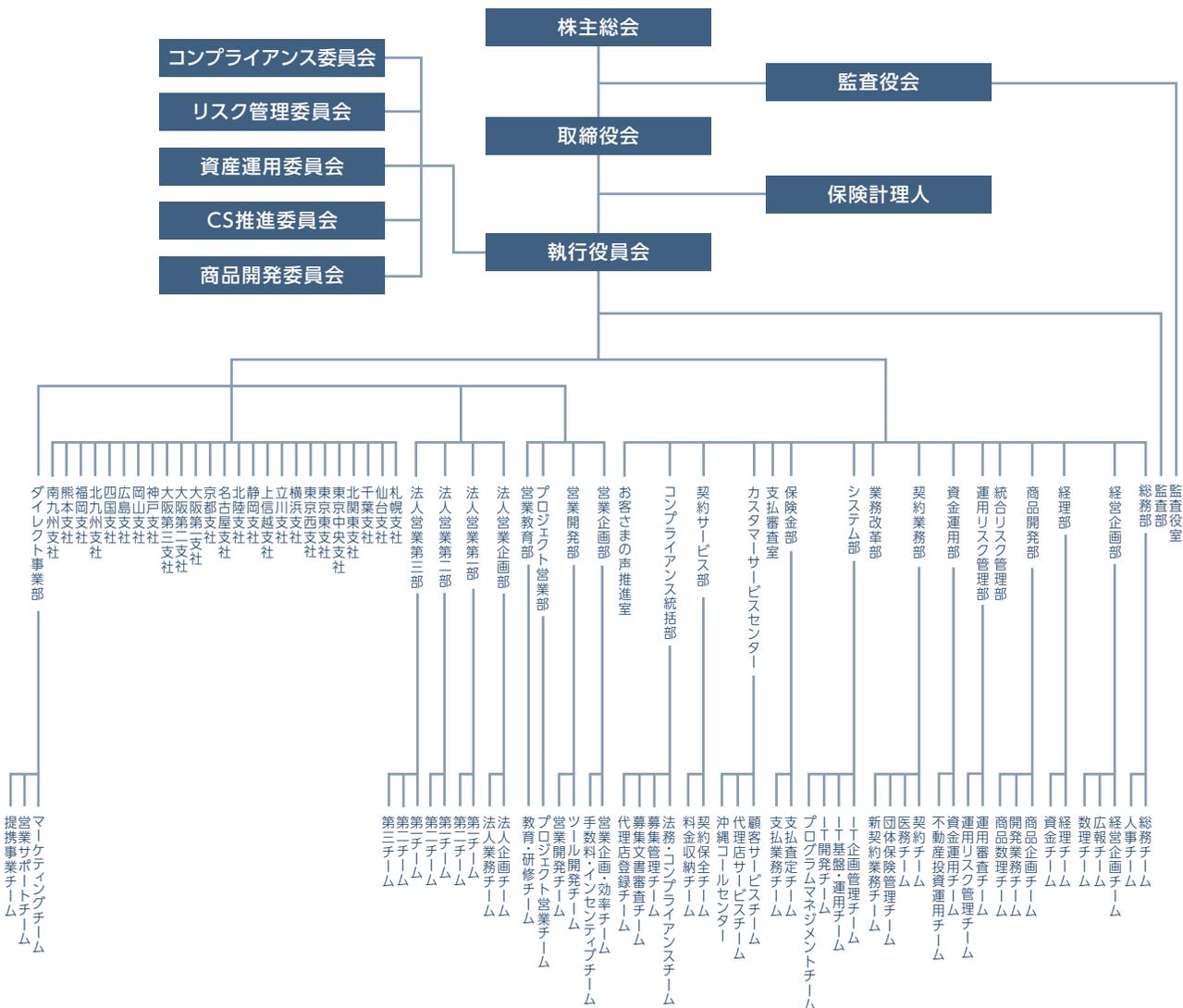
1991年	4月	オリックス・オマハ生命保険株式会社設立	2008年	3月	オリックス株式会社に90億円の劣後ローンを返済
	5月	生命保険事業免許を取得		5月	女性専用「医療保険 CURE Lady[キュア・レディ]」発売
	6月	営業開始		11月	オリックス株式会社への第三者割当による100億円の増資を実施
	8月	ユナイテッドオプオマハ生命保険会社より日本通貨建保険契約を包括移転			
1992年	4月	団体信用生命保険発売 フレッシュエンド定期保険(通増定期保険特約付定期保険)発売	2009年	3月	オリックス株式会社への第三者割当による150億円の増資を実施
	11月	オリックスグループの全額出資会社となる		6月	「医療保険 CURE [キュア]」、「医療保険 CURE Lady[キュア・レディ]」において「先進医療特約」の取扱開始
1993年	2月	オリックス生命保険株式会社に社名変更		9月	個人保険の保有契約件数100万件突破
1994年	7月	リビングニーズ特約、年金支払特約取扱開始	2010年	3月	「がん保険 Believe [ビリーブ]」発売
	8月	保有契約高(個人保険)1兆円を突破		7月	「収入保障保険 Keep [キープ]」発売
1996年	7月	特定疾病保障保険発売	10月	「医療保険 CURE Support [キュア・サポート]」発売	
	11月	総合福祉団体定期保険発売			
1997年	9月	通信販売専用商品「オリックス生命ダイレクト保険」発売	2011年	5月	オリックス生命ダイレクト保険「インターネット申込」を開始
1999年	1月	オリックス生命ダイレクト保険インターネットでの「保険契約申込予約」「第1回保険料決済」を開始		10月	「終身保険 RISE Support [ライズ・サポート]」発売
	3月	80億円の第三者割当増資を実施	11月	オリックス株式会社への第三者割当による100億円の増資を実施	
2000年	3月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)3兆円を突破		2012年	4月
	12月	法令等遵守宣言	6月		「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」発売 現住所に本社移転
2001年	3月	保有契約高(個人保険)3兆円を突破	9月		オリックス株式会社への新株発行による150億円の増資を実施
	4月	定期保険「プライムセーブ」「コストブロック」発売 執行役員制度の導入	10月		保有契約高(個人保険)5兆円を突破
2002年	3月	オリックス株式会社より90億円の劣後ローン借入れを実施	12月	「死亡保障付医療保険 Relief W[リリーフ・ダブル]」の通信販売を開始	
	11月	「低解約払戻定期保険[ロングターム7]」発売			
2003年	6月	「入院保険 fit[フィット]」発売	2013年	2月	医療保険キュアシリーズ保有契約100万件突破
2004年	3月	「新がん保険Ⅷ型」発売		4月	「がん保険 Force[フォース]」発売
2005年	10月	「収入保障保険 大黒様(だいこくさま)」発売 「解約払戻金抑制型定期保険 FineSave [ファインセーブ]」発売			
2006年	9月	「医療保険 CURE[キュア]」発売			
2007年	7月	「医療保険 CURE-S[キュア・エス]」発売			

# 主要な業務の内容

- ①生命保険業
  - ②他の保険会社(外国保険業者を含む。)の保険業に係る業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
  - ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
  - ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項
- (注)「国債等の窓口販売業務」は現在行っていません。

# 経営の組織

■ オリックス生命保険株式会社 組織図 (2013年7月1日現在)



## 取締役および監査役

2013年7月1日現在

代表取締役	水 盛 五 実*
取締役	永 田 浩 治*
取締役	齋 藤 毅*
取締役	浦 田 晴 之
取締役	横 山 禎 徳

常勤監査役	林 新 太 郎
監査役	井 上 亮
監査役	裾 分 路 啓

\* 執行役員を兼務

## 執行役員

2013年7月1日現在

執行役員会長兼社長	水 盛 五 実
専務執行役員	永 田 浩 治
常務執行役員	齋 藤 毅
常務執行役員	瀬 川 修 平
常務執行役員	菅 沼 重 幸

常務執行役員	山 科 裕 子
執行役員	川 島 治
執行役員	平 山 攝
執行役員	竹 本 裕

## 従業員の在籍・採用状況

### ■ 在籍状況

区 分	2010年度末 在籍数	2011年度末 在籍数	2012年度末 在籍数
内勤職員	746 名	746 名	758 名
(男 性)	378	394	403
(女 性)	368	352	355
営業職員	該当なし	該当なし	該当なし

### ■ 採用状況

区 分	2010年度 採用数	2011年度 採用数	2012年度 採用数
内勤職員	21	32 名	51 名
(男 性)	14	24	33
(女 性)	7	8	18
営業職員	該当なし	該当なし	該当なし

### ■ 平均年齢及び平均勤続年数

区 分	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	37.0 歳	7.0 年	38.0 歳	7.8 年	38.6 歳	8.1 年
(男 性)	40.5	8.4	41.0	9.0	41.1	9.1
(女 性)	33.6	5.6	34.8	6.6	35.7	7.0
営業職員	該当なし		該当なし		該当なし	

## 平均給与(内勤職員)

(単位:千円)

区 分	2010年度	2011年度	2012年度
内勤職員	372	376	383

(注) 上記には賞与および時間外手当は含みません。

## 平均給与(営業職員)

該当ありません。

# 店舗網一覽

## ■ 本社・支社・営業拠点一覽

2013年7月1日現在

店舗名	所在地	電話番号	店舗名	所在地	電話番号
本社	〒107-0052 港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ	03-6862-6300(代)	富山 オフィス*	〒930-0029 富山市本町3-25 富山本町ビル	076-433-6070
	〒190-0012 立川市曙町2-22-20 立川センタービル	—	名古屋支社	〒460-0003 名古屋市中区錦2-9-29 ORE名古屋伏見ビル	052-223-1280
法人営業 第一部	〒107-0052 港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ	03-6683-2263	京都支社	〒600-8008 京都市下京区四條通烏丸東入長刀鉾町20 四條烏丸FTスクエア	075-213-3970
法人営業 第二部	〒550-0005 大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	06-6578-1046	大阪第一支社	〒550-0005 大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	06-6578-1002
法人営業 第三部	〒107-0052 港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ	03-6685-0120	大阪第二支社	〒550-0005 大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	06-6578-1013
札幌支社	〒060-0002 札幌市中央区北二条西1-1-7 ORE札幌ビル	011-231-1002	大阪第三支社	〒550-0005 大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	06-6578-1019
仙台支社	〒980-0021 仙台市青葉区中央2-9-27 プライムスクエア広瀬通	022-215-7951	神戸支社	〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル	078-242-3101
盛岡 オフィス*	〒020-0022 盛岡市大通3-6-12 開運橋センタービル	019-651-8160	姫路 オフィス*	〒670-0964 姫路市豊沢町140 新姫路ビル	079-285-5377
千葉支社	〒273-0005 船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル	047-433-3041	岡山支社	〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル	086-222-9888
北関東支社	〒330-0844 さいたま市大宮区下町1-8-1 大宮下町1丁目ビル	048-646-0477	広島支社	〒730-0037 広島市中区中町7-41 広島三栄ビル	082-249-6363
郡山 オフィス*	〒963-8005 郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル	024-935-0091	四国支社	〒760-0018 高松市天神前10-12 香川天神前ビル	087-834-8355
東京中央支社	〒163-0706 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル	03-6863-6623	高知 オフィス*	〒780-0822 高知市はりまや町3-3-2 セントラルビル	088-882-6020
東京東支社	〒103-0022 中央区日本橋室町11-12-15 テラサキ第2ビル	03-3275-1060	松山 オフィス*	〒790-0003 松山市三番町4-7-7 愛媛汽船松山ビル	089-935-4421
水戸 オフィス*	〒310-0021 水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル	029-224-8061	北九州支社	〒802-0003 北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル	093-522-1487
東京西支社	〒163-0706 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル	03-6863-6607	大分 オフィス*	〒870-0035 大分市中央町1-4-2 TIC大分ビル	097-533-6311
横浜支社	〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル	045-225-6223	福岡支社	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-4-15 博多駅前H44ビル	092-474-5113
立川支社	〒190-0012 立川市曙町2-22-20 立川センタービル	042-548-5830	長崎 オフィス*	〒850-0032 長崎市興善町6-5 興善町イーストビル	095-820-7551
上信越支社	〒370-0849 高崎市八島町274 高德ビル	027-321-6551	沖縄 オフィス*	〒900-0016 那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-868-8780
新潟 オフィス*	〒951-8056 新潟市中央区花町2069 新潟花町ビル	025-226-6311	熊本支社	〒860-0804 熊本市中央区辛島町6-7 辛島第一ビルディング	096-359-8100
静岡支社	〒420-0859 静岡市葵区栄町3-1 あいおいニッセイ同和損保 静岡第一ビル	054-221-0850	南九州支社	〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 アルボーレ鹿児島	099-226-0383
東海 オフィス*	〒430-7716 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー	053-452-1811	宮崎 オフィス*	〒880-0812 宮崎市高千穂通2-5-36 宮崎25ビル	0985-29-2231
北陸支社	〒920-0869 金沢市上堤町2-37 金沢三栄ビル	076-262-5730	ダイレクト 事業部	〒107-0052 港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ	03-6683-2203
福井 オフィス*	〒910-0005 福井市大手3-1-13 大手門ビル	0776-26-5501			

\*オフィス不在時は、お近くの支社・営業部に転送となります。

## 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1991年 4月 12日	7,000 百万円	7,000 百万円	会社設立
1999年 3月 31日	8,000 百万円	15,000 百万円	第三者割当
2008年 11月 13日	5,000 百万円	20,000 百万円	第三者割当
2009年 3月 24日	7,500 百万円	27,500 百万円	第三者割当
2011年 11月 24日	5,000 百万円	32,500 百万円	第三者割当
2012年 9月 24日	7,500 百万円	40,000 百万円	新株発行

## 株式の状況

### ■ 株式の総数

発行する株式の総数	3,000,000
発行済み株式の総数	1,300,000
当期末株主数	1

### ■ 発行済み株式の種類等

発行済み株式	
種類	普通株式
発行数	1,300,000
内容	—

### ■ 大株主

2013年7月1日現在

株主名	当社への出資比率	
オリックス株式会社	持株数 1,300,000	持株比率 100%

## 主要株主の状況

名 称	オリックス株式会社
本店所在地	東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービル
資 本 金	144,086百万円
事 業 内 容	多角的金融サービス業
設立年月日	1964年4月17日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

2013年3月31日現在

**I . 財産の状況**

1. 貸借対照表 ..... 52

2. 損益計算書 ..... 53

3. キャッシュ・フロー計算書 ..... 58

4. 株主資本等変動計算書 ..... 59

5. 債務者区分による債権の状況 ..... 60

6. リスク管理債権の状況 ..... 60

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 ..... 60

8. 保険金等の支払能力の充実の状況  
（ソルベンシー・マージン比率） ..... 61

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報 ..... 62

（2）金銭の信託の時価情報 ..... 63

（3）デリバティブ取引の時価情報 ..... 63

10. 経常利益等の明細（基礎利益） ..... 64

11. 計算書類等に関する会計監査人の監査 ..... 64

12. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 ..... 64

**II . 業務の状況を示す指標等**

1. 主要な業務の状況を示す指標等

（1）決算業績の概況 ..... 65

（2）保有契約高及び新契約高 ..... 65

（3）年換算保険料 ..... 65

（4）保障機能別保有契約高 ..... 66

（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 ..... 67

（6）異動状況の推移 ..... 67

（7）契約者配当の状況 ..... 68

2. 保険契約に関する指標等

（1）保有契約増加率 ..... 69

（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） ..... 69

（3）新契約率（対年度始） ..... 69

（4）解約失効率（対年度始） ..... 69

（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約） ..... 69

（6）死亡率（個人保険主契約） ..... 69

（7）特約発生率（個人保険） ..... 69

（8）事業費率（対収入保険料） ..... 69

（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 ..... 69

（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 ..... 69

（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 ..... 69

（12）未だ収受していない再保険金の額 ..... 70

（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 ..... 70

3. 経理に関する指標等

（1）支払備金明細表 ..... 70

（2）責任準備金明細表 ..... 70

（3）責任準備金残高の内訳 ..... 70

（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） ..... 70

（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 ..... 71

（6）契約者配当準備金明細表 ..... 71

（7）引当金明細表 ..... 71

（8）特定海外債権引当勘定の状況 ..... 71

（9）資本金等明細表 ..... 71

（10）保険料明細表 ..... 71

（11）保険金明細表 ..... 72

（12）年金明細表 ..... 72

（13）給付金明細表 ..... 72

（14）解約返戻金明細表 ..... 72

（15）減価償却費明細表 ..... 72

（16）事業費明細表 ..... 72

（17）税金明細表 ..... 72

（18）リース取引 ..... 73

（19）借入金残存期間別残高 ..... 73

4. 資産運用に関する指標等

（1）資産運用の概況 ..... 73

（2）運用利回り ..... 74

（3）主要資産の平均残高 ..... 74

（4）資産運用収益明細表 ..... 75

（5）資産運用費用明細表 ..... 75

（6）利息及び配当金等収入明細表 ..... 75

（7）有価証券売却益明細表 ..... 75

（8）有価証券売却損明細表 ..... 75

（9）有価証券評価損明細表 ..... 75

（10）商品有価証券明細表 ..... 75

（11）商品有価証券売買高 ..... 75

（12）有価証券明細表 ..... 75

（13）有価証券の残存期間別残高 ..... 76

（14）保有公社債の期末残高利回り ..... 76

（15）業種別株式保有明細表 ..... 76

（16）貸付金明細表 ..... 77

（17）貸付金残存期間別残高 ..... 77

（18）国内企業向け貸付金企業規模別内訳 ..... 77

（19）貸付金業種別内訳 ..... 78

（20）貸付金使途別内訳 ..... 78

（21）貸付金地域別内訳 ..... 78

（22）貸付金担保別内訳 ..... 79

（23）有形固定資産明細表 ..... 79

（24）固定資産等処分益明細表 ..... 79

（25）固定資産等処分損明細表 ..... 79

（26）賃貸用不動産等減価償却費明細表 ..... 79

（27）海外投融資の状況 ..... 80

（28）海外投融資利回り ..... 80

（29）公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） ..... 80

（30）各種ローン金利 ..... 81

（31）その他の資産明細表 ..... 81

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定） ..... 81

**III . 特別勘定に関する指標等 ..... 81**

**IV . 保険会社及びその子会社等の状況 ..... 81**

**確認書 ..... 82**

**生命保険協会統一開示項目索引 ..... 83**

# I. 財産の状況

## 1 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		科目	年度	
	2011年度末 (2012年3月31日現在)	2012年度末 (2013年3月31日現在)		2011年度末 (2012年3月31日現在)	2012年度末 (2013年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金及び預貯金	16,306	18,775	保険契約準備金	501,622	548,049
現金	5	5	支払準備金	17,852	16,707
預貯金	16,300	18,770	責任準備金	483,239	530,638
買入金銭債権	25,805	28,211	契約者配当準備金	531	702
有価証券	380,636	389,543	再保険借	202	235
国債	159,997	253,614	その他負債	8,238	9,696
地方債	8,455	6,162	未払法人税等	49	52
社債	188,217	108,446	未払金	347	296
株式	57	67	未払費用	5,950	5,582
外国証券	10,123	3,125	前受収益	0	—
その他の証券	13,785	18,126	預り金	29	74
貸付金	38,028	29,562	預り保証金	1,163	3,410
保険約款貸付	5,053	5,239	仮受金	698	278
一般貸付	32,975	24,323	退職給付引当金	63	—
有形固定資産	37,606	91,696	価格変動準備金	1,660	1,740
土地	20,887	62,149	支払承諾	28	39
建物	16,588	29,376			
その他の有形固定資産	131	170	負債の部合計	511,815	559,762
無形固定資産	3,426	3,135	〈純資産の部〉		
ソフトウェア	3,261	3,053	資本金	32,500	40,000
その他の無形固定資産	165	81	資本剰余金	18,704	26,204
代理店貸	1	75	資本準備金	18,704	26,204
再保険貸	299	310	利益剰余金	△ 39,092	△ 48,385
その他資産	20,290	23,049	その他利益剰余金	△ 39,092	△ 48,385
未収金	14,409	14,781	繰越利益剰余金	△ 39,092	△ 48,385
前払費用	3,197	3,228	株主資本合計	12,112	17,819
未収収益	1,111	931	その他有価証券評価差額金	△ 957	6,178
預託金	546	414	評価・換算差額等合計	△ 957	6,178
仮払金	4	79			
その他の資産	1,020	3,613	純資産の部合計	11,154	23,997
繰延税金資産	3,942	1,141	負債及び純資産の部合計	522,969	583,759
支払承諾見返	28	39			
貸倒引当金	△ 3,402	△ 1,781			
資産の部合計	522,969	583,759			

## 2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2011年度 (2011年4月1日から2012年3月31日まで)	2012年度 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		133,509	145,917
保険料等収入		118,128	131,445
保険料収入		117,737	131,023
再保険収入		391	421
資産運用収益		13,810	12,866
利息及び配当金等収入		10,140	10,159
預貯金利息		0	0
有価証券利息・配当金		4,334	3,569
貸付金利息		1,397	1,156
不動産賃貸料		3,900	4,980
その他利息配当金		507	451
有価証券売却益		2,805	2,582
有価証券償還益		114	81
為替差益		0	—
貸倒引当金戻入額		657	—
その他運用収益		91	43
その他経常収益		1,570	1,605
年金特約取扱受入金		1,400	287
保険金据置受入金		51	37
支払備金戻入額		—	1,144
退職給付引当金戻入額		107	122
その他の経常収益		10	13
経常費用		146,454	158,561
保険金等支払金		75,735	65,366
保険金		15,475	13,864
年金		1,418	1,058
給付金		8,079	11,322
解約返戻金		49,063	37,320
その他返戻金		1,123	1,150
再保険料		574	650
責任準備金等繰入額		27,720	47,399
支払備金繰入額		631	—
責任準備金繰入額		27,089	47,399
資産運用費用		3,455	3,830
支払利息		1	0
有価証券売却損		761	618
有価証券評価損		116	2
有価証券償還損		46	10
為替差損		—	0
貸倒引当金繰入額		—	313
賃貸用不動産等減価償却費		943	1,086
その他運用費用		1,585	1,798
事業費用		36,120	38,358
その他経常費用		3,422	3,606
保険金据置支払金		101	57
税金		2,003	2,208
減価償却費		1,315	1,318
その他の経常費用		2	22
経常損失		12,944	12,643
特別利益		3,703	567
固定資産等処分益		3,703	567
特別損失		107	103
固定資産等処分損		17	23
価格変動準備金繰入額		90	80
契約者配当準備金繰入額		518	702
税引前当期純損失		9,867	12,883
法人税及び住民税		△ 3,191	△ 3,316
法人税等調整額		901	△ 273
法人税等合計		△ 2,290	△ 3,590
当期純損失		7,577	9,292

## 重要な会計方針

2011 年度	2012 年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 貸貸用有形固定資産 定額法により行っております。 営業用有形固定資産 建物 定額法により行っております。 建物以外 ①平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの 旧定率法により行っております。 ②平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法により行っております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金の計上方法 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計上しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>10. ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>11. 連結納税制度の適用 当社は、オリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 貸貸用有形固定資産 定額法を採用しております。 営業用有形固定資産 定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金（前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当年度は前払年金費用を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>9. 責任準備金の計上方法 同左</p> <p>10. ソフトウェアの減価償却の方法 同左</p> <p>11. 連結納税制度の適用 同左</p>

## 会計方針の変更

2011 年度	2012 年度
—	平成 23 年度の税制改正に伴い、当期より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この結果、従来の方法による場合と比べ、経常損失及び税引前当期純損失が 16 百万円減少しております。

## 表示方法の変更

2011 年度	2012 年度
<p>当期より、保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益に含めて表示しております。 (2) 株主資本等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを当期首残高として表示しております。</p>	—

追加情報

2011年度	2012年度
当期の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	—

注記事項 (貸借対照表関係)

2011年度 (2012年3月31日現在)	2012年度 (2013年3月31日現在)																																																																																																																																								
<p>1. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売(契約獲得)により固定金利(予定利率)で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。</p> <p>この方針に基づき、具体的には、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産へ資産配分しております。</p> <p>また、デリバティブについては、主として為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を活用しておりますが、当期末の取引残高はありません。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスクに晒されております。</p> <p>市場リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>信用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>	<p>1. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売(契約獲得)により固定金利(予定利率)で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。</p> <p>この方針に基づき、具体的には、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産へ資産配分しております。</p> <p>また、デリバティブについては、主として為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を活用しておりますが、当期末の取引残高はありません。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスクに晒されております。</p> <p>市場リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、取締役会及び執行役員会に報告しております。</p> <p>信用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、取締役会及び執行役員会に報告しております。</p> <p>主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>																																																																																																																																								
(単位:百万円)	(単位:百万円)																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>16,306</td> <td>16,306</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付金として取扱うもの</td> <td>25,805</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△貸倒引当金(※1)</td> <td>△ 182</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,623</td> <td>25,623</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>380,627</td> <td>383,446</td> <td>2,819</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>43,657</td> <td>46,477</td> <td>2,819</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>336,969</td> <td>336,969</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>38,028</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>5,053</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般貸付</td> <td>32,975</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△貸倒引当金(※2)</td> <td>△ 3,220</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>34,808</td> <td>35,141</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>14,409</td> <td>14,409</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>1,111</td> <td>1,111</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	16,306	16,306	—	買入金銭債権				貸付金として取扱うもの	25,805			△貸倒引当金(※1)	△ 182				25,623	25,623	—	有価証券	380,627	383,446	2,819	満期保有目的の債券	43,657	46,477	2,819	その他有価証券	336,969	336,969	—	貸付金	38,028			保険約款貸付	5,053			一般貸付	32,975			△貸倒引当金(※2)	△ 3,220				34,808	35,141	332	その他資産				未収金	14,409	14,409	—	未収収益	1,111	1,111	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>18,775</td> <td>18,775</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付金として取扱うもの</td> <td>28,211</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△貸倒引当金(※1)</td> <td>△ 35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>28,176</td> <td>28,176</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>389,536</td> <td>398,561</td> <td>9,025</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>88,818</td> <td>97,844</td> <td>9,025</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>300,717</td> <td>300,717</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>29,562</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>5,239</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般貸付</td> <td>24,323</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△貸倒引当金(※2)</td> <td>△ 1,674</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>27,888</td> <td>28,057</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>14,781</td> <td>14,781</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>931</td> <td>931</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	18,775	18,775	—	買入金銭債権				貸付金として取扱うもの	28,211			△貸倒引当金(※1)	△ 35				28,176	28,176	—	有価証券	389,536	398,561	9,025	満期保有目的の債券	88,818	97,844	9,025	その他有価証券	300,717	300,717	—	貸付金	29,562			保険約款貸付	5,239			一般貸付	24,323			△貸倒引当金(※2)	△ 1,674				27,888	28,057	168	その他資産				未収金	14,781	14,781	—	未収収益	931	931	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																						
現金及び預貯金	16,306	16,306	—																																																																																																																																						
買入金銭債権																																																																																																																																									
貸付金として取扱うもの	25,805																																																																																																																																								
△貸倒引当金(※1)	△ 182																																																																																																																																								
	25,623	25,623	—																																																																																																																																						
有価証券	380,627	383,446	2,819																																																																																																																																						
満期保有目的の債券	43,657	46,477	2,819																																																																																																																																						
その他有価証券	336,969	336,969	—																																																																																																																																						
貸付金	38,028																																																																																																																																								
保険約款貸付	5,053																																																																																																																																								
一般貸付	32,975																																																																																																																																								
△貸倒引当金(※2)	△ 3,220																																																																																																																																								
	34,808	35,141	332																																																																																																																																						
その他資産																																																																																																																																									
未収金	14,409	14,409	—																																																																																																																																						
未収収益	1,111	1,111	—																																																																																																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																						
現金及び預貯金	18,775	18,775	—																																																																																																																																						
買入金銭債権																																																																																																																																									
貸付金として取扱うもの	28,211																																																																																																																																								
△貸倒引当金(※1)	△ 35																																																																																																																																								
	28,176	28,176	—																																																																																																																																						
有価証券	389,536	398,561	9,025																																																																																																																																						
満期保有目的の債券	88,818	97,844	9,025																																																																																																																																						
その他有価証券	300,717	300,717	—																																																																																																																																						
貸付金	29,562																																																																																																																																								
保険約款貸付	5,239																																																																																																																																								
一般貸付	24,323																																																																																																																																								
△貸倒引当金(※2)	△ 1,674																																																																																																																																								
	27,888	28,057	168																																																																																																																																						
その他資産																																																																																																																																									
未収金	14,781	14,781	—																																																																																																																																						
未収収益	931	931	—																																																																																																																																						
<p>(※1) 買入金銭債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(※2) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(1) 現金及び預貯金 預貯金は全て満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>(3) 有価証券 ・市場価格のある有価証券 3月末日の市場価格等によっております。 ・市場価格のない有価証券 将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、9百万円であります。</p> <p>(4) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。 一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。 一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。</p> <p>(5) その他資産(未収金及び未収収益) これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(※1) 買入金銭債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(※2) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(1) 現金及び預貯金 預貯金は全て満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>(3) 有価証券 ・市場価格のある有価証券 3月末日の市場価格等によっております。 ・市場価格のない有価証券 将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、7百万円であります。</p> <p>(4) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。 一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。 一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。</p> <p>(5) その他資産(未収金及び未収収益) これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>																																																																																																																																								
<p>2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル及び住宅(土地を含む)を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、37,256百万円、時価は、40,784百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき金額によっております。</p>	<p>2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル及び住宅(土地を含む)を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、86,331百万円、時価は、90,865百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき金額によっております。</p>																																																																																																																																								
<p>3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,065百万円であります。</p>	<p>3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,065百万円であります。</p>																																																																																																																																								

注記事項（貸借対照表関係）

2011年度（2012年3月31日現在）	2012年度（2013年3月31日現在）																										
<p>3. 貸付金のうち、破綻先債権額は1,406百万円、延滞債権額は4,929百万円、貸付条件緩和債権額は990百万円であり、その合計額は7,326百万円です。</p> <p>3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>	<p>4. 貸付金のうち、破綻先債権額は42百万円、延滞債権額は1,671百万円、貸付条件緩和債権額は371百万円であり、その合計額は2,084百万円です。</p> <p>3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>																										
<p>4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,332百万円です。</p>	<p>5. 有形固定資産の減価償却累計額は2,999百万円です。</p>																										
<p>5. 関係会社に対する金銭債権の総額は4,726百万円、金銭債務の総額は139百万円です。</p>	<p>6. 関係会社に対する金銭債権の総額は5,528百万円、金銭債務の総額は55百万円です。</p>																										
<p>6. 繰延税金資産の総額は13,955百万円、繰延税金負債の総額は81百万円です。</p> <p>繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,931百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、繰越欠損金9,061百万円、保険契約準備金2,405百万円、貸倒引当金798百万円、価格変動準備金511百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生原因別内訳は、未収配当金77百万円、繰延譲渡損益3百万円です。</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率36.21%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.33%、平成27年4月1日以降のものについては30.78%にそれぞれ変更になりました。この変更により、それぞれ507百万円の減少及び7百万円の減少となります。また、法人税等調整額は442百万円の増加となります。</p>	<p>7. 繰延税金資産の総額は14,493百万円、繰延税金負債の総額は2,821百万円です。</p> <p>繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、10,530百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、繰越欠損金9,695百万円、保険契約準備金3,103百万円、価格変動準備金535百万円、貸倒引当金489百万円、有価証券評価損229百万円です。繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券の評価差額2,747百万円、未収配当金61百万円、繰延譲渡損益12百万円です。</p>																										
<p>7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p>	<p>8. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p>																										
<p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>593百万円</td> </tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td> <td>580百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>531百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	593百万円	当期契約者配当金支払額	580百万円	契約者配当準備金繰入額	518百万円	当期末現在高	531百万円	<p>9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>531百万円</td> </tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td> <td>531百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>702百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>702百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	531百万円	当期契約者配当金支払額	531百万円	契約者配当準備金繰入額	702百万円	当期末現在高	702百万円										
当期首現在高	593百万円																										
当期契約者配当金支払額	580百万円																										
契約者配当準備金繰入額	518百万円																										
当期末現在高	531百万円																										
当期首現在高	531百万円																										
当期契約者配当金支払額	531百万円																										
契約者配当準備金繰入額	702百万円																										
当期末現在高	702百万円																										
<p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額は2百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は150百万円です。</p>	<p>10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額は60百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は139百万円です。</p>																										
<p>10.1 株当たりの純資産額は11,154円45銭です。</p>	<p>11.1 株当たりの純資産額は18,459円78銭です。</p>																										
<p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,269百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>12. 外貨建資産の額は、1百万円です。（外貨額0百万米ドル）</p>																										
<p>12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1) 退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td>△ 2,133百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td>1,811百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）</td> <td>△ 322百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td>507百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td>△ 248百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）</td> <td>△ 63百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付引当金</td> <td>△ 63百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	△ 2,133百万円	ロ 年金資産	1,811百万円	ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△ 322百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	507百万円	ホ 未認識過去勤務債務	△ 248百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	△ 63百万円	ト 退職給付引当金	△ 63百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	1.8%	ハ 期待運用収益率	2.2%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年	ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年	<p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,409百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>		
イ 退職給付債務	△ 2,133百万円																										
ロ 年金資産	1,811百万円																										
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△ 322百万円																										
ニ 未認識数理計算上の差異	507百万円																										
ホ 未認識過去勤務債務	△ 248百万円																										
ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	△ 63百万円																										
ト 退職給付引当金	△ 63百万円																										
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																										
ロ 割引率	1.8%																										
ハ 期待運用収益率	2.2%																										
ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年																										
ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年																										
<p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>14. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1) 退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td>△ 2,381百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td>2,219百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）</td> <td>△ 161百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td>421百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td>△ 200百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金</td> <td>－百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	△ 2,381百万円	ロ 年金資産	2,219百万円	ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△ 161百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	421百万円	ホ 未認識過去勤務債務	△ 200百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	59百万円	ト 前払年金費用	59百万円	チ 退職給付引当金	－百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	1.8%	ハ 期待運用収益率	2.2%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年	ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年
イ 退職給付債務	△ 2,381百万円																										
ロ 年金資産	2,219百万円																										
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△ 161百万円																										
ニ 未認識数理計算上の差異	421百万円																										
ホ 未認識過去勤務債務	△ 200百万円																										
ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	59百万円																										
ト 前払年金費用	59百万円																										
チ 退職給付引当金	－百万円																										
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																										
ロ 割引率	1.8%																										
ハ 期待運用収益率	2.2%																										
ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年																										
ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年																										
<p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>15. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>																										

## 注記事項（損益計算書関係）

2011年度（2011年4月1日から2012年3月31日まで）		2012年度（2012年4月1日から2013年3月31日まで）																																																																																																							
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は127百万円、費用の総額は877百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,412百万円、株式等197百万円、外国証券195百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券434百万円、株式等327百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、国債等債券116百万円であります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は2百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は18百万円であります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純損失は、8,704円69銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は167百万円あります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td>△34百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△47百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。</p>		イ 勤務費用	145百万円	ロ 利息費用	39百万円	ハ 期待運用収益	△34百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	65百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は133百万円、費用の総額は542百万円あります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,477百万円、株式等84百万円、外国証券19百万円あります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券585百万円、株式等28百万円、外国証券4百万円あります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、株式等2百万円あります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は57百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は11百万円あります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純損失は、8,043円19銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は185百万円あります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td>157百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td>△39百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△47百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。</p>		イ 勤務費用	157百万円	ロ 利息費用	38百万円	ハ 期待運用収益	△39百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	77百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円																																																																																		
イ 勤務費用	145百万円																																																																																																								
ロ 利息費用	39百万円																																																																																																								
ハ 期待運用収益	△34百万円																																																																																																								
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	65百万円																																																																																																								
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円																																																																																																								
イ 勤務費用	157百万円																																																																																																								
ロ 利息費用	38百万円																																																																																																								
ハ 期待運用収益	△39百万円																																																																																																								
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	77百万円																																																																																																								
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>議決権の数の被所有割合(%)</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額(百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">親会社</td> <td rowspan="5">オリックス株式会社</td> <td rowspan="5">直接 96.5 間接 3.5</td> <td>第三者割り当てによる新株発行(注1)</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の購入(注2)</td> <td>5,917</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸付金の受譲(注3)</td> <td>5,219</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特定社債の売却(注2)</td> <td>2,618</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の証券の売却(注2)</td> <td>1,067</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">親会社の 子会社</td> <td rowspan="3">オリックス不動産株式会社</td> <td rowspan="3">—</td> <td>賃貸用不動産の購入(注2)</td> <td>7,300</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の購入(注2)</td> <td>2,517</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の購入(注2)</td> <td>1,400</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社</td> <td>合同会社心斎橋リアルティ</td> <td>—</td> <td>賃貸用不動産の購入(注2)</td> <td>9,900</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。 関連当事者との関係 オリックス株式会社とは役員・兼務等の関係があります。 取引条件 (注1) 第三者割り当て増資による新株発行の価額は、1株当たりの純資産額等を参考にして、決定しております。 (注2) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。 (注3) 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき、貸付金を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。</p> <p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>		属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	親会社	オリックス株式会社	直接 96.5 間接 3.5	第三者割り当てによる新株発行(注1)	10,000	—	—	信託受益権の購入(注2)	5,917	—	—	貸付金の受譲(注3)	5,219	—	—	特定社債の売却(注2)	2,618	—	—	その他の証券の売却(注2)	1,067	—	—	親会社の 子会社	オリックス不動産株式会社	—	賃貸用不動産の購入(注2)	7,300	—	—	信託受益権の購入(注2)	2,517	—	—	信託受益権の購入(注2)	1,400	—	—	主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社	合同会社心斎橋リアルティ	—	賃貸用不動産の購入(注2)	9,900	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>議決権の数の被所有割合(%)</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額(百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">親会社</td> <td rowspan="3">オリックス株式会社</td> <td rowspan="3">直接 100</td> <td>株主割り当てによる新株発行(注1)</td> <td>15,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>信託受益権の売却(注2)</td> <td>1,074</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸付金の受譲(注3)</td> <td>18,732</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">親会社の 子会社</td> <td>オリックス不動産株式会社</td> <td>—</td> <td>賃貸用不動産の購入(注2)</td> <td>8,090</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>オリックスクレジット株式会社</td> <td>—</td> <td>信託受益権の購入(注2)</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社</td> <td rowspan="3">合同会社リックスレリア</td> <td rowspan="3">—</td> <td>合同会社芝2丁目プロパティーズ</td> <td>9,180</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合同会社ジョイントアーク10</td> <td>31,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産及び社用資産の購入(注2)</td> <td>9,890</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。 関連当事者との関係 オリックス株式会社とは役員・兼務等の関係があります。 当社の役員である井上亮、浦田晴之はそれぞれ、オリックス株式会社の取締役兼代表執行役社長・グループ COO、取締役兼代表執行役副社長・グループ CFO を兼務しております。 なお、両名ともに当社の株式を所有しておりません。 取引条件 (注1) 株主割り当て増資による新株発行の価額は、1株当たりの純資産額等を参考にして、決定しております。 (注2) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。 (注3) 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき、貸付金を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。</p> <p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>		属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	親会社	オリックス株式会社	直接 100	株主割り当てによる新株発行(注1)	15,000	—	—	信託受益権の売却(注2)	1,074	—	—	貸付金の受譲(注3)	18,732	—	—	親会社の 子会社	オリックス不動産株式会社	—	賃貸用不動産の購入(注2)	8,090	—	—	オリックスクレジット株式会社	—	信託受益権の購入(注2)	10,000	—	—	主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社	合同会社リックスレリア	—	合同会社芝2丁目プロパティーズ	9,180	—	—	合同会社ジョイントアーク10	31,000	—	—	賃貸用不動産及び社用資産の購入(注2)	9,890	—	—
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)																																																																																																			
親会社	オリックス株式会社	直接 96.5 間接 3.5	第三者割り当てによる新株発行(注1)	10,000	—	—																																																																																																			
			信託受益権の購入(注2)	5,917	—	—																																																																																																			
			貸付金の受譲(注3)	5,219	—	—																																																																																																			
			特定社債の売却(注2)	2,618	—	—																																																																																																			
			その他の証券の売却(注2)	1,067	—	—																																																																																																			
親会社の 子会社	オリックス不動産株式会社	—	賃貸用不動産の購入(注2)	7,300	—	—																																																																																																			
			信託受益権の購入(注2)	2,517	—	—																																																																																																			
			信託受益権の購入(注2)	1,400	—	—																																																																																																			
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社	合同会社心斎橋リアルティ	—	賃貸用不動産の購入(注2)	9,900	—	—																																																																																																			
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)																																																																																																			
親会社	オリックス株式会社	直接 100	株主割り当てによる新株発行(注1)	15,000	—	—																																																																																																			
			信託受益権の売却(注2)	1,074	—	—																																																																																																			
			貸付金の受譲(注3)	18,732	—	—																																																																																																			
親会社の 子会社	オリックス不動産株式会社	—	賃貸用不動産の購入(注2)	8,090	—	—																																																																																																			
	オリックスクレジット株式会社	—	信託受益権の購入(注2)	10,000	—	—																																																																																																			
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社	合同会社リックスレリア	—	合同会社芝2丁目プロパティーズ	9,180	—	—																																																																																																			
			合同会社ジョイントアーク10	31,000	—	—																																																																																																			
			賃貸用不動産及び社用資産の購入(注2)	9,890	—	—																																																																																																			

### 3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2011年度 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 9,867	△ 12,883
賃貸用不動産等減価償却費	943	1,086
減価償却費	1,315	1,318
支払備金の増減額 (△は減少)	631	△ 1,144
責任準備金の増減額 (△は減少)	27,089	47,399
契約者配当準備金繰入額	518	702
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,922	△ 1,621
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 185	△ 63
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	90	80
利息及び配当金等収入	△ 10,140	△ 10,159
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1,995	△ 2,032
支払利息	1	0
為替差損益 (△は益)	△ 0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	△ 3,686	△ 541
代理店貸の増減額 (△は増加)	0	△ 74
再保険貸の増減額 (△は増加)	△ 216	△ 11
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 2,220	△ 3,002
再保険借の増減額 (△は減少)	45	33
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	1,967	△ 893
その他	2,209	1,713
小 計	3,578	19,907
利息及び配当金等の受取額	10,276	10,937
利息の支払額	△ 1	△ 0
契約者配当金の支払額	△ 580	△ 531
法人税等の支払額 (+は還付金)	△ 89	3,257
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,182	33,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△ 13,334	△ 11,000
買入金銭債権の売却・償還による収入	17,699	8,568
有価証券の取得による支出	△ 500,343	△ 613,238
有価証券の売却・償還による収入	430,095	618,581
貸付けによる支出	△ 7,862	△ 20,795
貸付金の回収による収入	28,221	26,529
資産運用活動計	△ 45,522	8,646
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 32,340)	(42,217)
有形固定資産の取得による支出	△ 17,341	△ 58,572
有形固定資産の売却による収入	24,812	3,824
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 38,052	△ 46,101
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	10,000	15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000	15,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 14,870	2,469
現金及び現金同等物期首残高	31,176	16,306
現金及び現金同等物期末残高	16,306	18,775

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、以下の通りです。

●貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定	2011年度 16,306百万円	2012年度 18,775百万円
現金及び現金同等物	16,306百万円	18,775百万円

#### 4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	2011 年度 (2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで)	2012 年度 (2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで)
	金 額	金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高	27,500	32,500
当期変動額		
新株の発行	5,000	7,500
当期変動額合計	5,000	7,500
当期末残高	32,500	40,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,704	18,704
当期変動額		
新株の発行	5,000	7,500
当期変動額合計	5,000	7,500
当期末残高	18,704	26,204
資本剰余金合計		
当期首残高	13,704	18,704
当期変動額		
新株の発行	5,000	7,500
当期変動額合計	5,000	7,500
当期末残高	18,704	26,204
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 31,515	△ 39,092
当期変動額		
当期純損失	△ 7,577	△ 9,292
当期変動額合計	△ 7,577	△ 9,292
当期末残高	△ 39,092	△ 48,385
利益剰余金合計		
当期首残高	△ 31,515	△ 39,092
当期変動額		
当期純損失	△ 7,577	△ 9,292
当期変動額合計	△ 7,577	△ 9,292
当期末残高	△ 39,092	△ 48,385
株主資本合計		
当期首残高	9,689	12,112
当期変動額		
新株の発行	10,000	15,000
当期純損失	△ 7,577	△ 9,292
当期変動額合計	2,422	5,707
当期末残高	12,112	17,819
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 441	△ 957
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 516	7,135
当期変動額合計	△ 516	7,135
当期末残高	△ 957	6,178
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 441	△ 957
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 516	7,135
当期変動額合計	△ 516	7,135
当期末残高	△ 957	6,178
純資産合計		
当期首残高	9,248	11,154
当期変動額		
新株の発行	10,000	15,000
当期純損失	△ 7,577	△ 9,292
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 516	7,135
当期変動額合計	1,906	12,843
当期末残高	11,154	23,997

#### 株主資本等変動計算書の注記

2011 年度 (2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで)					2012 年度 (2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで)				
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	800	200	—	1,000	普通株式	1,000	300	—	1,300
合 計	800	200	—	1,000	合 計	1,000	300	—	1,300
(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 200 千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。					(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 300 千株は、株主割り当てによる新株の発行による増加であります。				
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。					2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。				

## 5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末	2012年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,092	447
危険債権	4,243	1,266
要管理債権	990	371
小計 (対合計比)	7,326 ( 11.2)	2,084 ( 3.5)
正常債権	58,130	58,088
合計	65,457	60,173

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末	2012年度末
破綻先債権額 ①	1,406	42
延滞債権額 ②	4,929	1,671
3ヵ月以上延滞債権額 ③	—	—
貸付条件緩和債権額 ④	990	371
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	7,326 (19.3)	2,084 ( 7.1)

- (注) 1. 破綻先債権は、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権は、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

## 不良債権と引当・保全状況

(単位：百万円)

自己査定 of 債務者区分	債務者区分による債権の状況		担保等保全額	貸倒引当金	保全率	リスク管理債権の状況	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権				破綻先債権	延滞債権
破綻先	447	1,266	90	356	100.0%	42	—
実質破綻先			380	885	100.0%	1,671	—
破綻懸念先			—	87	23.7%	—	—
要注意先	371					371	—
正常先	58,088					2,084	—
	合計	60,173					

(注) 保全率は、「担保等保全額」と「貸倒引当金」の合計額が債権額に占める割合です。

## 7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 8 保険金等の支払能力の充実の状況

### (ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2011 年度末	2012 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	34,898	59,278
資本金等	12,112	17,819
価格変動準備金	1,660	1,740
危険準備金	4,803	5,645
一般貸倒引当金	362	431
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合 100%)	△ 1,285	8,032
土地の含み損益×85% (マイナスの場合 100%)	△ 374	403
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	51,890	62,565
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 34,271	△ 37,360
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	13,427	14,767
保険リスク相当額 $R_1$	2,932	3,386
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	1,877	2,264
予定利率リスク相当額 $R_2$	1,619	1,566
資産運用リスク相当額 $R_3$	10,375	11,467
最低保証リスク相当額 $R_7$	—	—
経営管理リスク相当額 $R_4$	504	560
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	519.8%	802.8%

(注) 上記は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条及び、第 190 条、及び平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。

## 9 有価証券等の時価情報(会社計)

### (1) 有価証券の時価情報

#### ① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

#### ② 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	2011 年度末					2012 年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	43,657	46,477	2,819	2,819	—	88,818	97,844	9,025	9,025	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	338,255	336,969	△ 1,285	1,763	3,048	291,792	300,717	8,925	9,256	330
公 社 債	312,428	313,013	585	1,637	1,052	276,425	279,404	2,979	3,309	330
株 式	50	47	△ 3	1	4	50	60	9	9	—
外 国 証 券	10,073	10,123	50	123	72	2,997	3,125	128	128	—
公 社 債	10,073	10,123	50	123	72	2,997	3,125	128	128	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	15,703	13,785	△ 1,917	0	1,918	12,317	18,126	5,809	5,809	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	381,912	383,446	1,534	4,583	3,048	380,610	398,561	17,951	18,281	330
公 社 債	356,085	359,490	3,405	4,457	1,052	365,244	377,249	12,004	12,335	330
株 式	50	47	△ 3	1	4	50	60	9	9	—
外 国 証 券	10,073	10,123	50	123	72	2,997	3,125	128	128	—
公 社 債	10,073	10,123	50	123	72	2,997	3,125	128	128	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	15,703	13,785	△ 1,917	0	1,918	12,317	18,126	5,809	5,809	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

#### ● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2011 年度末			2012 年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	43,657	46,477	2,819	88,818	97,844	9,025
公社債	43,657	46,477	2,819	88,818	97,844	9,025
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

#### ● 責任準備金対応債券

該当ありません。

● その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2011 年度末			2012 年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	177,582	179,346	1,763	189,075	198,331	9,256
公社債	171,680	173,318	1,637	173,708	177,018	3,309
株式	4	6	1	50	60	9
外国証券	5,495	5,618	123	2,997	3,125	128
その他の証券	402	402	0	12,317	18,126	5,809
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	160,672	157,623	△ 3,048	102,716	102,386	△ 330
公社債	140,747	139,694	△ 1,052	102,716	102,386	△ 330
株式	46	41	△ 4	—	—	—
外国証券	4,578	4,505	△ 72	—	—	—
その他の証券	15,300	13,382	△ 1,918	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2011 年度末	2012 年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	9	7
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	9	7
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	0	0
そ の 他	0	0
合 計	9	7

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

● 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

● 満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

## 10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2011年度	2012年度
基礎利益 A	△ 14,172	△ 13,518
キャピタル収益	2,805	2,582
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	2,805	2,582
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	0	—
そ の 他 キ ャ ビ タ ル 収 益	—	—
キャピタル費用	878	620
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	761	618
有 価 証 券 評 価 損	116	2
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	0
そ の 他 キ ャ ビ タ ル 費 用	—	—
キャピタル損益 B	1,927	1,961
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	△ 12,245	△ 11,557
臨時収益	91	—
再 保 険 収 入	—	—
危 険 準 備 金 戻 入 額	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	91	—
そ の 他 臨 時 収 益	—	—
臨時費用	791	1,086
再 保 険 料	—	—
危 険 準 備 金 繰 入 額	791	841
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	245
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
そ の 他 臨 時 費 用	—	—
臨時損益 C	△ 699	△ 1,086
経常利益 A+B+C	△ 12,944	△ 12,643

## 11 計算書類等に関する会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項に基づき、計算書類及びその附属明細書について有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

## 12 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

## Ⅱ. 業務の状況を示す指標等

### 1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況 P11 に記載しています。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2011 年度末				2012 年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	1,490	128.2	4,695,741	112.7	1,783	119.7	5,370,207	114.4
個 人 年 金 保 険	1	98.9	3,742	98.9	1	91.4	2,982	79.7
団 体 保 険	—	—	384,549	104.3	—	—	451,373	117.4
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2011 年度						2012 年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		
個 人 保 険	413	119.5	969,389	133.2	969,389	—	392	95.0	1,112,409	114.8	1,112,409	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	88	3.8	88	—	—	—	277	314.9	277	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2011 年度末		2012 年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	111,803	111.4	122,403	109.5
個 人 年 金 保 険	781	89.3	710	91.0
合 計	112,584	111.2	123,113	109.4
うち医療保障・生前給付保障等	66,007	127.3	75,378	114.2

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2011 年度		2012 年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	25,808	122.0	22,981	89.0
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	25,808	122.0	22,981	89.0
うち医療保障・生前給付保障等	19,828	117.1	15,793	79.6

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。  
2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

#### (4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			2011年度末	2012年度末
死亡保障	普通死亡	個人年金保険	4,695,741	5,370,207
		団体年金保険	—	—
		その他共計	384,548	451,373
			5,080,289	5,821,581
死亡保障	災害死亡	個人年金保険	( 298,187 )	( 356,869 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( 3,821 )	( 3,382 )
			( 302,009 )	( 360,251 )
死亡保障	その他の死亡	個人年金保険	( 485,204 )	( 436,982 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( — )	( — )
			( 485,204 )	( 436,982 )
生存保障	満期・生存給付	個人年金保険	( 61,187 )	( 53,337 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( — )	( — )
			( 61,187 )	( 53,337 )
生存保障	年金	個人年金保険	( — )	( — )
		団体年金保険	( 931 )	( 841 )
		その他共計	( 0 )	( 0 )
			( 931 )	( 841 )
生存保障	その他	個人年金保険	( 38,562 )	( 40,229 )
		団体年金保険	3,742	2,982
		その他共計	0	0
			42,304	43,213
入院保障	災害入院	個人年金保険	( 6,106 )	( 7,212 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( 5 )	( 5 )
			( 6,111 )	( 7,217 )
入院保障	疾病入院	個人年金保険	( 4,430 )	( 5,555 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( — )	( — )
			( 4,430 )	( 5,555 )
入院保障	その他の入院	個人年金保険	( 9,952 )	( 10,976 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( — )	( — )
			( 9,952 )	( 10,976 )

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。  
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。  
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。  
 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。  
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。  
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			2011年度末	2012年度末
障害保障	個人年金保険	個人年金保険	24,268	32,145
		団体年金保険	—	—
		その他共計	987	740
			25,255	32,885
手術保障	個人年金保険	個人年金保険	1,107,849	1,327,078
		団体年金保険	—	—
		その他共計	—	—
			1,107,849	1,327,078

## (5) 個人保険及び個人年金保険契約種別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2011年度末	2012年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	267,575	320,887
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	3,977,744	4,679,238
	そ の 他 共 計	4,634,410	5,316,736
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	61,159	53,310
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	61,330	53,471
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険		—	—
災 害・疾 病 関 係 特 約	個 人 年 金 保 険	3,742	2,982
	災 害 割 増 特 約	176,595	203,326
	傷 害 特 約	121,592	153,543
	災 害 入 院 特 約	1,834	1,802
	疾 病 特 約	1,800	1,772
	成 人 病 特 約	29	26
そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約		1,249	1,508

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

## (6) 異動状況の推移

### ① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2011年度		2012年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	1,162,717	4,167,578	1,490,632	4,695,741
新 契 約	413,232	969,389	392,492	1,112,409
更 新	8,935	37,096	8,529	43,400
復 活	8,007	25,407	11,134	32,690
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	1,636	9,278	2,227	8,084
満 期	13,444	57,114	11,946	67,749
保 険 金 額 の 減 少	212,294	44,752	397,006	57,096
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	57,948	324,013	64,808	282,559
失 効	27,728	129,467	36,881	137,590
そ の 他 の 異 動 に よ る 減 少	1,503	△ 60,896	3,157	△ 39,046
年 末 現 在	1,490,632	4,695,741	1,783,768	5,370,207
( 増 加 率 )	( 28.2 )	( 12.7 )	( 19.7 )	( 14.4 )
純 増 加	327,915	528,162	293,136	674,466
( 増 加 率 )	( 22.8 )	( 124.3 )	( △ 10.6 )	( 27.7 )

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

## ② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2011 年度		2012 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	1,284	3,782	1,270	3,742
新 契 約	—	—	—	—
復 活	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	—	—	—	—
支 払 満 了	426	505	143	205
金 額 の 減 少	—	—	—	—
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	△ 412	△ 464	△ 34	553
年 末 現 在	1,270	3,742	1,161	2,982
( 増 加 率 )	( △ 1.1 )	( △ 1.1 )	( △ 8.6 )	( △ 20.3 )
純 増 加	△ 14	△ 40	△ 109	△ 759
( 増 加 率 )	( — )	( △ 141.0 )	( — )	( — )

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

## ③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2011 年度		2012 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	5,765,861	368,859	5,575,382	384,549
新 契 約	129	88	1,483	277
更 新	5,727,575	326,726	3,564,961	388,218
中 途 加 入	400,109	42,712	263,769	49,892
保 険 金 額 の 増 加	2,294	1,523	2,376	1,198
死 亡	16,348	583	6,356	590
満 期	5,756,843	367,736	5,555,448	381,969
脱 退	543,360	27,473	269,931	29,692
保 険 金 額 の 減 少	4,517	17,481	2,505	4,147
解 約	1,742	269	1,608	196
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	△ 1	△ 58,182	155	△ 43,833
年 末 現 在	5,575,382	384,549	3,572,097	451,373
( 増 加 率 )	( △ 3.3 )	( 4.3 )	( △ 35.9 )	( 17.4 )
純 増 加	△ 190,479	15,689	△ 2,003,285	66,824
( 増 加 率 )	( — )	( — )	( — )	( 325.9 )

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。  
2. 件数は、被保険者数を表します。

## ④ 団体年金保険

該当ありません。

## (7) 契約者配当の状況

個人保険は無配当商品のみを販売しております。

団体保険につきましては、2012 年度に 531 百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2013 年度における契約者配当金支払のため、2012 年度末に 702 百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

この結果、2012 年度末における契約者配当準備金の残高は、702 百万円となっております。

## 2 保険契約に関する指標等

### (1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2011 年度	2012 年度
個 人 保 険	12.7	14.4
個 人 年 金 保 険	△ 1.1	△ 20.3
団 体 保 険	4.3	17.4
団 体 年 金 保 険	—	—

### (3) 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	2011 年度	2012 年度
個 人 保 険	23.3	23.7
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	0.0	0.1

### (5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約)

(単位：円)

2011 年度	2012 年度
4,910	5,239

### (7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

区 分		2011 年度	2012 年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.21	0.15
	金 額	0.13	0.10
障 害 保 障 契 約	件 数	0.10	0.04
	金 額	0.05	0.01
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	4.03	4.19
	金 額	74.61	79.27
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	33.53	34.98
	金 額	326.47	341.00
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	21.10	24.92
	金 額	432.90	431.20
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	29.36	32.78
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

### (8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

2011 年度	2012 年度
30.7	29.3

### (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位 5 社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2011 年度	2012 年度
100.0	100.0

### (2) 新契約平均保険金及び

#### 保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区 分	2011 年度	2012 年度
新契約平均保険金	2,346	2,834
保有契約平均保険金	3,150	3,011

### (4) 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	2011 年度	2012 年度
個 人 保 険	9.7	8.4
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	4.4	0.8

### (6) 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：%)

件 数 率		金 額 率	
2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
0.69	0.63	1.96	1.57

### (9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2011 年度	2012 年度
5	5

### (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2011 年度	2012 年度
A 格 以 上	100.0	100.0
そ の 他	—	—

(注) 格付けはスタンダード&ブアース社による格付けに基づいています。

## (12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2011年度	2012年度
57	67

## (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区 分	2011年度	2012年度
第三分野発生率	14.2	16.6
医療（疾病）	20.9	22.5
がん	5.8	7.9
介護	—	—
その他	14.8	14.1

(注) 第三分野発生率は、医療保障給付、生前給付保障給付等の給付を行う保険および特約について、次の算式により算出しています。

{ 保険金・給付金等の支払額 + 対応する支払備金繰入額 + 保険金支払いに係る事業費等 }

÷ { ( 年度始保有契約年換算保険料 + 年度末保有契約年換算保険料 ) / 2 }

## 3 経理に関する指標等

### (1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2011年度末	2012年度末
保 険 金	死亡保険金	1,616	1,153
	災害保険金	19	8
	高度障害保険金	0	13
	満期保険金	1,076	505
	その他	1	5
	小計	2,714	1,685
年 金		34	30
給 付 金		1,453	2,124
解 約 返 戻 金		13,637	12,819
保 険 金 据 置 支 払 金		5	29
そ の 他 共 計		17,852	16,707

### (2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2011年度末	2012年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個人保険 (一般勘定)	474,690	522,006
	(特別勘定)	—	—
	個人年金保険 (一般勘定)	3,742	2,982
	(特別勘定)	—	—
	団体保険 (一般勘定)	2	4
	(特別勘定)	—	—
	団体年金保険 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	その他 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
小計 (一般勘定)	478,435	524,993	
(特別勘定)	—	—	
危 険 準 備 金		4,803	5,645
合 計		483,239	530,638
(一般勘定)		483,239	530,638
(特別勘定)		—	—

### (3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2011年度末	445,043	33,391	—	4,803	483,239
2012年度末	492,341	32,652	—	5,645	530,638

### (4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

#### ① 責任準備金の積立方式、積立率

		2011年度末	2012年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

#### ② 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1981年度～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	0	6.00～6.25
1986年度～1990年度	5,314	6.00～6.25
1991年度～1995年度	28,672	3.75～6.25
1996年度～2000年度	62,158	1.40～4.00
2001年度～2005年度	147,197	0.50～3.10
2006年度～2010年度	233,341	0.50～3.10
2011年度	32,904	0.50～3.10
2012年度	15,398	0.50～3.10

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
2011年度	当期首現在高	—	—	593	—	—	—	593
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	580	—	—	—	580
	当期繰入額	—	—	518	—	—	—	518
	当期末現在高	—	—	531	—	—	—	531
		( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
2012年度	当期首現在高	—	—	531	—	—	—	531
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	531	—	—	—	531
	当期繰入額	—	—	702	—	—	—	702
	当期末現在高	—	—	702	—	—	—	702
		( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )

(注) ( ) 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	362	431	68	重要な会計方針を参照願います。
	個別貸倒引当金	3,039	1,349	△ 1,689	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	63	—	△ 63		
価格変動準備金	1,660	1,740	80		

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		32,500	7,500	—	40,000	
うち既発行株式	普通株式	(1,000,000株) 32,500	(300,000株) 7,500	( —株) —	(1,300,000株) 40,000	新株の発行
	計	(1,000,000株) 32,500	(300,000株) 7,500	( —株) —	(1,300,000株) 40,000	
資本剰余金	(資本準備金)	18,704	7,500	—	26,204	新株の発行
	計	18,704	7,500	—	26,204	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
個人保険	116,352	129,413
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	49,196	46,654
(うち半年払)	1,347	1,616
(うち月払)	65,809	81,142
個人年金保険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団体保険	1,384	1,609
団体年金保険	—	—
その他共計	117,737	131,023

## (11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2012年度 合計	2011年度 合計
死亡保険金	7,963	—	570	—	—	—	8,533	8,969
災害保険金	28	—	—	—	—	—	28	31
高度障害保険金	210	—	33	—	—	—	244	481
満期保険金	4,823	—	—	—	—	—	4,823	5,850
その他	233	—	0	—	—	—	234	142
合 計	13,259	—	604	—	—	—	13,864	15,475

## (12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2012年度 合計	2011年度 合計
—	1,058	0	—	—	—	1,058	1,418

## (13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2012年度 合計	2011年度 合計
死亡給付金	4	—	—	—	—	—	4	6
入院給付金	5,177	—	—	—	—	—	5,177	3,701
手術給付金	4,683	—	—	—	—	—	4,683	3,409
障害給付金	0	—	—	—	—	—	0	5
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,455	—	—	—	—	—	1,455	956
合 計	11,322	—	—	—	—	—	11,322	8,079

## (14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2012年度 合計	2011年度 合計
37,320	—	—	—	—	—	37,320	49,063

## (15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,678	158	306	1,372	18.2
建 物	1,523	132	194	1,328	12.8
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	155	25	111	43	71.7
無形固定資産	7,296	1,159	4,237	3,058	58.1
その他	—	—	—	—	—
合 計	8,974	1,318	4,543	4,430	50.6

## (16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
営業活動費	18,467	19,991
営業管理費	6,267	6,565
一般管理費	11,385	11,800
合 計	36,120	38,358

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2011年度が110百万円、2012年度が122百万円です。

## (17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
国 税	1,484	1,629
消費 税	1,199	1,309
地方法人特別税	158	176
印 紙 税	90	90
登録免許税	35	52
その他の国税	0	△0
地 方 税	519	579
地方消費 税	299	327
法人事業 税	206	230
固定資産 税	3	9
事業所 税	9	11
その他の地方税	0	0
合 計	2,003	2,208

## (18) リース取引（借主側）

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

### ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2011 年度末			2012 年度末		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	32	—	32	1	—	1
減価償却累計額相当額	29	—	29	1	—	1
期末残高相当額	3	—	3	—	—	—

### ②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2011 年度			2012 年度		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	3	—	3	—	—	—

### ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	2011 年度	2012 年度
支払リース料	9	3
減価償却費相当額	8	3
支払利息相当額	0	0

### ④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	定額法によっております。
利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

## 4 資産運用に関する指標等

### (1) 資産運用の概況

#### ① 2012 年度の資産の運用状況

##### イ. 運用環境

###### 【経済環境】

2012 年度の日本経済は、復興関連需要などから堅調に推移するものの、欧州諸国の財政問題や中国経済の減速に伴う海外経済の停滞の影響も受けており、横ばい圏内の動きとなっていました。しかし、12 月の衆議院選挙で政権が交代し、デフレ脱却に向けて、政府から各種経済対策が発表されたのを受けて、年明け以降は、日本経済は回復に向かう動きとなりました。

###### 【国内金利】

10 年国債の利回りは、期初 1.0% 台で始まったものの、欧州諸国の財政問題が長期化する中、世界的な金融緩和の流れを受け、金利低下傾向が続きました。日銀総裁交代後は、日銀による追加金融緩和策の期待が先行し、0.5% 台まで金利は低下して期末を迎えました。

###### 【外国為替】

円対米ドル相場は、期初 82 円台で始まり、米国金利の低下を受けて円高基調で推移し、9 月には 77 円台となりました。しかし、12 月の政権交代後は、円安ドル高が急速に進行し、期末には 94 円台まで円安が進行しました。

###### 【国内株式】

日経平均株価は、期初は 10,000 円台で始まったものの、海外経済の停滞と円高の影響を受け、下落基調の中、5 月中旬には、8,000 円台となりました。その後しばらくは、方向感の乏しい動きとなり、6 月から 11 月までは、8,000 円台から 9,000 円台で推移しました。しかし、12 月の政権交代後は、円安ドル高の進行による製造業の競争力回復が期待され始め、株価は、上昇基調へ転換しました。年末には 10,000 円を回復し、1 月以降も株価は上昇基調を維持し、12,000 円台で期末を迎えました。

##### ロ. 当社の運用方針

当社では、適切な ALM と安定した運用収益確保を目指す為に、高格付けの公社債中心の運用を行っています。当期においては、負債の長期化による ALM のミスマッチを縮小する為に、満期保有目的債券（超長期国債）の投資を再開しました。また、低金利環境下、利回り向上の為、首都圏を中心としたオフィスビルへの投資も実行しました。

##### ハ. 運用実績の概況

2012 年度末の総資産は、前年度末に比べて 607 億円増加し、5,837 億円となりました。総資産に占める構成は、公社債 63.1%、投資用不動産 14.8%、貸付金 5.1%、買入金銭債権 4.8%、外国証券 0.5% となりました。

2012 年度の資産運用収益は 128 億円、資産運用費用は 38 億円となり、ネットの資産運用収益は 90 億円となりました。ネットの資産運用収益を基礎に計算した総資産利回りは 1.66% となりました。

## ②ポートフォリオの推移

### イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	16,306	3.1	18,775	3.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	25,805	4.9	28,211	4.8
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	380,636	72.8	389,543	66.7
公社債	356,670	68.2	368,223	63.1
株式	57	0.0	67	0.0
外国証券	10,123	1.9	3,125	0.5
公社債	10,123	1.9	3,125	0.5
株式等	0	0.0	0	0.0
その他の証券	13,785	2.6	18,126	3.1
貸付金	38,028	7.3	29,562	5.1
保険約款貸付	5,053	1.0	5,239	0.9
一般貸付	32,975	6.3	24,323	4.2
不動産	37,475	7.2	91,525	15.7
繰延税金資産	3,942	0.8	1,141	0.2
その他	24,177	4.6	26,780	4.6
貸倒引当金	△3,402	△0.7	△1,781	△0.3
合計	522,969	100.0	583,759	100.0
うち外貨建資産	0	0.0	1	0.0

### (2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2011年度	2012年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2.18	2.16
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1.91	1.55
うち公社債	1.75	1.43
うち株式	2.58	△1.74
うち外国証券	3.45	2.33
貸付金	3.77	2.07
うち一般貸付	2.56	1.91
不動産	3.85	3.26

一般勘定計	2.08	1.66
-------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

### ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
現預金・コールローン	△14,870	2,649
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△4,365	2,406
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	68,285	8,906
公社債	74,600	11,552
株式	0	9
外国証券	△11,140	△6,997
公社債	△11,140	△6,997
株式等	—	—
その他の証券	4,825	4,341
貸付金	△21,998	△8,465
保険約款貸付	△553	186
一般貸付	△21,444	△8,652
不動産	△4,496	54,050
繰延税金資産	△762	△2,801
その他	6,960	2,603
貸倒引当金	2,922	1,621
合計	31,675	60,790
うち外貨建資産	—	1

### (3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
現預金・コールローン	41,440	35,006
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	25,600	26,415
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	330,505	361,450
うち公社債	300,761	342,320
うち株式	60	60
うち外国証券	13,930	4,919
貸付金	52,564	36,761
うち一般貸付	47,263	31,686
不動産	39,043	66,653

一般勘定計	498,755	543,075
うち海外投融資	13,930	4,919

#### (4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
利息及び配当金等収入	10,140	10,159
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,805	2,582
有価証券償還益	114	81
金融派生商品収益	—	—
為替差益	0	—
貸倒引当金戻入額	657	—
その他運用収益	91	43
合 計	13,810	12,866

#### (5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
支 払 利 息	1	0
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	761	618
有価証券評価損	116	2
有価証券償還損	46	10
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	0
貸倒引当金繰入額	—	313
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	943	1,086
その他運用費用	1,585	1,798
合 計	3,455	3,830

#### (6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	4,334	3,569
公社債利息	3,353	2,927
株式配当金	1	1
外国証券利息配当金	240	92
貸付金利息	1,397	1,156
不動産賃貸料	3,900	4,980
その他共計	10,140	10,159

#### (7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
国債等債券	2,412	2,477
株 式 等	197	84
外 国 証 券	195	19
その他共計	2,805	2,582

#### (8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
国債等債券	434	585
株 式 等	327	28
外 国 証 券	—	4
その他共計	761	618

#### (9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
国債等債券	116	—
株 式 等	—	2
外 国 証 券	—	—
その他共計	116	2

#### (10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

#### (11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

#### (12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	159,997	42.0	253,614	65.1
地方債	8,455	2.2	6,162	1.6
社債	188,217	49.4	108,446	27.8
うち公社・公団債	76,673	20.1	49,998	12.8
株式	57	0.0	67	0.0
外国証券	10,123	2.7	3,125	0.8
公社債	10,123	2.7	3,125	0.8
株式等	0	0.0	0	0.0
その他の証券	13,785	3.6	18,126	4.7
合 計	380,636	100.0	389,543	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2011 年度末							2012 年度末						
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合計
有 価 証 券	131,701	27,313	18,632	5,800	67,439	129,747	380,636	106,929	28,449	26,691	35,350	37,468	154,654	389,543
国 債	104,971	—	—	—	8,043	46,982	159,997	98,990	10,008	5,018	27,864	15,345	96,388	253,614
地 方 債	—	—	—	—	3,751	4,703	8,455	—	—	—	—	1,800	4,362	6,162
社 債	22,937	26,623	14,212	4,578	55,644	64,220	188,217	7,939	17,421	19,567	7,486	20,322	35,709	108,446
株 式						57	57						67	67
外 国 証 券	3,792	689	4,419	1,222	—	0	10,123	—	1,019	2,106	—	—	0	3,125
公 社 債	3,792	689	4,419	1,222	—	—	10,123	—	1,019	2,106	—	—	0	3,125
株 式 等	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	0
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	13,785	13,785	—	—	—	—	—	18,126	18,126
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	131,701	27,313	18,632	5,800	67,439	129,747	380,636	106,929	28,449	26,691	35,350	37,468	154,654	389,543

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づく有価証券として取り扱うものを含みます。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2011 年度末	2012 年度末
公 社 債	1.09	0.76
外 国 公 社 債	1.67	1.89

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2011 年度末		2012 年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	—	—	—	
	織 維 製 品	—	—	—	
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	
	化 学 品	—	—	—	
	医 薬 品	—	—	—	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	
	ゴ ム 製 品	—	—	—	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	
	鉄 鋼 品	—	—	—	
	非 鉄 金 属 品	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	機 械 器 器 品	—	—	—	
	電 機 器 器 品	—	—	—	
	輸 送 用 機 器 器 品	—	—	—	
	精 密 機 器 器 品	—	—	—	
	そ の 他 製 品	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	—	—	—	—	
商 業	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	
	情 報 ・ 通 信 業	4	7.0	1	2.2
金 融 ・ 保 險 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
	銀 行 業	41	71.9	52	77.4
不 動 産 業	証 券、商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 險 業	12	21.1	13	20.4
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	57	100.0	67	100.0	

(注)業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

## (16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分		2011年度末	2012年度末
保 險 約 款 貸 付	保 險 約 款 貸 付	5,053	5,239
	契 約 者 貸 付	4,611	4,815
	保 險 料 振 替 貸 付	441	424
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	一 般 貸 付	32,975	24,323
	(うち国内企業向け)	( 32,974 )	( 24,322 )
	企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	32,974	24,322
	国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
	公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
	住 宅 口 ー ン	—	—
	消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	1	0	
合 計		38,028	29,562

## (17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2011年度末	変 動 金 利	6,872	8,479	1,974	—	—	6,320	23,646
	固 定 金 利	283	7,358	187	—	—	1,500	9,329
	一 般 貸 付 計	7,155	15,837	2,161	—	—	7,820	32,975
2012年度末	変 動 金 利	5,723	6,625	8,715	—	—	253	21,318
	固 定 金 利	0	1,544	—	—	—	1,459	3,005
	一 般 貸 付 計	5,724	8,169	8,715	—	—	1,713	24,323

## (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2011年度末		2012年度末	
		数	占 率	数	占 率
大 企 業	貸 付 先 数	1	1.2	—	—
	貸 付 金 額	490	1.5	—	—
中 堅 企 業	貸 付 先 数	2	2.5	—	—
	貸 付 金 額	554	1.7	—	—
中 小 企 業	貸 付 先 数	77	96.3	40	100.0
	貸 付 金 額	31,929	96.8	24,322	100.0
国内企業向け貸付計		80	100.0	40	100.0
		32,974	100.0	24,322	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②~④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中 堅 企 業		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

## (19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
製 造 業	—	—	—	—
食 料	—	—	—	—
織 維	—	—	—	—
木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
印 刷	—	—	—	—
化 学	—	—	—	—
石 油 ・ 石 炭	—	—	—	—
窯 業 ・ 土 産	—	—	—	—
鉄 鋼	—	—	—	—
非 鉄 金 属	—	—	—	—
金 属 製 品	—	—	—	—
はん 用 ・ 生 産 用 ・ 業 務 用 機 械	—	—	—	—
電 機 機 械	—	—	—	—
輸 送 用 機 械	—	—	—	—
そ の 他 の 製 造 業	—	—	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業 ・ 採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	178	0.5	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業	404	1.2	371	1.5
小 売 業	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	16,642	50.5	16,502	67.8
物 品 賃 貸 業	420	1.3	—	—
学 術 研 究、専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	1,145	3.5	980	4.0
飲 食 業	191	0.6	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	13,950	42.3	6,467	26.6
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	39	0.1	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1	0.0	—	—
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	1	0.0	0	0.0
合 計	32,975	100.0	24,323	100.0
海 外 向 け	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—
商 工 業 ( 等 )	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	32,975	100.0	24,323	100.0

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

## (20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設 備 資 金	28,925	87.7	23,379	96.1
運 転 資 金	4,049	12.3	943	3.9

## (21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	528	1.6	371	1.5
東 北	1,511	4.6	230	0.9
関 東	17,351	52.6	16,720	68.7
中 部	2,689	8.2	2,012	8.3
近 畿	5,825	17.7	2,578	10.6
中 国	1,599	4.8	1,539	6.3
四 国	—	—	—	—
九 州	3,469	10.5	870	3.6
合 計	32,974	100.0	24,322	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。  
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

## (22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
担 保 貸 付	24,813	75.2	20,337	83.6
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	23,010	69.8	19,832	81.5
指名債権担保貸付	1,802	5.5	505	2.1
保 証 貸 付	—	—	—	—
信 用 貸 付	8,162	24.8	3,985	16.4
そ の 他	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	32,975	100.0	24,323	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

## (23) 有形固定資産明細表

### ①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償 却 累計率
土 地	20,154	11,514	10,781	—	20,887	—	—
建 物	21,817	5,791	10,100	920	16,588	2,023	10.9
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	253	36	73	84	131	309	70.1
合 計	42,225	17,341	20,955	1,004	37,606	2,332	12.2
うち賃貸等不動産	41,848	17,083	20,869	884	37,177	1,867	10.2
土 地	20,887	42,445	1,183	—	62,149	—	—
建 物	16,588	16,016	2,047	1,180	29,376	2,720	8.5
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	131	116	13	64	170	279	62.1
合 計	37,606	58,578	3,244	1,244	91,696	2,999	9.2
うち賃貸等不動産	37,177	53,303	3,227	1,047	86,205	2,525	8.3

(注1) 土地及び建物の増加は主として賃貸等不動産の取得によるものです。

(注2) 土地及び建物の減少は主として賃貸等不動産の売却によるものです。

### ② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2011年度末	2012年度末
不 動 産 残 高	37,475	91,525
営 業 用	297	5,320
賃 貸 用	37,177	86,205
賃貸用ビル保有数	26棟	29棟

## (24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
有 形 固 定 資 産	3,703	564
土 地	212	352
建 物	3,465	211
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	26	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	2
合 計	3,703	567
うち賃貸等不動産	3,677	564

## (25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
有 形 固 定 資 産	17	22
土 地	—	—
建 物	15	10
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	1	12
無 形 固 定 資 産	0	1
そ の 他	—	—
合 計	17	23
うち賃貸等不動産	3	10

## (26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当 期 償却額	減価償却 累計額	当期末 残高	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産	30,868	1,086	2,693	28,174	8.7
建 物	30,573	1,047	2,525	28,048	8.3
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	294	38	168	126	57.1
無 形 固 定 資 産	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	30,868	1,086	2,693	28,174	8.7

## (27) 海外投融資の状況

### ① 資産別明細

#### イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	0	100.0	0	0.0
株 式	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	1	100.0
小 計	0	100.0	1	100.0

#### ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	10,123	100.0	3,125	100.0
小 計	10,123	100.0	3,125	100.0

### ② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末								2012年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	10,123	100.0	10,123	100.0	—	—	—	—	3,125	100.0	3,125	100.0	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アジア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中南米	0	0.0	—	—	0	100.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	10,123	100.0	10,123	100.0	0	100.0	—	—	3,125	100.0	3,125	100.0	0	0.0	—	—

### ③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
米 ド ル	0	100.0	1	100.0
ユ ー ロ	—	—	—	—
カナダドル	—	—	—	—
オーストラリアドル	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	0	100.0	1	100.0

#### ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

### 二. 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	2011年度末		2012年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	10,123	100.0	3,127	100.0

## (28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2011年度	2012年度
3.45	2.33

## (29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
	金額	金額
公共債	国 債	320,158
	地 方 債	14,639
	公 社 ・ 公 団 債	98,204
	小 計	433,002
貸付	政府関係機関	—
	公共団体・公企業	—
	小 計	—
合 計	433,002	669,812

### (30) 各種ローン金利

貸出の種類	利 率			
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	2012年5月10日実施 年1.30%	2012年7月10日実施 年1.25%	2012年11月9日実施 年1.20%	2013年2月8日実施 年1.15%

### (31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘 要
ゴルフ会員権	6	—	—	—	6	
その他	1,014	2,592	—	—	3,607	
合計	1,020	2,592	—	—	3,613	

### 5▶ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は、一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「9. 有価証券等の時価情報(会社計)」(P.62) の内容と同一です。「9. 有価証券等の時価情報(会社計)」をご参照ください。

## Ⅲ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

## Ⅳ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

## 確認書

2013年7月1日

オリックス生命保険株式会社

代表取締役会長兼社長

水盛五実 

1. 私は、当社の2012年4月1日から2013年3月31日までの事業年度のオリックス生命の現状に記載した事項について、すべての重要な点において適切に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
  - ①財務諸表の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
  - ②内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役等へ報告を行う体制にあること。
  - ③重要な経営情報が取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

<b>I. 保険会社の概況及び組織</b>	
1. 沿革	47
2. 経営の組織	48
3. 店舗網一覧	50
4. 資本金の推移	50
5. 株式の総数	50
6. 株式の状況	50
7. 主要株主の状況	50
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)	49
9. 会計参与の氏名又は名称	該当ありません
10. 従業員の内籍・採用状況	49
11. 平均給与(内勤職員)	49
12. 平均給与(営業職員)	該当ありません
<b>II. 保険会社の主要な業務の内容</b>	
1. 主要な業務の内容	48
2. 経営方針	3
<b>III. 直近事業年度における事業の概況</b>	
1. 直近事業年度における事業の概況	11
2. 契約者懇談会開催の概況	該当ありません
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	19~22
4. 契約者に対する情報提供の実態	26,27
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	26
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	31
7. 新規開発商品の状況	32,33
8. 保険商品一覧	34,35,36
9. 情報システムに関する状況	41
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	8,9,10
<b>IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標</b>	12
<b>V. 財産の状況</b>	
1. 貸借対照表	52
2. 損益計算書	53
3. キャッシュ・フロー計算書	58
4. 株主資本等変動計算書	59
5. 債務者区分による債権の状況	60
6. リスク管理債権の状況	60
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	61
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	62
(有価証券)	62,63
(金銭的信託)	該当ありません
(デリバティブ取引)	該当ありません
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	64
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	64
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	82
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません
<b>VI. 業務の状況を示す指標等</b>	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	11
(2) 保有契約高及び新契約高	65
(3) 年換算保険料	65
(4) 保障機能別保有契約高	66
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	67
(6) 異動状況の推移	67,68
(7) 契約者配当の状況	68
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	69
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	69
(3) 新契約率(対年度始)	69
(4) 解約失効率(対年度始)	69
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	69
(6) 死亡率(個人保険主契約)	69
(7) 特約発生率(個人保険)	69
(8) 事業費率(対収入保険料)	69
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	69
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	69
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	69
(12) 未だ収受していない再保険金の額	70
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	70
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	70
(2) 責任準備金明細表	70
(3) 責任準備金残高の内訳	70
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	70
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金算出方法、計算の基礎となる係数	該当ありません
(6) 契約者配当準備金明細表	71
(7) 引当金明細表	71
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	該当ありません
(9) 資本金等明細表	71
(10) 保険料明細表	71
(11) 保険金明細表	72
(12) 年金明細表	72
(13) 給付金明細表	72
(14) 解約返戻金明細表	72
(15) 減価償却費明細表	72
(16) 事業費明細表	72
(17) 税金明細表	72
(18) リース取引	73
(19) 借入金残存期間別残高	該当ありません
4. 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	73
(2012年度の資産の運用概況)	73
(ポートフォリオの推移(資産の構成及び資産の増減))	74
(2) 運用利回り	74
(3) 主要資産の平均残高	74
(4) 資産運用収益明細表	75
(5) 資産運用費用明細表	75
(6) 利息及び配当金等収入明細表	75
(7) 有価証券売却益明細表	75
(8) 有価証券売却損明細表	75
(9) 有価証券評価損明細表	75
(10) 商品有価証券明細表	該当ありません
(11) 商品有価証券売買高	該当ありません
(12) 有価証券明細表	75
(13) 有価証券の残存期間別残高	76
(14) 保有公社債の期末残高利回り	76
(15) 業種別株式保有明細表	76
(16) 貸付金明細表	77
(17) 貸付金残存期間別残高	77
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	77
(19) 貸付金業種別内訳	78
(20) 貸付金使途別内訳	78
(21) 貸付金地域別内訳	78
(22) 貸付金担保別内訳	79
(23) 有形固定資産明細表(有形固定資産の明細)	79
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	79
(24) 固定資産等処分益明細表	79
(25) 固定資産等処分損明細表	79
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	79
(27) 海外投融資の状況(資産別明細)	80
(地域別構成)	80
(外貨建資産の通貨別構成)	80
(28) 海外投融資利回り	80
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	80
(30) 各種ローン金利	81
(31) その他の資産明細表	81
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	81
<b>VII. 保険会社の運営</b>	
1. リスク管理の態勢	39
2. 法令遵守の態勢	37,38
3. 法第二百一十一条第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	41
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	44
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一号第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容(金融ADR制度への対応)	44
5. 個人データ保護について	44,45,46
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	42
<b>VIII. 特別勘定に関する指標等</b>	該当ありません
<b>IX. 保険会社及びその子会社等の状況</b>	該当ありません

# 五十音索引

## ● あ行

ALM (アセット・ライアビリティ・マネジメント) 部会	39
EC21	3
医療保険	34
インターネット申込み	30
運用資産	15
SEC 基準 (米国会計基準) の決算	12
沿 革	47
EV (エンベディッド・バリュー)	18
お客様の声分析検討部会	19
お問合せ先	85
オペレーショナル・リスク部会	39
オリックスグループのご紹介	4・5

## ● か行

格付け	17
株式の状況・株式の総数	50
監査態勢	38
がん保険	35
勧誘方針	43
基礎利益	12・17
キープ	33・35
逆ざや	17
キュア	34
キュアシリーズ	6
教育・研修	31
金融 ADR 制度	44
金融機関による保障性商品販売 (窓販)	29
苦情件数	21
契約件数 (個人保険)	13
契約高 (個人保険)	13
個人情報保護	44・45・46
コンプライアンス	37・38

## ● さ行

再査定制度 / 再審査制度	23
CS 宣言	19
実質純資産	17
資本金	15・50
社会貢献活動 (オリックスグループ)	8・9・10
従業員数	49
収入保障保険	35
商品一覧	34・35・36
商品開発 (新規商品開発)	32・33

情報システムに関する状況	41
情報セキュリティ部会	44
情報提供 (お客さまへの情報提供)	26・27
新契約件数・新契約高	13
ストレステスト	40・41
責任準備金	12・15
総資産	15
組織図 (経営の組織)	48
ソルベンシー・マージン比率	16

## ● た行

団体保険	36
定期保険	34・35
デメリット情報	26
店舗網一覧	50
当期純利益・損失	12・14
特約 (主な特約)	36
トピックス	6・7
取締役・監査役・執行役員	49

## ● な行

年換算保険料	13
--------	----

## ● は行

反社会的勢力に対する基本方針	42
販売形態	28・29・30
ビリーブ	35
ファインセーブ	34
フォース	33・35
プライバシーポリシー	45
ブリッジ	34
法令等遵守の態勢	37・38
保険業法第二百二十一条第一項第一号の確認 (第三分野 保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性	41
保険金・給付金の支払態勢	22・23・24・25
保険金等支払金	14
保険金等支払審議部会	23
保険料等収入	14
保有契約高	13

## ● ろ行

利益相反管理態勢	42
リスク管理組織体系図	39
リリーフ・ダブル	30・32・34



## お問合せ先

### 電話でのお問合せ先

#### ご加入を検討中のお客さま

##### ■ 通信販売商品

フリーダイヤル **0120-679-250**

受付時間/月曜～金曜 9:00～21:00  
土曜・日曜・祝日 9:00～18:00 (年末年始を除く)

##### ■ 代理店(対面)商品

フリーダイヤル **0120-007-223**

受付時間/月曜～金曜 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

#### ご契約中のお客さま

フリーダイヤル **0120-506-094**

受付時間/月曜～土曜 9:00～18:00 (日・祝日・年末年始を除く)

### FAXでのお問合せ先

お電話でのお問合せが困難なお客さま向けに、FAX(フリーダイヤル)をご用意しています。  
当社ホームページから「保険契約に関するお申し出内容連絡用紙」をダウンロードいただけます。

#### FAX

フリーダイヤル **0120-911-980**  
24時間

ただし当社からのご連絡は月曜～金曜 9:00～18:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)となります。

### 保険金・給付金お問合せ窓口

フリーダイヤル **0120-506-053**

※保険金・給付金請求に関するお問合せは、受取人ご本人様よりお願いいたします。  
※支払結果相談窓口(支払結果にご質問がある場合は、音声ガイダンスで「1」をプッシュ)  
受付時間/月曜～金曜 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始の休業日を除く)  
※保険金・給付金等のご請求手続きは、音声ガイダンスで「2」をプッシュ  
受付時間/月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始の休業日を除く)

### 生命保険の一般的なお問合せ・お客様相談窓口・個人情報問合せ窓口

フリーダイヤル **0120-227-780**

受付時間/月曜～金曜 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

## オリックス生命ホームページのご案内

ホームページでは当社に関する最新情報や、  
ご契約に関する各種お手続き、  
加入のご検討に役立つツールなどをご用意しています。

オリックス生命 ホームページ

アドレス <http://www.orix.co.jp/ins/>



オリックス生命の現状2013 (2013年7月作成)

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



**オリックス生命保険株式会社**

本社 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ 〒107-0052  
TEL. (03) 6862-6300  
<http://www.orix.co.jp/ins/>

